

## 百舌鳥・古市古墳群 遺産影響評価マニュアル（案）の方向性

平成 31 年 4 月 文化庁「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」に基づき作成

### 項目

1. 百舌鳥・古市古墳群の概要
2. 保存管理の方針  
→包括的保存管理計画から抜粋
3. 遺産影響評価の対象と実施主体  
→「遺産影響評価の枠組み 事業計画地別の取り扱い」に基づき対象を整理
4. 遺産影響評価の手順と体制  
→詳細な **HIA** は、「緩衝地帯内における許認可等フロー例」(包括的保存管理計画 **P.69**)  
において手順を整理
5. 遺産影響評価書の作成  
→章立てを提示（詳細な **HIA**）
  - 1 はじめに
  - 2 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要
  - 3 評価の方法および実施主体者
  - 4 事業の概要
  - 5 事業による資産への影響
  - 6 評価
6. 世界遺産委員会への報告

## 大仙公園基本計画の遺産影響評価書(案)

### 要 約

本文書は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」のうち、百舌鳥エリアの構成資産に隣接、または構成資産を内包する大仙公園の将来像を示す「大仙公園基本計画」を対象とする遺産影響評価書である。

大仙公園基本計画は古墳の分布と地形に基づくエリア毎に機能を定めており、施設設置等によって顕著な普遍的価値に負の影響を与えるものではなく、植栽管理等により顕著な普遍的価値の向上に寄与するものである。

### 目 次

1	はじめに	2
2	世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要	2
	(1) 名称	
	(2) 世界遺産一覧表への記載日	
	(3) 構成資産一覧	
	(4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲	
	(5) 顕著な普遍的価値	
	(6) 国内法による資産の保全	
	(7) 第43回世界遺産委員会における追加的勧告	
3	評価の方法および実施主体者	6
4	計画の概要	7
	(1) 名称	
	(2) 対象範囲	
	(3) 全体概要	
5	計画による資産への影響	16
	(1) 「顕著な普遍的な価値」への影響	
	(2) 「緩衝地帯の保全」への影響	
6	評価	17

## 1 はじめに

本文書は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」のうち、百舌鳥エリアの構成資産に隣接、または構成資産を内包する大仙公園の将来像を示す「大仙公園基本計画」を対象とする遺産影響評価書である。

本計画に該当する構成資産は、2（3）構成資産一覧で示す49基のうちの18基である。

## 2 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要

### (1) 名称

百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－

### (2) 世界遺産一覧表への記載日

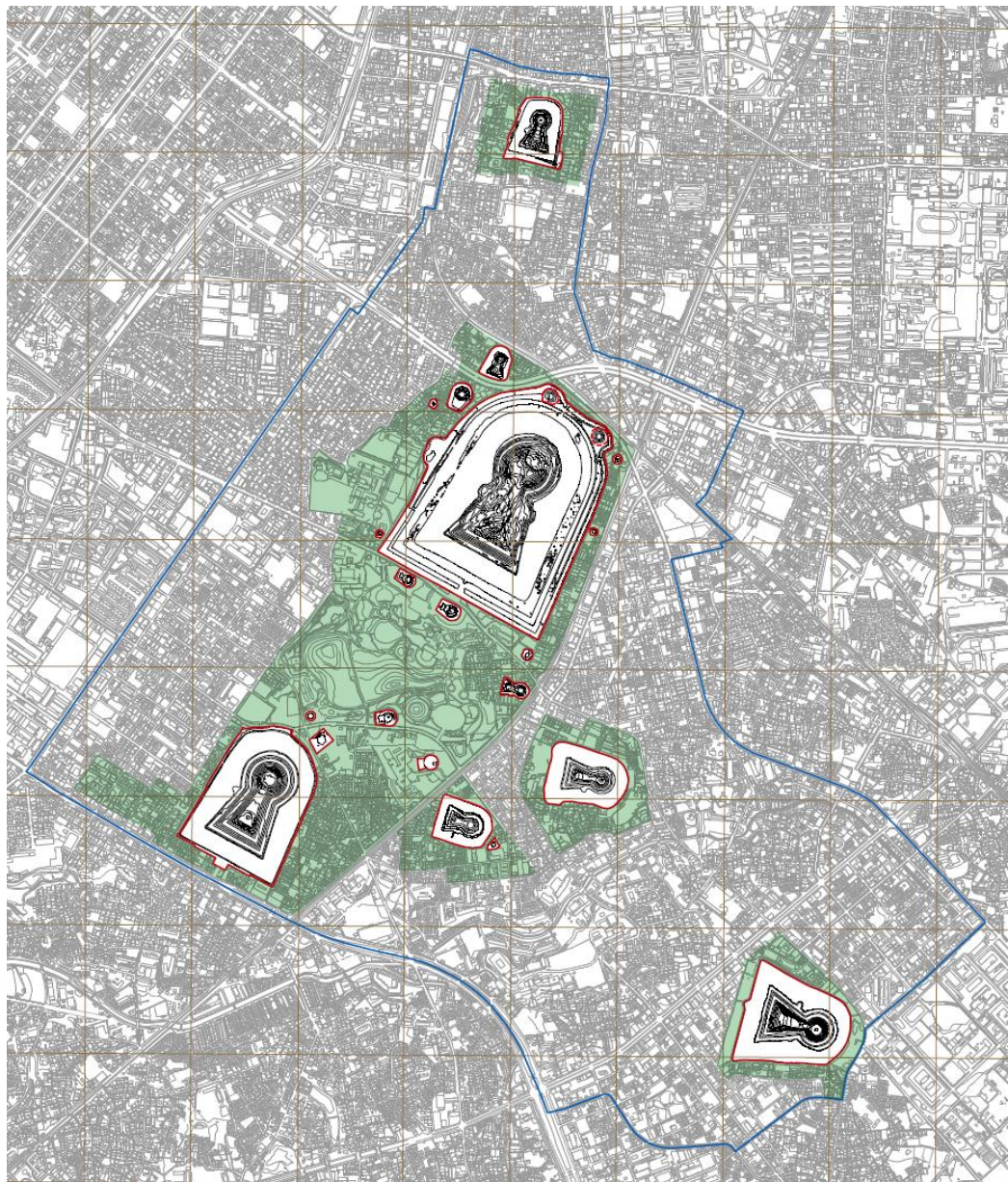
令和元年7月6日

### (3) 構成資産一覧

資産 No.	構成資産の名称	所在地	中心座標		大仙公園都市計画決定区域に 隣接する構成資産、 または内包される構成資産、
			経度	緯度	
1	反正天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34°34' 34"	E 135° 29' 18"	
2	仁徳天皇陵古墳、茶山古墳 及び大安寺山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 53"	E 135° 29' 16"	○
	2-1 仁徳天皇陵古墳				
	2-2 茶山古墳				
	2-3 大安寺山古墳				
3	永山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 05"	E 135° 29' 12"	○
4	源右衛門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 54"	E 135° 29' 28"	○
5	塚廻古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 29' 26"	○
6	収塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 31"	E 135° 29' 16"	○
7	孫太夫山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 36"	E 135° 29' 06"	○
8	竜佐山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 40"	E 135° 29' 00"	○
9	銅亀山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 28' 56"	○
10	菰山塚古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 03"	○
11	丸保山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 07"	○
12	長塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 29"	E 135° 29' 16"	○

13	旗塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 58"	○	
14	銭塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 18"	E 135° 29' 03"	○	
15	履中天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 14"	E 135° 28' 39"	○	
16	寺山南山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 22"	E 135° 28' 48"	○	
17	七観音古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 46"	○	
18	いたすけ古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 11"	E 135° 29' 09"		
19	善右エ門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 09"	E 135° 29' 11"		
20	御廟山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 17"	E 135° 29' 27"		
21	ニサンザイ古墳	大阪府堺市	N 34° 32' 48"	E 135° 29' 58"		
22	津堂城山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"		
23	仲哀天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 57"	E 135° 35' 39"		
24	鉢塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 04"	E 135° 35' 45"		
25	允恭天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 23"	E 135° 37' 00"		
26	仲姫命陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"		
27	鍋塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 17"	E 135° 34' 53"		
28	助太山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 47"		
29	中山塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 49"		
30	八島塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 52"		
31	古室山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 34"		
32	大鳥塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 01"	E 135° 36' 32"		
33	応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及び二ツ塚古墳		N 34° 33' 44"	E 135° 36' 34"		
	33-1	応神天皇陵古墳				大阪府羽曳野市
	33-2	誉田丸山古墳				
	33-3	二ツ塚古墳				
34	東馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 50"	E 135° 36' 44"		
35	栗塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 46"	E 135° 36' 45"		
36	東山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 42"	E 135° 36' 19"		
37	はごみ山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 42"	E135° 36' 08"		
38	墓山古墳	大阪府羽曳野市, 大阪府藤井寺市	N34° 33' 28"	E135° 36' 16"		
39	野中古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 32"	E135° 36' 16"		
40	向墓山古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 26"	E135° 36' 22"		
41	西馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 22"	E135° 36' 24"		
42	浄元寺山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 25"	E135° 36' 07"		
43	青山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 21"	E135° 36' 02"		
44	峯ヶ塚古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 09"	E135° 35' 51"		
45	白鳥陵古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 04"	E135° 36' 16"		

(4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲



凡例  
 構成資産  
 緩衝地帯  
 重点ゾーン

SCALE 1:25,000  
 0 200 400 1,000m

制限内容	緩衝地帯	
	重点ゾーン	
建築物の高さ制限	31m以下に制限（一部 45m）	10mまたは 15m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止

#### (5) 顕著な普遍的価値

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の顕著な普遍的価値は、第43回世界遺産委員会決議で採択された「顕著な普遍的価値の言明」において、次の属性によって示される。

大項目	細項目
a) 49基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物(副葬品、埋葬施設、埴輪を含む)
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり
c) 無形的(古墳に備わった葬送文化的)な側面	c1) 独特な葬送習慣
	c2) 儀礼のための使用の物証

#### (6) 国内法による資産の保全

構成資産の保存管理及び緩衝地帯の保全は、法令に基づいて実施され、「百舌鳥・古市古墳群世界遺産推薦書付属資料1. a 包括的保存管理計画」(以下「包括的保存管理計画」)において以下のとおり示されている。

##### 4-1-(1) 構成資産の適切な保存管理の継続

###### a. 法令に基づく保護

構成資産については、その価値を構成する要素を含む範囲を天皇及び皇族の墓所である陵墓及び/または文化財保護法上の史跡として指定し、それぞれの社会的位置づけやこれまでの保存の経緯などもふまえて、万全の保護措置を講じている。

陵墓は、皇室典範により「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る及びその他の皇族を葬る所」と定められたものであり、その管理は伝統的に国が直接行ってきた。皇室による祭祀が現に行われている場であり、広く皇室及び国民の追慕の対象であるというその性格に鑑み、今後静安と尊厳の保持を最も大切なこととして管理を行うことから、開発が行われる余地はない。

史跡は、歴史上又は学術上価値の高い遺跡として文化財保護法に基づき国が指定を行った文化財である。その管理は同法に基づき、資産の保存管理を行う大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市や民間所有者が行っており、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為は厳重に規制されている。

【「包括的保存管理計画」47頁】

#### 4-1-(2) 周辺環境の維持・向上

##### c. 法令等による保全の実施

無秩序な開発の可能性を排除するため、衝地帯範囲内では法令による制限を設けている。緩衝地帯の開発等を規制・誘導する主たる法律は、景観法、都市計画法、屋外広告物法である。これらの法律及びそれに基づき各自治体が定める条例等の規定によって、「建築物の高さ」「建築物の色彩等の形態意匠」「屋外広告物の設置等」が規制されている。

建築等の行為を行う場合、事前に許可・認定を得ることが義務付けられており、事業者が申請段階において、申請内容が制限等に適合するかを、行政機関が適切に審査するとともに、必要な指導・助言することで古墳周辺の良好な環境が保全される。

【「包括的保存管理計画」 61頁】

#### (7) 第43回世界遺産委員会における追加的勧告

世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 の 4.h)において、大仙公園基本計画の遺産影響評価について指摘がなされた。

h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、公園の開発・整備の計画、自転車博物館、大山公園整備計画、展望場所の新設・改修、南海鉄道高野線の高架化事業など。保存管理システムと、資産の法的保護の枠組みをより直接結び付けることを含め、遺産影響評価の手続きの開発を継続すること。

### 3 評価の方法および実施主体者

大仙公園基本計画は動線計画や植栽管理、防災機能の考え方等その内容は多岐にわたるため、本評価書では資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性がある事項について検討した。具体的には機能を定めたエリア設定及び古墳の見せ方に関する計画が顕著な普遍的価値の保全に配慮されているか否かについて確認を行った。

評価は計画策定主体者である堺市が実施した。





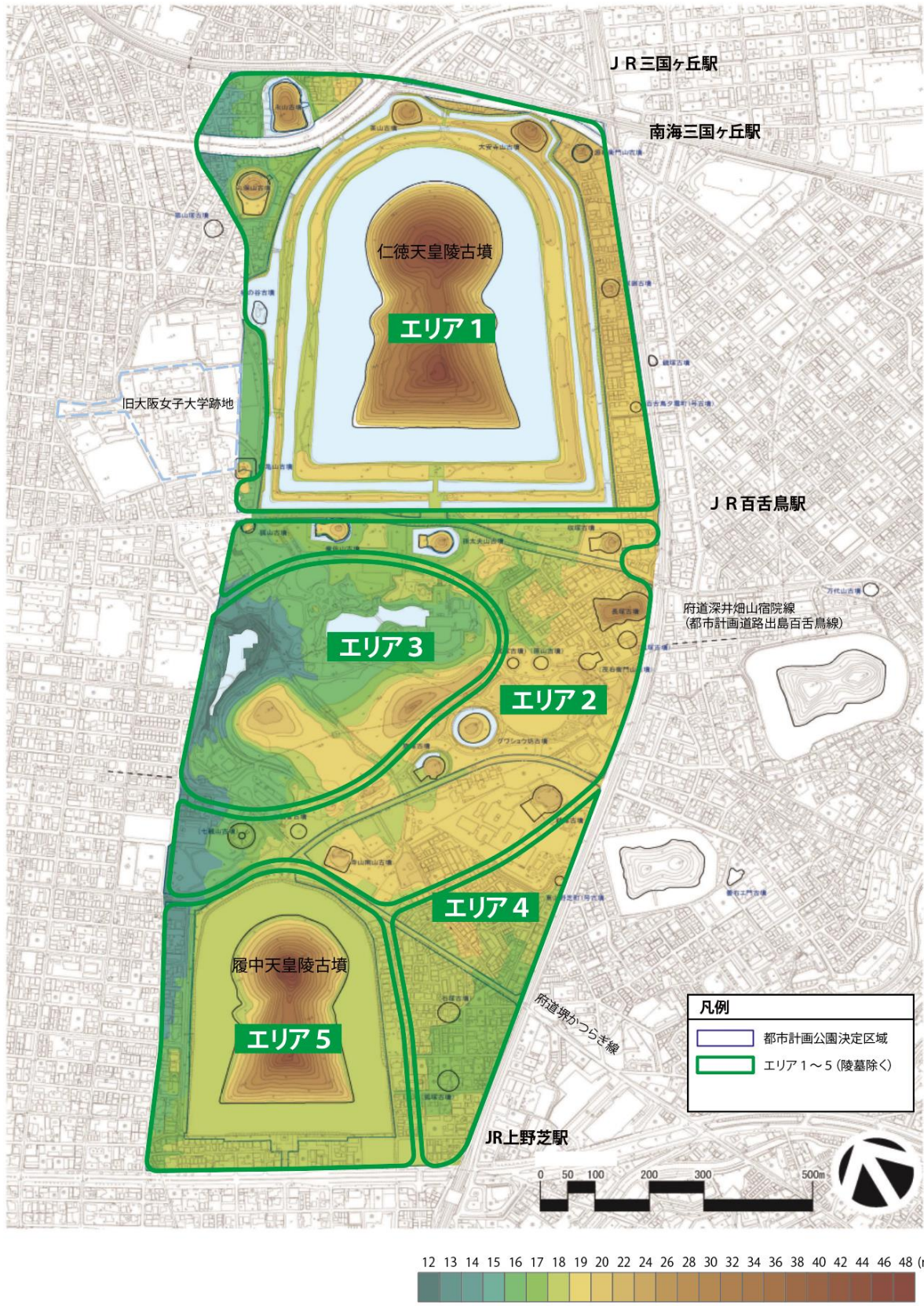


図4 エリア設定図

表1 各エリアの機能と施設整備のイメージ

エリア名	機能分類	主な機能	エリアに求められる利活用の機能	主要施設
<b>エリア1</b> <b>エリア5</b> (陵墓を除く)	利活用	(1) レクリエーション	②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（駅前広場と一体的なサブ的な広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（遊具等）</li> <li>・教養施設（案内板等）</li> <li>・視点場</li> </ul>
		(2) 健康	②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	①陵墓の雄大さを体感できる周遊機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能	
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能	
	景観形成	(1) 景観	①古墳の緑と水辺が一体となった百舌鳥野の景観形成 ③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ・南海三国ヶ丘駅からのアクセスを考慮したエントランス空間とする。 ・マツなどの特徴ある樹種にて陵墓の周囲を誘導し、陵墓への見通しを確保する。 ・JR 阪和線から陵墓への車窓景観を考慮した植栽密度とする。 ・周遊路からの景観にリズムを生むため陵墓を見え隠れさせる樹林帯を設ける。 ・住宅や幹線道路との境界にはバッファとしての機能を持たせる。	
(2) 環境		①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能		
<b>エリア2</b> (陵墓を除く)	利活用	(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（駅前広場と一体的なメインの広場、催し広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（遊具等）</li> <li>・教養施設（都市緑化センター、案内板等）</li> <li>・便益施設（観光案内所、飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> <li>※小規模なもの</li> <li>・防災施設（防災倉庫、防災トイレ等）</li> <li>・管理事務所</li> <li>・視点場</li> </ul>
		(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	①古墳群を身近に体感できる周遊機能 ②観光事業の実施、イベント等が開催できる場としての機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能 ④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）	
		(4) 文化・教養	①文化活動、文化発表の場としての機能 ②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能	
		(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能 ②大規模災害後の復興の拠点機能	
	景観形成	(1) 景観	②資産としての古墳群の連なりを活かした景観形成 ③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・JR 百舌鳥駅の駅前広場と一体的なエントランス空間とする。 ・駅前からの陵墓への見通しや、古墳群の連なりを視覚的に把握できるようにするため、落葉広葉樹の高木を中心とした疎林とする。 ・古墳群に対する視点場や主園路からのシークエンス景観を考慮し、樹木を効果的に配置する。 ・既存の主園路の桜並木からの連続性を確保する。	
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能	

エリア名	機能分類	主な機能	エリアに求められる利活用の機能	主要施設
エリア3	利活用	(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（大芝生広場、憩いの広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（桜街道、修景池、植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（児童の森、遊具等）</li> <li>・教養施設（日本庭園、茶室、博物館、図書館、平和塔、案内板等）</li> <li>・便益施設（飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> <li>・防災施設（防災倉庫、防災トイレ等）</li> </ul>
		(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	②観光事業の実施、イベント等が開催できる場としての機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能 ④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）	
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能	
		(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能 ②大規模災害後の復興の拠点機能	
	景観形成	(1) 景観	⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・既存の植栽を活かしながら、陵墓へ視線が抜ける部分を確保するなど、樹木密度に濃淡をつくる。 ・施設と周辺景観との調和を図る植栽配置とする。 ・集客施設へのアプローチを考慮した植栽とする。 ・エリア2との境界付近に植栽を配置することにより、古墳群への視線を誘導する。 ・既存の主園路の桜並木など花の名所としての管理を行う。	
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能	
エリア4	利活用	(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（駅前広場と一体的なサブ的な広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（遊具等）</li> <li>・教養施設（履中天皇陵古墳ビュースポット）</li> <li>・便益施設（飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> </ul>
		(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）	
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能	
		(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能	
	景観形成	(1) 景観	③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ④陵墓の雄大さを引き立てる引き空間としての機能 ⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・JR 上野芝駅からのアクセスを考慮したエントランス空間とする。 ・JR 阪和線から陵墓への車窓景観に配慮し、陵墓の引き空間として、落葉広葉樹の高木を中心とした疎林とする。 ・マツなどの特徴ある樹種にて陵墓の周囲を誘導し、陵墓への見通しを確保する。 ・陵墓への車窓景観にリズムを生むため、視界から陵墓を見え隠れさせる樹林帯を設ける。また、エリア2との境界付近に配置することにより古墳群への視線を誘導する。 ・既存の主園路の桜並木からの連続性を確保する。	
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能	



## ■古墳の見せ方と植栽の考え方(短期)

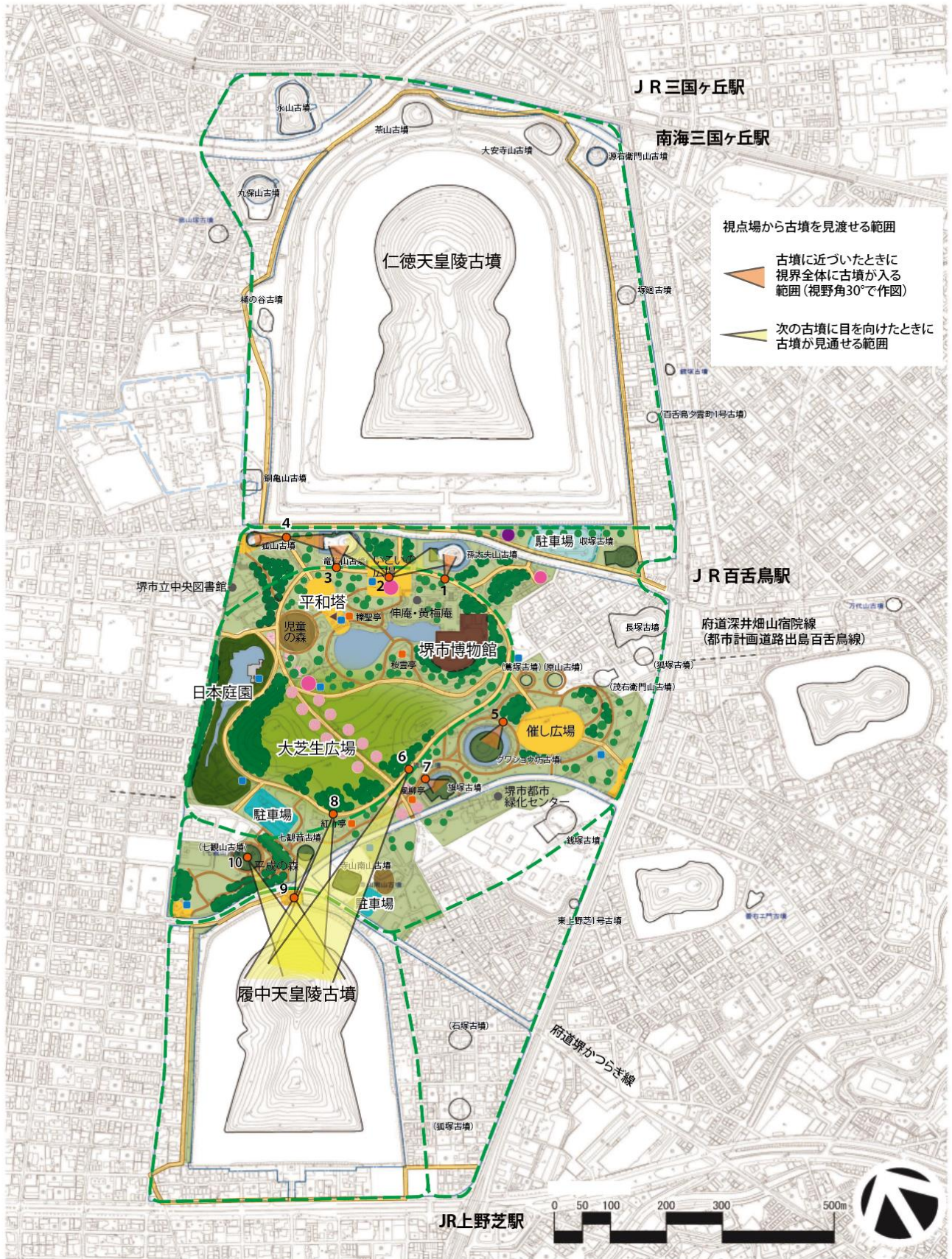


図6 古墳の見せ方と植栽の考え方(短期)





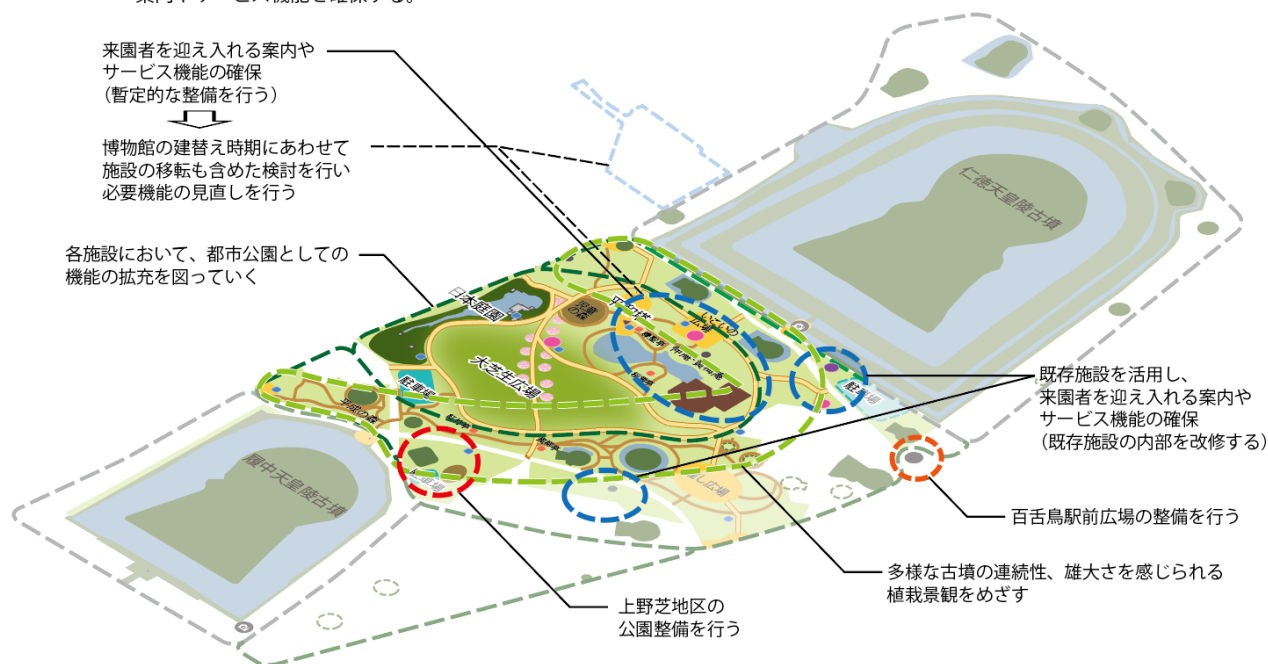
図8 園内景観・車窓景観の考え方

## 大仙公園の短期～中期の変遷イメージ

短期～中期にわたり、世界遺産のある公園として、多様な古墳の連続性や雄大さを感じる公園を目指し、時代の状況・要請に合わせて柔軟に計画を変化させながら、公園の整備を進めていく。

### ■大仙公園の将来像図(短期)

世界遺産のある公園として、現在の公園区域内で、資産に配慮した景観形成と来園者を迎える案内やサービス機能を確保する。



### ■大仙公園の将来像図(中期)

百舌鳥駅前地区について、世界遺産への玄関口となるエントランス空間の整備を行う。



図9 大仙公園の短期～中期の整備イメージ



## 5 計画による資産への影響

### (1) 「顕著な普遍的価値」への影響

顕著な普遍的価値への影響を評価するにあたっては、第43回世界遺産委員会決議で採択された「顕著な普遍的価値の言明」において示された属性に基づいて検討を行った。

#### a) 49基の墳墓（世界遺産の構成資産）

本計画では古墳の分布や地形に基づき大仙公園に5つのエリアを設定し、エリア毎に機能や施設整備の方向性を示した【図4・表1】。谷地形にあたり古墳が存在しないエリア3は、都市公園として機能を高めるエリアとして必要な施設設置を認める一方で、古墳が点在するエリア2では古墳を確実に保全し、古墳が連続する景観を創出するため、便益施設等の設置は小規模なものに限るなど、古墳の保全に配慮された計画となっている。あわせてこれらの公園の開発・整備の計画に関しては、必要に応じて遺産影響評価を実施することが明記されている。

また、世界遺産委員会決議43 COM 8B.18の4.追加的勧告c)において、構成資産の整備は「計画と保存の目的及び顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること」が指摘された。本計画は構成資産の整備計画までかかるものではないが、今後、公園内の構成資産の整備は、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会や百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会議に諮りながら計画を策定し、遺産影響評価を実施したうえで事業を進めるものである。

したがって、公園の開発や構成資産の整備によって、古墳それ自体が内包する「幾何学的形状」、「築造方法と材料」、「濠」、「考古遺物と内包物（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）」に直接影響を与えることはない。

#### b) 古墳のセッティング

本計画では植生・植栽に関する考え方として、「多様な古墳の連続性や雄大さを感じることができるよう古墳の見え方・見通しに配慮しつつ、古墳への見通しに影響しない場所については、一定の緑量を確保し、都市公園としての快適性を確保する」ことを示している。古墳が点在するエリア2は、樹木密度を調整し、段階的に古墳への眺望を確保した樹林へ転換し、古墳が連なる景観を創出するため、「古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり」はさらに向上することが期待される。便益施設等の設置についても先述のとおり一定の制限があるため、「古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり」に負の影響を与えることはない【図5～7】。

公園外周部のうち、エリア4にあたるJR阪和線沿いの一部区間は開放的な空間とし、電車から公園内の古墳への眺望を確保することが示されており、「大阪地域での古墳の視覚的存在感」についてもさらに向上することが期待され、負の影響を与えることはない【図8】。

#### c) 無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面

古墳が点在するエリア2における開発や構成資産の整備は遺産影響評価を基に実施するため、

古墳それ自体が内包する古墳の外形や埴輪・葺石等によって示される葬送儀礼の舞台としての特性及び埋葬施設等で表される「独特な葬送習慣の物証」に影響を与えることはない。

仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳では、現在も皇室による祭祀が拝所で行われている。拝所は本計画の対象外であるが、拝所を含むエリア1と5は「陵墓であるシンボリック存在の仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳と一体となった、緑豊かな百舌鳥野の風景を印象づけるエリア」に位置付けられ、拝所周辺は陵墓との一体的な空間形成を目指すため、「儀礼のための使用の物証」にも影響を与えることはない。

## (2) 「緩衝地帯の保全」への影響

大仙公園は緩衝地帯内の重点ゾーンに該当し、開発は法令により厳しく制限される。今後計画される公園内の開発は景観協議(\*)を経て実施されるため、緩衝地帯の保全に影響を与えることはない。また、公園の開発について遺産影響評価の実施を求める世界遺産委員会決議の追加的勧告を受け、公園内の開発については、その実施を本計画では定めていることから、緩衝地帯の保全に影響を与えることはない。

\*景観法、景観条例、建築基準法、屋外広告物法、国外広告物条例による事前協議、認定、許可及び審査等の手続きを総称。

## 6 評価

- (1) 本計画は古墳の分布と地形に基づくエリア毎に機能を定めており、施設設置等によって顕著な普遍的価値に負の影響を与えるものではない。また、緩衝地帯の保全についても適切になされ、顕著な普遍的価値を保護する機能に阻害をきたさない。
- (2) 本計画は植栽管理により顕著な普遍的価値の向上に寄与する。
- (3) 今後、計画される公園内の開発については、必要に応じて遺産影響評価を実施することが明記されている。遺産影響評価は、「百舌鳥・古市古墳群 遺産影響評価マニュアル」に基づき実施する。
- (4) 以上から、大仙公園基本計画は百舌鳥・古市古墳群に与える負の影響はないと評価する。

大仙公園基本計画の改定における検討過程及び今後のスケジュール（予定）

〈検討過程〉

- 平成 29 年 5 月 15 日 大仙公園基本計画の改定について（第 15 回推薦書作成検討委員会後）  
改定作業の開始を説明。
- 平成 29 年 6 月 28 日 第 16 回推薦書作成検討委員会  
対象範囲、旧計画（昭和 47 年策定）、スケジュール（令和元年度まで）、都市計画決定区域、関連計画との整合性、実施体制、推薦書作成検討委員会との関連等の説明、検討。
- （平成 29 年 8 月 29 日 史跡百舌鳥古墳群整備委員会）  
現状の課題、エリア設定の考え方等の説明、検討。
- 平成 29 年 9 月 5 日 第 17 回推薦書作成検討委員会  
現状の課題、エリア設定の考え方等の説明、検討。
- （平成 29 年 11 月 6 日 史跡百舌鳥古墳群整備委員会）  
基本理念、基本方針、利活用のイメージ、緑の将来像、動線計画等の説明、検討。
- 平成 30 年 2 月 1 日 第 18 回推薦書作成検討委員会  
対象範囲、旧計画、現状の課題、エリア設定の考え方、実施体制、スケジュール、基本理念、基本方針、利活用のイメージ、緑の将来像、動線計画等の説明、検討。
- 平成 30 年 6 月 25 日 第 19 回推薦書作成検討委員会・第 1 回学術委員会  
検討状況の概要版を作成し、これまでの検討経過を整理・報告。
- 平成 30 年 8 月 23 日 第 20 回推薦書作成検討委員会・第 2 回学術委員会  
非提示。
- 平成 30 年 9 月 25 日 イコモスへ追加資料として「大仙公園基本整備計画の改定」送付  
背景と目的、計画全体の経過、基本概念、基本方針、エリア設定と利用計画、緑地計画、公園の入り口と交通動線
- 平成 30 年 12 月 17 日 第 21 回推薦書作成検討委員会・第 3 回学術委員会  
スケジュール、作業状況報告。
- 平成 31 年 3 月 8 日 第 22 回推薦書作成検討委員会・第 4 回学術委員会  
非提示。
- 令和元年 9 月 17 日 第 5 回学術委員会  
各エリアの機能と施設整備のイメージ、植栽のイメージ断面図、将来像イメージ（中期・長期）を提示。
- 令和元年 12 月 17 日 第 6 回学術委員会  
短期～中期の変遷イメージ、古墳の見せ方と植栽の考え方（短期・中期）、百舌鳥駅周辺の機能配置イメージを提示
- 令和 2 年 2 月 13 日 堺市緑の政策審議会、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会  
大仙公園基本計画の改定の進捗状況の報告

- ・令和2年4月24日 第7回学術委員会  
非提示。

- ・令和2年10月8日 第8回学術委員会  
大仙公園基本計画改定（案）、大仙公園基本計画遺産影響評価（案）の提示

#### 〈今後のスケジュール（予定）〉

- ・令和2年11月頃 堺市緑の政策審議会  
大仙公園基本計画改定（案）の提示

- ・令和2年12月頃 第9回学術委員会  
大仙公園基本計画遺産影響評価（案）の提示

- ・令和2年12月頃 パブリックコメント実施（約1ヶ月間）

- ・令和3年4月頃 大仙公園基本計画の改定・一般公表

(素案)

# 大仙公園基本計画

令和〇年〇月 改定

堺 市

## 目次

<b>第1章 計画策定に向けた前提条件の整理</b> .....	1
1. 計画の前提 .....	1
1-1 背景・目的 .....	1
1-2 対象範囲 .....	1
1-3 全体計画の経緯 .....	2
1-4 検討フロー .....	2
2. 計画条件の整理 .....	3
2-1 自然条件 .....	3
2-2 社会条件 .....	7
2-3 人文条件 .....	13
2-4 上位・関連計画 .....	17
3. 大仙公園の概要 .....	24
3-1 公園の整備等の経緯 .....	24
3-2 公園の主要施設 .....	25
1) 主要施設の概要 .....	28
2) 利用状況 .....	32
4. 百舌鳥・古市古墳群について .....	34
4-1 エリア .....	34
4-2 世界遺産登録までの経緯 .....	35
<b>第2章 基本的な考え方</b> .....	36
1. 基本計画改定の考え方 .....	36
2. 基本理念 .....	36
3. 基本方針 .....	37
1) 古墳を活かした百舌鳥野の風景づくり .....	37
2) 訪れる人々をもてなす施設づくり .....	37
3) より多くの人々を呼び込むきっかけづくり .....	37
<b>第3章 施設の再配置等の検討</b> .....	38
1. エリア設定の考え方 .....	38
1) エリア設定の考え方 .....	38
2. 利活用のイメージ .....	40
1) 大仙公園における機能の整理 .....	40
2) エリア毎の機能の整理 .....	41
3) 利活用イメージ .....	43
4) 短期的な取り組み .....	44
5) 案内サイン .....	44
3. 公園動線計画 .....	46
1) 公園エントランス .....	46

2) 動線計画 .....	48
4. 緑地景観の創出.....	51
1) 古墳を感じられる園内景観、車窓景観の創出 .....	51
2) 古墳や古墳群の視点場の設定.....	52
2-1) 仁徳天皇陵古墳.....	52
2-2) 履中天皇陵古墳.....	52
5. 植栽の将来像.....	53
1) 植生・植栽に関する考え方 .....	53
2) エリアごとの植栽イメージ .....	53
3) 植栽のゾーニング .....	54
6. 維持管理計画.....	57
1) 植栽管理 .....	57
2) 防災機能の考え方 .....	63
7. 事業計画の考え方 .....	64
1) 時代の要請に柔軟に対応する段階整備の推進 .....	64
2) 事業進捗・事業効果の効果・検証.....	64
3) 遺産影響評価の実施 .....	64
8. 地区別整備の方向性 .....	68
1) JR 百舌鳥駅前エリア .....	68
2) 大阪女子大学跡地 .....	72
<b>第4章 今後の検討課題 .....</b>	<b>74</b>

# 第1章 計画策定に向けた前提条件の整理

## 1. 計画の前提

### 1-1 背景・目的

大仙公園は堺市の中央部に位置するシンボルパークであり、令和元年7月、世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群のうち、百舌鳥エリアの構成資産に隣接し、包含する公園である。

昭和22年に都市計画決定（都市計画区域81.10ha、現在の開設面積38.50ha）された総合公園であり、昭和47年に、公園整備の方向性やその将来像を示す大仙公園基本計画を策定した。その後、博物館や日本庭園などの大規模な施設整備については、大仙公園基本計画をもとに、個別の整備計画を策定し整備を行ってきた。

構成資産を含む史跡百舌鳥古墳群においては、史跡に指定された古墳の保存管理に万全を期すために、平成26年度に「国指定史跡 百舌鳥古墳群保存管理計画」、平成29年度に「国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）」を策定した。

また、令和元年5月のイコモス勧告及び7月の第43回世界遺産委員会登録決議の内容を鑑みると、構成資産およびその周辺環境の適切な保全、管理が求められている。

以上を踏まえ、大仙公園の整備の方向性や管理方法は、史跡百舌鳥古墳群にも影響が及ぶこととなるため、古墳の適切な保存管理に向けて昭和47年に策定した本計画の改定を行うものとする。

※イコモス：ユネスコの諮問機関

### 1-2 対象範囲

大仙公園都市計画区域（昭和22年1月決定：総合公園）

[都市計画面積] 81.10 ヘクタール

[開設面積] 38.50 ヘクタール（令和2年3月31日現在）



図-1 対象地の位置

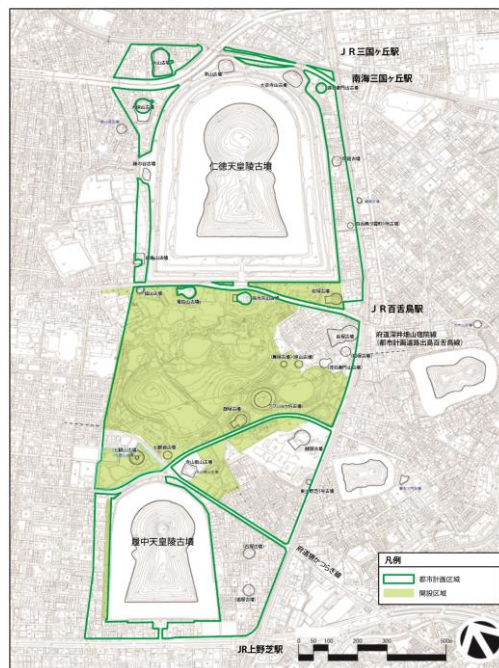


図-2 大仙公園の都市計画区域及び開設区域



### 1-3 全体計画の経緯

大仙公園に関する全体計画については、昭和47年に日本公園緑地協会に委託し策定した「大仙公園基本計画」の報告書により全域の整備の方向性や将来像を示している。

その後、大仙公園の「天皇陛下即位50年記念公園」の指定や、「大郷土博物館構想」、「都市緑化植物園」、小田原市からの「黄梅庵」茶室の移設計画等を受けて、昭和53年に全体計画との調和を図り、将来にわたる大仙公園整備の指針となる「大仙公園基本設計説明書」を策定している。

博物館や日本庭園等の大規模施設は、施設の整備構想や計画を個別に策定し、施設整備を進めてきた。

### 1-4 検討フロー

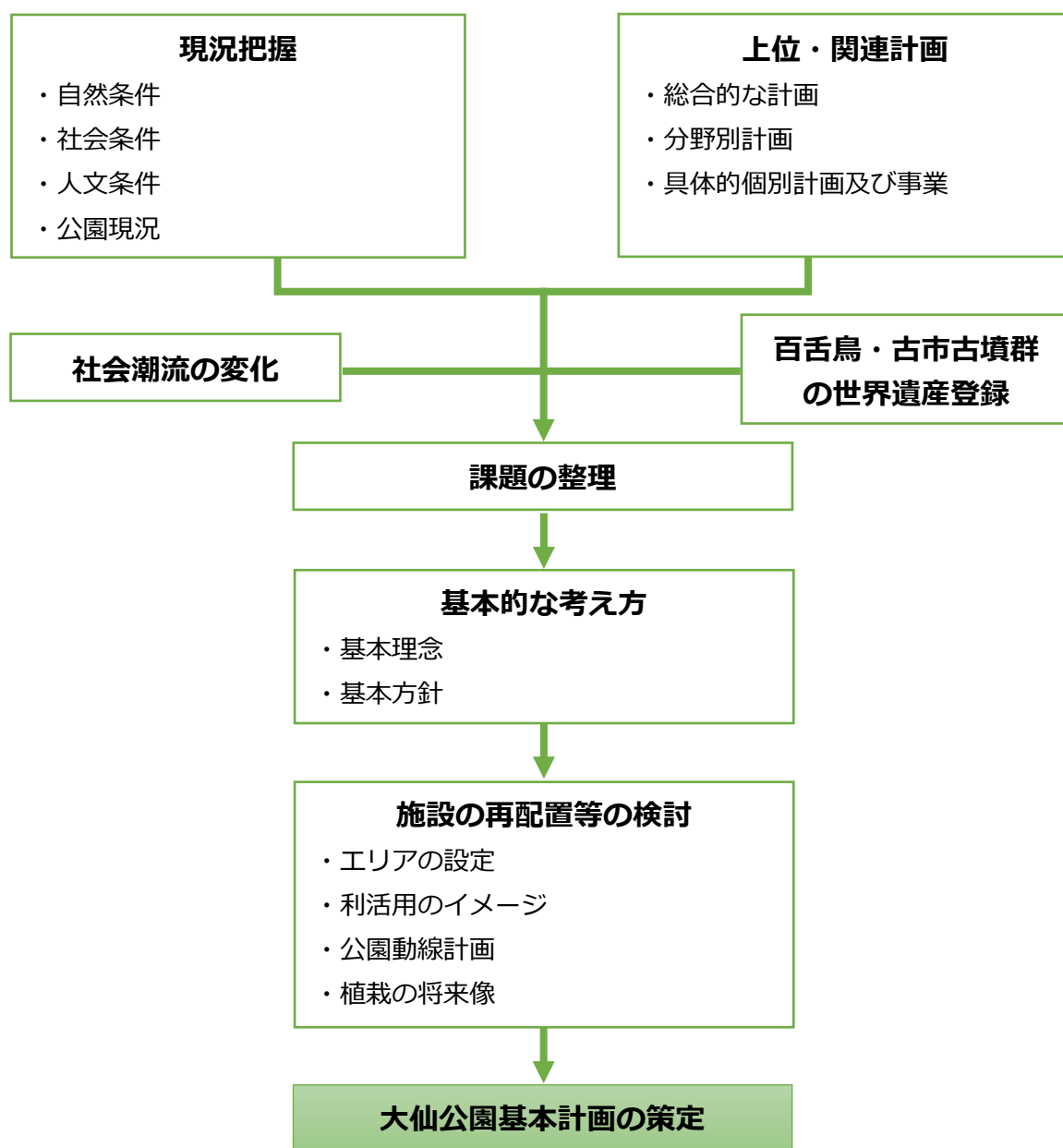


図-3 検討フロー

## 2. 計画条件の整理

### 2-1 自然条件

#### (1) 気候

堺市は瀬戸内海式気候に属し、具体的に南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」それ以外は「大阪平野気候型区」に入る。

平年気温は16℃～17℃と温暖であり、降水量は年間1,000～1,500mm程度で全国的にみても平均より少ない方である。また、年間平均風速は2～3m/秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。

表-1 気温、湿度、降水量の月平均値

項目	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
気温	平年 (H19～H28)	14.5	19.5	23.3	27.3	28.6	24.7	19.3	13.3	8.2	5.5	6.1	9.4	16.7
	平成29年度	14.8	19.8	21.6	27.5	28	23.3	17.5	11.7	6.3	4.3	4.5	10.6	15.9
湿度	平年 (H19～H28)	60.1	60.9	70.2	71.6	67.2	68.3	65.9	67	64.8	64.2	64.8	61.7	65.6
	平成29年度	66.6	66.5	69.5	78.8	73.5	72.7	82.4	75.2	69.9	73.5	67.8	68.9	72.2
降水量	平年 (H19～H28)	100.4	119.2	171.9	155.4	95.4	160.5	122	75.7	65.6	51.7	69.8	113.1	1,294.5
	平成29年度	72.5	83	121	49.5	92.5	119.5	467	55.5	27	62.5	29	124.5	1,303.5

表-2 風速平均値 (単位：m/s) (平成29年度)

測定局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
三宝	1.6	1.4	1.5	1.5	1.7	1.6	1.6	1.2	1.4	1.5	1.4	1.7	1.5
少林寺	2.4	2.1	2.1	2.3	2.5	2.3	2.3	2.1	2.7	2.8	2.6	2.5	2.4
石津	2.6	2.3	2.4	2.5	2.8	2.5	2.5	2.4	3	3	2.7	2.7	2.6
浜寺	2.8	2.4	2.5	2.6	2.9	2.7	2.8	2.7	3.7	3.7	3.1	3	2.9
金岡南	0.9	0.7	0.7	0.8	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7
深井	2.6	2.2	2.3	2.3	2.6	2.4	2.5	2.3	3.1	3.1	2.7	2.8	2.6
登美丘	2.9	2.5	2.5	2.5	2.9	2.6	2.7	2.5	3.4	3.4	3.1	3.1	2.8
若松台	2.2	1.8	1.7	1.7	2	1.8	1.8	1.8	2.6	2.6	2.5	2.3	2.1
美原	1.7	1.1	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.8	1.9	1.8	2	1.4

表-3 風向出現頻度 (単位：%) (平成29年度)

測定局	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CALM
三宝	10.6	8.2	7.7	11.5	5.2	1.2	0.4	0.6	0.8	2	8.8	11	10.6	6.6	3.1	4.5	7.2
少林寺	3.7	8.1	9.7	7.5	5.4	3.5	2.9	2.7	3.6	5.1	6.7	10.8	11.6	6.9	3.7	4.8	3.2
石津	4.5	5.9	8.8	11.6	5	5	4.1	2	2	2.5	3.7	15.9	14.1	5.9	2.6	5.2	1.5
浜寺	6.3	5.5	8.1	7.7	7.9	5	3.6	6.4	2.1	3.2	3.6	7.9	12.7	10.3	5.1	3.5	1.2
金岡南	3.8	3.7	6.8	3.5	1.9	5.3	7.1	3.5	7.5	12.1	0.9	0.2	0.3	1.1	2.6	6.9	32.9
深井	7.1	6	6.7	8.7	8.3	5.2	3.8	2.8	2.8	4	6.3	10	11.6	6.9	3.6	4.7	1.5
登美丘	5.8	4.7	4.6	8	10.9	6.8	5.8	3.9	3	3.2	4	6.9	12.7	8.9	6.1	3.4	1.1
若松台	4.2	4.7	7.3	6.8	4.5	5.9	13	7.4	2	2.3	4.4	9.3	11.8	6.2	3.8	3.8	2.6
美原	4.1	5.4	4.3	5.4	7.9	5.8	2	2.2	3	3.1	3.9	10.1	9.3	5.3	3.8	4.7	19.7

## (2) 地勢・地形

本市の地勢は、北、西部及び臨海造成地から「平坦地」「台地」「丘陵地」に大きく区分され、市の中心部は海拔10m前後、市域南端では200m以上となっている。

北は大和川が大阪市との境界を流れて大阪湾に注ぎ、丘陵地を源流域とする石津川が市街地を貫き大阪湾に注いでいる。

大仙公園は、西側の平坦地に近い台地（中・低位の段丘）の端に位置しており、高低差がほとんどないほぼ平坦な地形である。大きくは阪和線に沿った東側が高く、大仙小学校付近が一番低くなっている。

公園周辺の微地形を見ると標高の高い台地状のところに、仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳とその周囲の陪塚群がつくられている。（陪塚：大型の古墳に近接する小規模の古墳で、その大型古墳に関連して営まれたとされるもの。）中でも仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳がとりわけ高くなっており、両古墳の墳丘の高低差は両方とも約30mある。そして谷地形となっている中央部にはどら池が位置している。陪塚や小規模古墳がV字形（以下「Vゾーン」とする。）に分布しているのは、それらが谷地形をさけて台地上に設けられたためである。

公園整備の際、谷地形であった芝生広場周辺の盛土が行われ地形に起伏が作られており、その他の部分はほぼ当初の地形のままである。

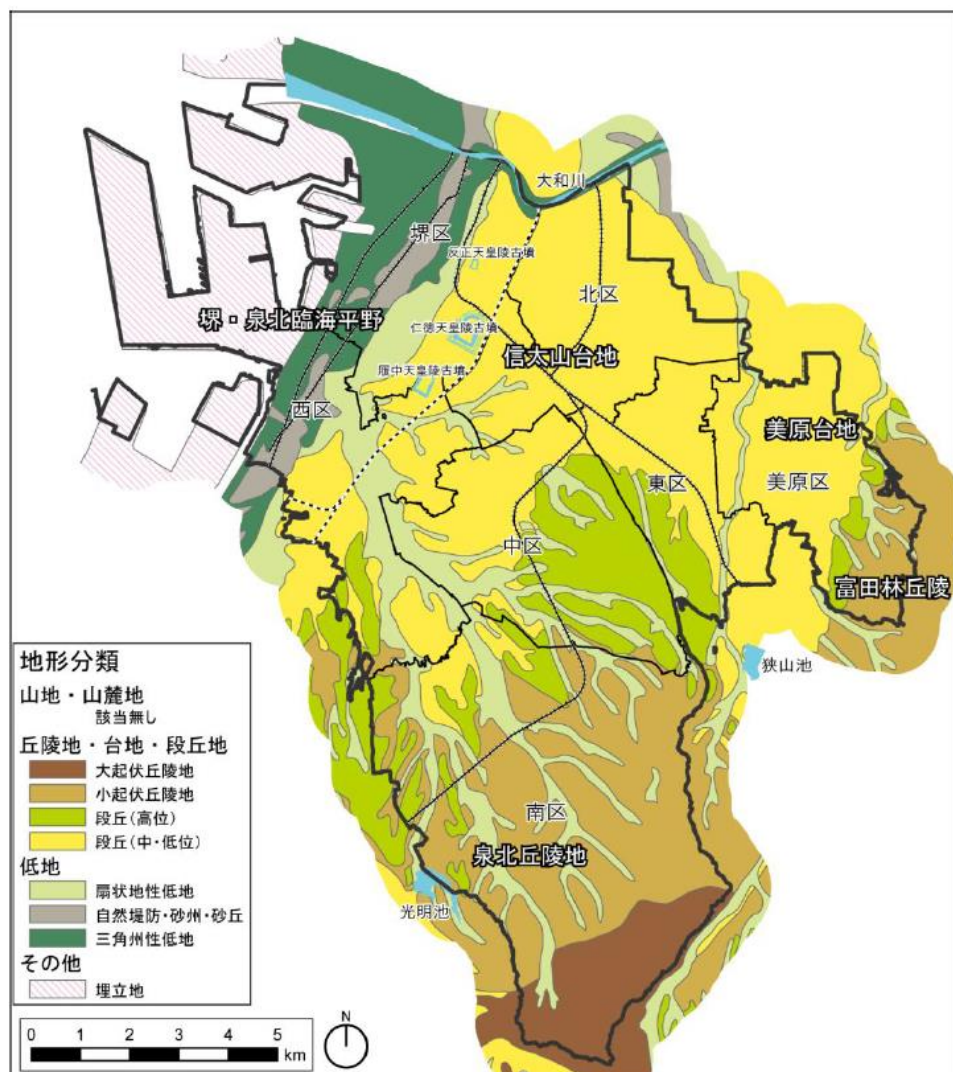


図-4 本市の地形分類

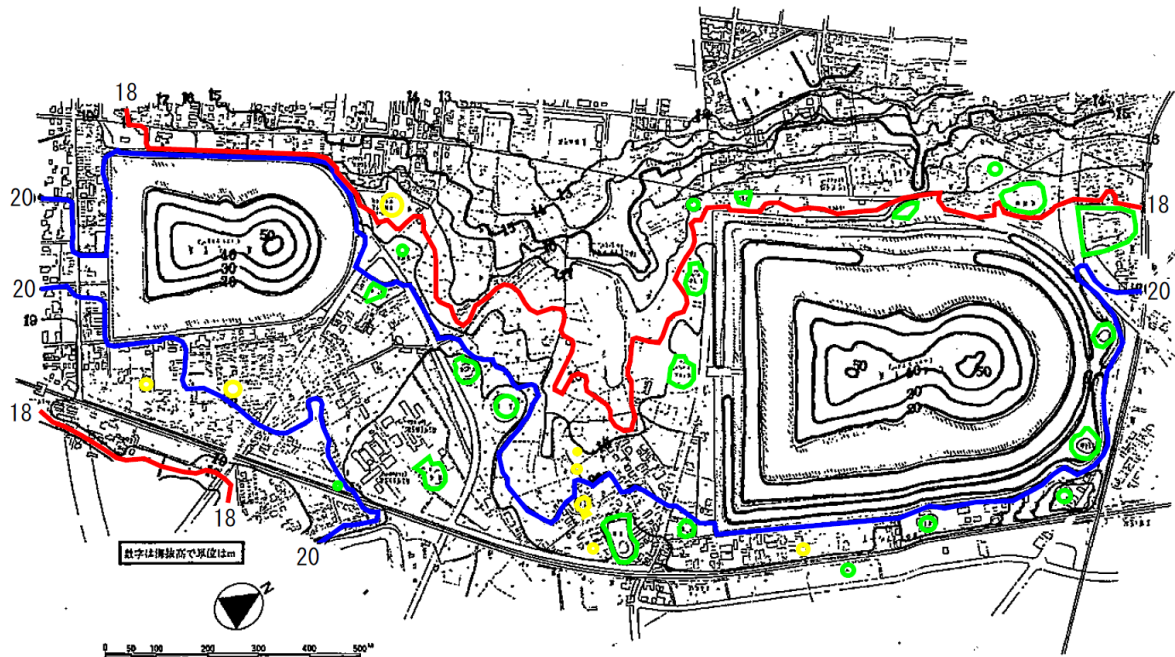


図-5 整備前の計画対象エリアの地形

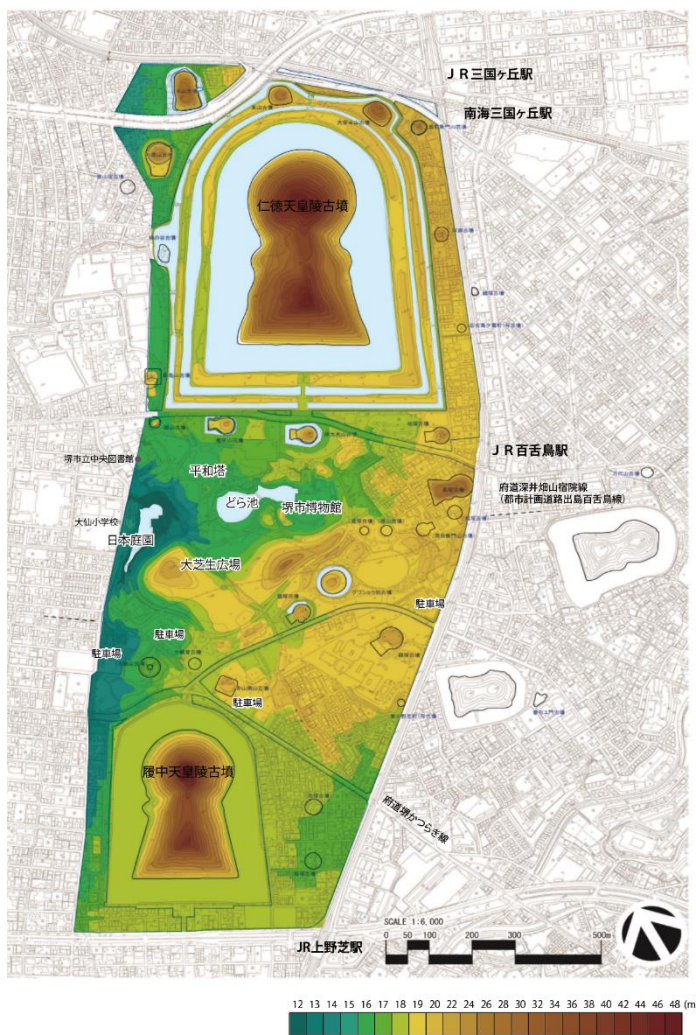


図-6 現在の計画対象エリアの地形

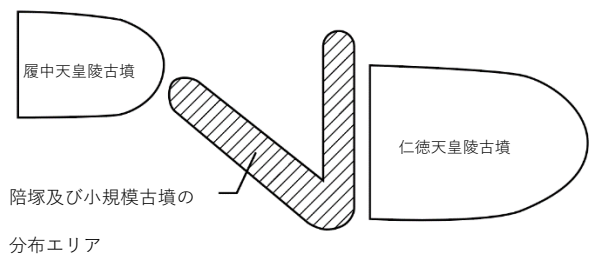


図-7 陪塚及び小規模古墳分布の特徴 (Vゾーン)

### (3) 水系

本市には一級、二級、準用及び普通河川を含めて30の河川があり、総延長は約88kmである。これらは大和川水系、石津川水系、その他の水系に大別され、いずれの河川も平水時の水量は少なく、大和川水系以外は一部を除き流域が堺市域に限られている。また、市域内各地に農業用ため池が多数あり、河川と農業用水路で連携され灌漑用として利用されているが、宅地開発等により埋立てが進み数は減少している。

本計画対象地である大仙公園についてみると、南東には石津川水系の百舌鳥川・百済川が流れている。



図-8 堺市を流れる河川一覧

### (4) 動植物

堺市は、大きくは照葉樹林帯に属し、本来の自然植生は気候的には常緑広葉樹林(照葉樹林)が広く成立する植生帯にあたる。また、河川の氾濫原や海岸と言った特殊立地では、それぞれハンノキなどの湿性林、海浜植生が存在していたと考えられる。

しかし、古代から継続的に発展してきた歴史を持つ都市であるため、市域全域にわたって、人為影響を多く受けてきたことによって、現在、原生林的自然環境は残っておらず、自然植生としては南部丘陵地や神社・寺院の境内、古墳などにわずかな自然林が分布するのみである。樹林としてはその他に、自然植生の代償植生が南部丘陵や美原の丘陵地の一部に広がり、公園、大規模道路沿い、河川沿いなどの随所に人工林が存在する。

仁徳天皇陵古墳に代表される古墳林については、比較的規模も大きく、市街地に残る自然林を形成しており、アラカシ、ナナメノキ、クロガネモチ、ヤブツバキ等で構成される常緑広葉樹林となっている。

また、古墳は人の立ち入りが少なく、周囲の濠と一体となって水鳥等の格好の生息地となっている。

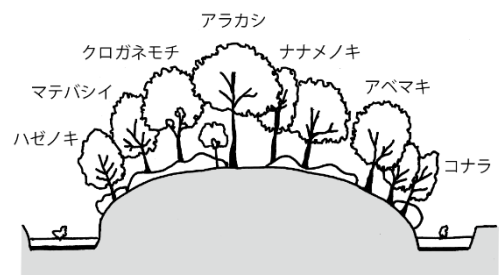


図-9 古墳林の植生イメージ

平成9年～10年に市民の協力のもとに実施された「堺市自然環境基礎調査」によると、堺市域においては、動物380科2,025種(1990年以後)、植物162科1,381種が確認されている。貴重な野生生物については、「堺市レッドリスト(2015)」によると、動物が333種、植物が320種選定されている。

生態系については、都市を取り巻く豊かな自然環境として、特に多様な生き物の生育・生息地が分布しており、古墳林や二次林などを中心とした森林生態系、雑木林を中心とした里山生態系、田園地帯に広がる里地生態系(水田生態系)、河川および河川沿いに広がる河川生態系、ため池を中心としたため池生態系などが代表的である。

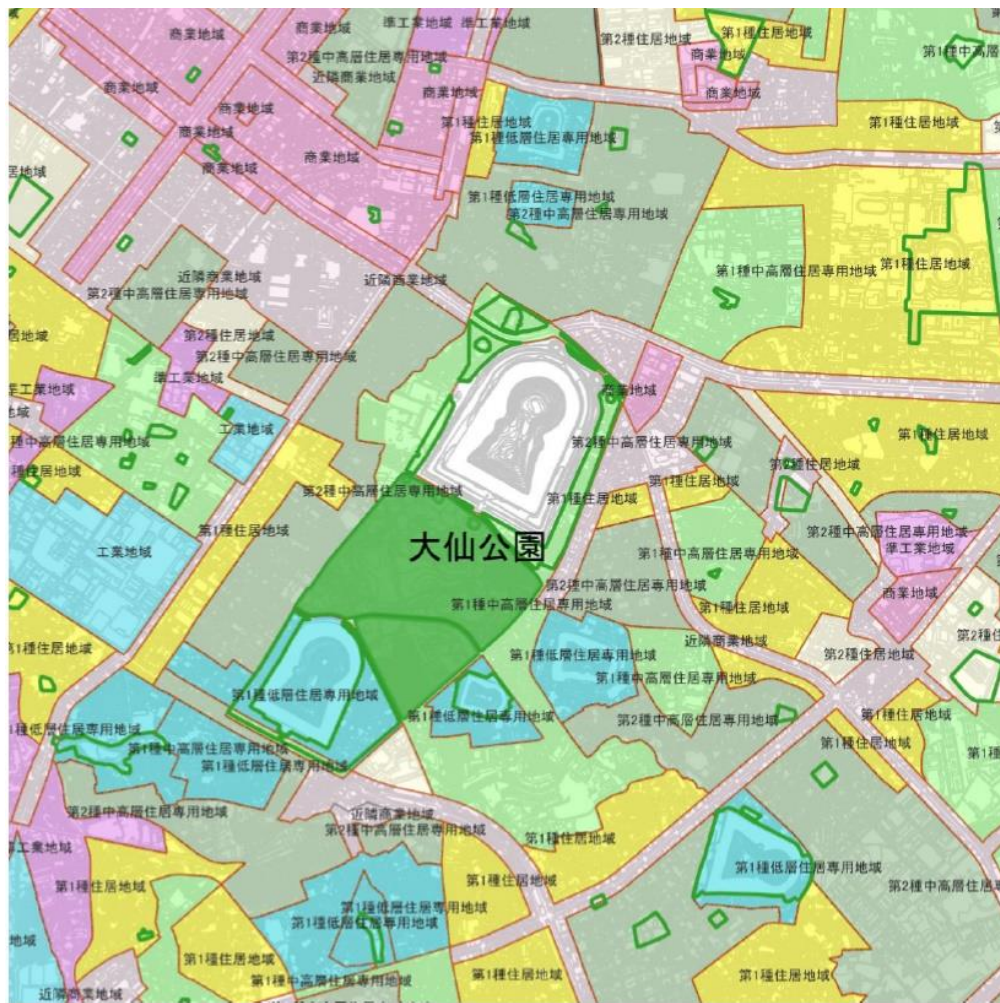
## 2-2 社会条件

### (1) 法適用状況

#### ① 都市計画

計画対象範囲のほとんどが都市計画公園に位置づけられている。また、計画対象範囲の全てが大仙風致地区※1に指定されている。

用途地域についてみると、計画対象範囲の中央から北側の仁徳天皇陵古墳周辺にかけては第一種中高層住居専用地域、南側の履中天皇陵古墳周辺は、第一種低層住居専用地域に指定されている。本市においては用途地域に応じて高度地区が指定されているが、百舌鳥古墳群周辺地域は他地区とは別の指定がされている。



#### <凡例>

<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#00FFFF;"></span> 第一種低層住居専用地域	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#FFD700;"></span> 準住居地域
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#00FF00;"></span> 第二種低層住居専用地域	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#FFB6C1;"></span> 近隣商業地域
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#90EE90;"></span> 第一種中高層住居専用地域	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#DDA0DD;"></span> 商業地域
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#90EE90;"></span> 第二種中高層住居専用地域	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#DDA0DD;"></span> 準工業地域
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#FFFF00;"></span> 第一種住居地域	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#00CED1;"></span> 工業地域
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#FFD700;"></span> 第二種住居地域	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#0000FF;"></span> 工業専用地域
	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; border:2px solid green;"></span> 都市計画公園

図-10 都市計画図（都市計画公園・用途地域）

※1：風致地区（大仙風致地区）

堺市では「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成18年4月1日施行）」の規定に基づき、風致に影響を及ぼすような行為を行う場合は、市長の許可を受けなければならないことになっている。

《許可が必要な行為・許可基準》

- (1) 建築物の新築、増築
    - (イ) 高さが15メートルを超えないこと。
    - (ロ) 建ぺい率は40パーセント以下とすること。
    - (ハ) 外壁面の後退距離は道路から1.8メートル、その他の境界から1.0メートル以上とすること。
  - (ニ) 周辺の風致と著しく不調和でないこと。
  - (ホ) 風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うこと。
- (2) 建築物の改築、移転
  - (3) 工作物の設置
  - (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
  - (5) 水面の埋立てまたは干拓
  - (6) 木竹の伐採
  - (7) 土石の類の採取
  - (8) 建築物等の色彩の変更
  - (9) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積



図-11 大仙風致地区

② 百舌鳥古墳群の緩衝地帯の保全

百舌鳥古墳群における緩衝地帯は、世界遺産に登録される資産の景観や環境を保全するため、資産の周囲に設定する区域である。巨大前方後円墳とその周囲の中小古墳を囲む範囲とし、その境界は道路や鉄道、河川等の地形地物や土地利用形態としている。緩衝地帯において建築物の高さや色彩などの形態意匠に対する制限を行うため、高度地区及び景観地区の都市計画の変更を行っている。

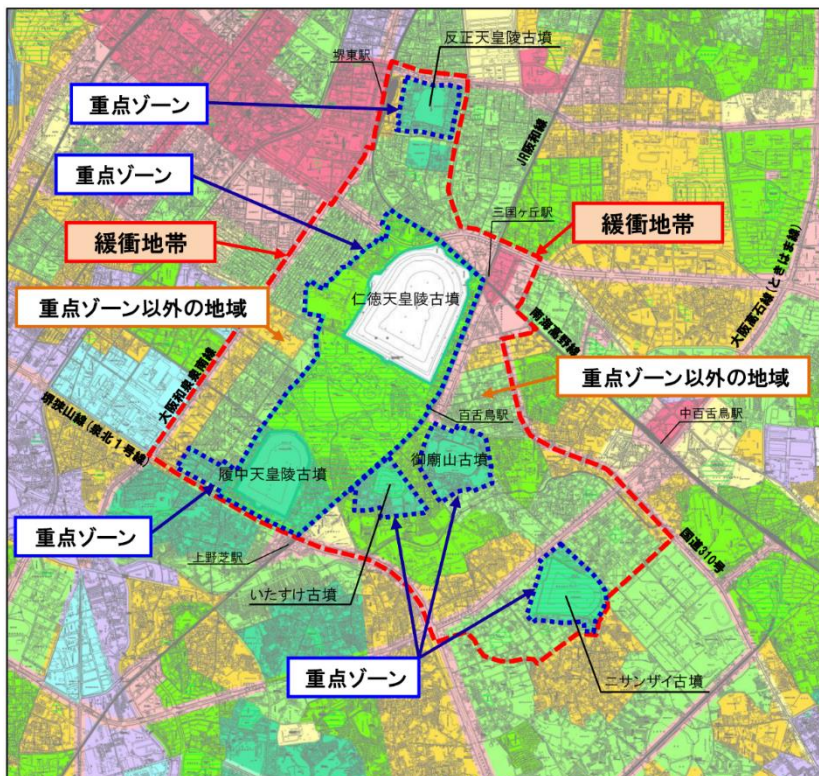


図-12 百舌鳥古墳群の緩衝地帯

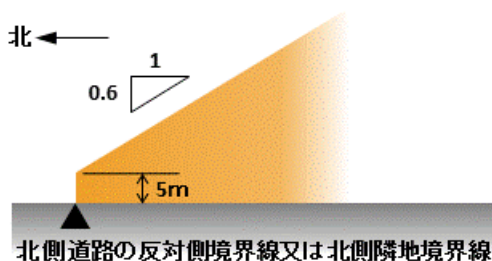
表-4 緩衝地帯における法的規制

制限内容	緩衝地帯	
		重点ゾーン
建築物の高さ制限	31m以下に制限（一部 45m）	10mまたは 15m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止

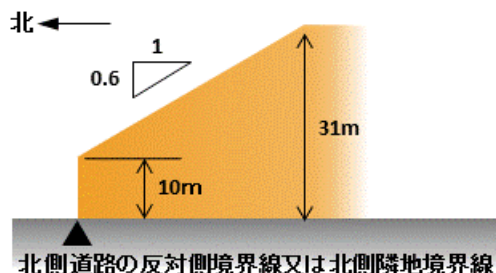
②-1 高度地区

用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区として高度地区を定めている。大仙公園周辺では、第1種、第4種、第5種、第6種の高度地区が定められている。（4種、5種、6種は百舌鳥古墳群周辺地域のみ指定）

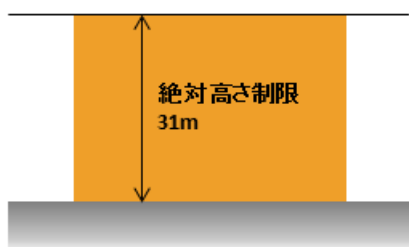
《第1種》 第一種低層住居専用地域（一部地域を除く）  
第二種低層住居専用地域



《第4種》 第一種中高層住居専用地域  
第二種中高層住居専用地域



《第5種》 第一種住居地域  
第二種住居地域  
近隣商業地域



《第6種》 商業地域

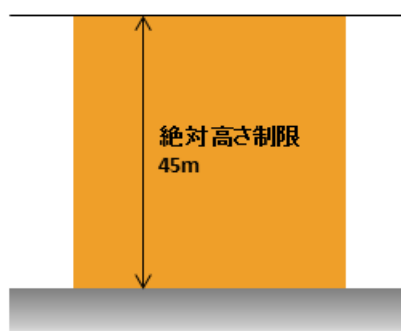


図-13 高度地区（第1種、第4種、第5種、第6種）

【制限の考え方】

■建築物の高さ

- 「重点ゾーン」：低層建築物が主体となった地域であることから、これまでの制限を維持
- 「重点ゾーン以外の地域」：市街地景観の一体性の観点から、突出した高さの建築物の抑制と、巨大前方後円墳の巨大さが感じられるよう周辺からの眺望を考慮し設定



②-2 景観地区

百舌鳥古墳群周辺地域は、古墳近傍景観形成地区または古墳群周辺市街地景観形成地区と設定し、地区内の建築物は以下の行為について、制限の対象としている。

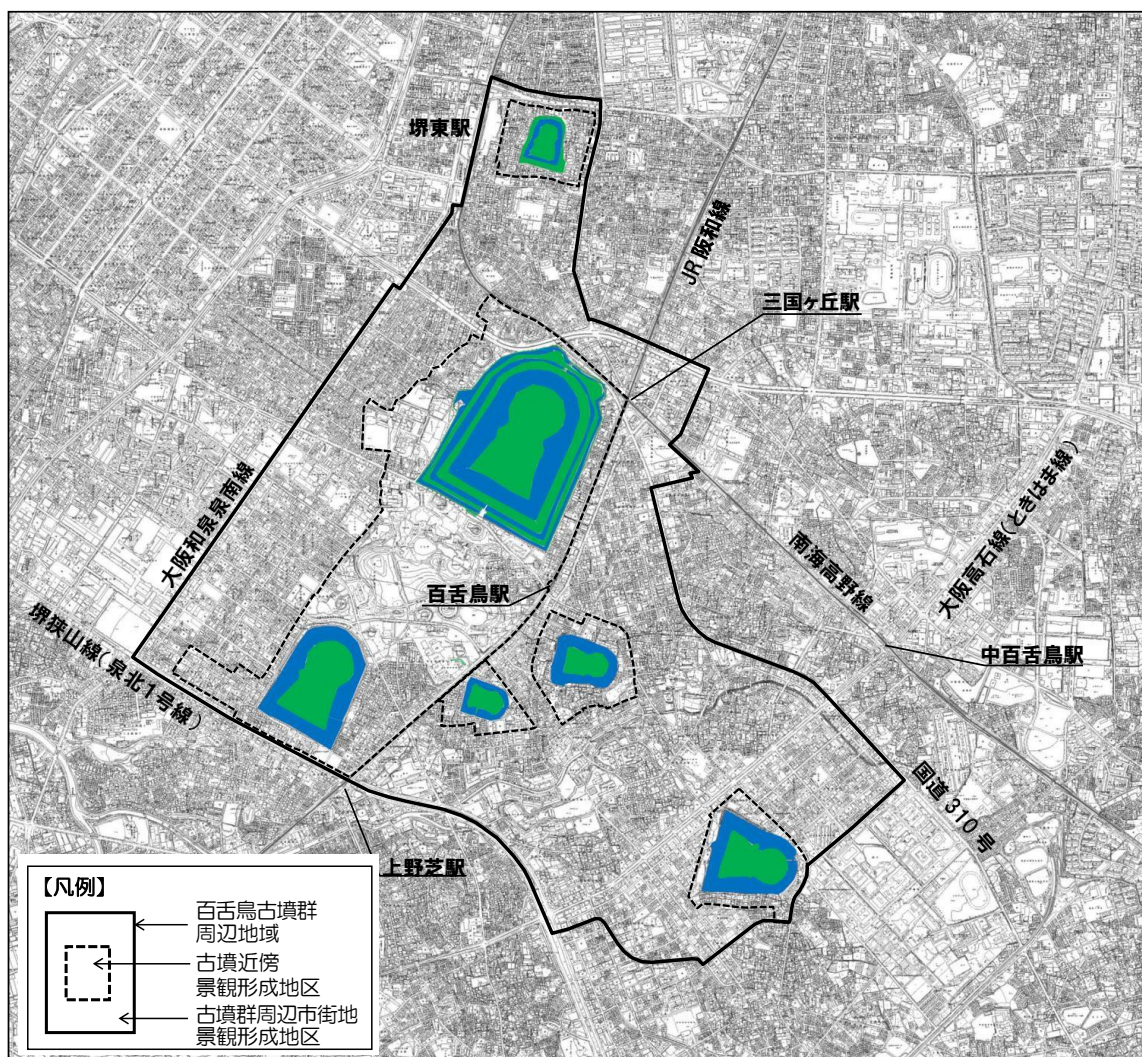


図-14 百舌鳥古墳群周辺地域の区域

表-5 景観地区の制限の対象となる建築物の規模

規模		古墳近傍 景観形成地区	古墳群周辺市街地 景観形成地区
大規模 建築物	次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) ・建築物の高さが15mを超えるもの ・地上6階以上のもの ・延べ面積が3,000㎡を超えるもの	対象	対象
中規模 建築物	大規模建築物を除き、次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) ・建築物の高さが10mを超えるもの ・地上4階以上のもの ・延べ面積が500㎡を超えるもの	対象	対象
小規模 建築物	大規模建築物及び中規模建築物のいずれにも該当しないもの	対象	対象外

## ■建築物の形態意匠

- 「重点ゾーン」：これまで良好な住環境が維持されており、古墳に隣接する地域であることから、緑豊かな古墳と一体となった景観形成に向け、全ての建築物（大規模・中規模・小規模建築物）について外壁の色彩基準等を設定する。
- 「重点ゾーン以外の地域」：資産近傍を取り囲む地域であることから、高さ10mを超える建築物（大規模及び中規模建築物）について、緑豊かな古墳群との調和に配慮した外壁の色彩基準等を設定する。

### ②-3 屋外広告物条例

広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）における許可基準について、百舌鳥第1種特別地区（住居系用途地域）、百舌鳥第2種特別地区（商業系用途地域）に応じて守るべき許可基準を下表のとおり設定している。



図-15 百舌鳥古墳群周辺地域

表-6 広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）の許可基準

許可区域等	広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）	
	百舌鳥第1種特別地区	百舌鳥第2種特別地区
土地利用	壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成をめざす地域	
用途地域	第一種中高層住居専用地域（風致地区を除く）、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域	近隣商業地域、商業地域
壁面広告物	面積	1敷地あたりの表示面積の合計10㎡以内、かつ、取付け壁面の3分の1以内
	高さ	地上から最上端までの高さが6m以内
	範囲	縦：取付け壁面の高さの範囲内 横：取付け壁面の幅の範囲内 開口部（窓、出入り口、非常用進入口、排煙口等）を塞がない
屋外広告物	掲出不可	
自立広告塔	面積	1表示面積5㎡以内、かつ、総面積10㎡以内
	高さ	地上から最上端までの高さ6m以内
	掲出個数	1敷地につき2個以内（自立広告塔）
その他	非自家用広告物は掲出禁止（適用除外広告物を除く）	

(2) 交通

計画対象地及び周辺地域における主な交通面での状況は以下のとおりである。

- ・ 計画対象地の東側隣接地にはJR阪和線が南北にとおり、計画対象地に近接する3つの駅が存在する。（北から、三国ヶ丘駅、百舌鳥駅、上野芝駅）
- ・ 高速道路は臨海部に阪神高速4号湾岸線、南海高野線と平行して阪神高速15号堺線がとおり、大仙公園から約1～2kmの距離のところにインターチェンジがある。
- ・ 計画対象地北側を東西に横断するように国道310号線がとおるとともに、複数の主要地方道が計画対象地に繋がる（及び計画対象地を横断している）。
- ・ バス路線についてみると、堺東駅からは大きく4本の路線が計画対象地に繋がり、それぞれ計画対象地に停留所がある。また、堺駅南口からも1本の路線が北側の計画対象地を東西に横断するよう設定されている。

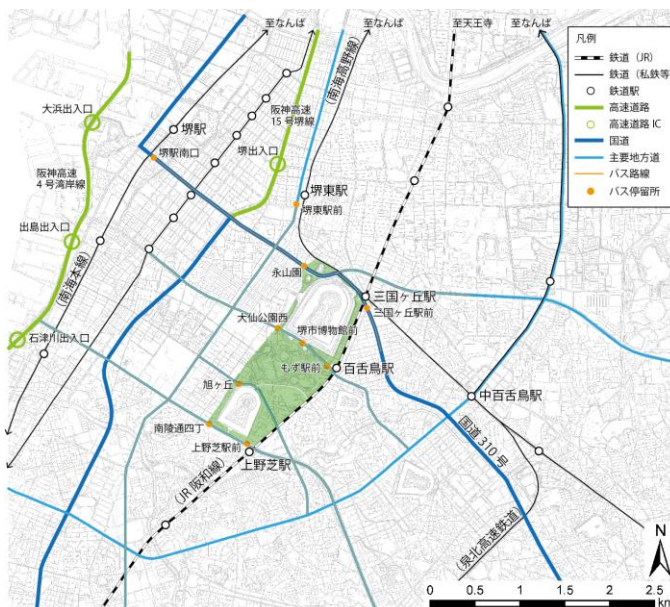


図-16 計画対象地周辺の交通体系図

## 2-3 人文条件

### (1) 古墳

計画対象地である大仙公園及びその周辺地域には大小様々な古墳が分布しており、これら古墳のまともりは百舌鳥古墳群と呼ばれている。百舌鳥古墳群を形成する古墳の分布状況等は以下のとおりである。

- ・百舌鳥古墳群を形成する古墳は、堺市博物館を中心としておよそ半径2km圏内に位置する。
- ・計画対象地に位置する古墳についてみると、大規模な陵墓である仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳が、それぞれ計画対象地の北側と南側に位置する。
- ・両古墳の周辺には、陪塚群が位置する。

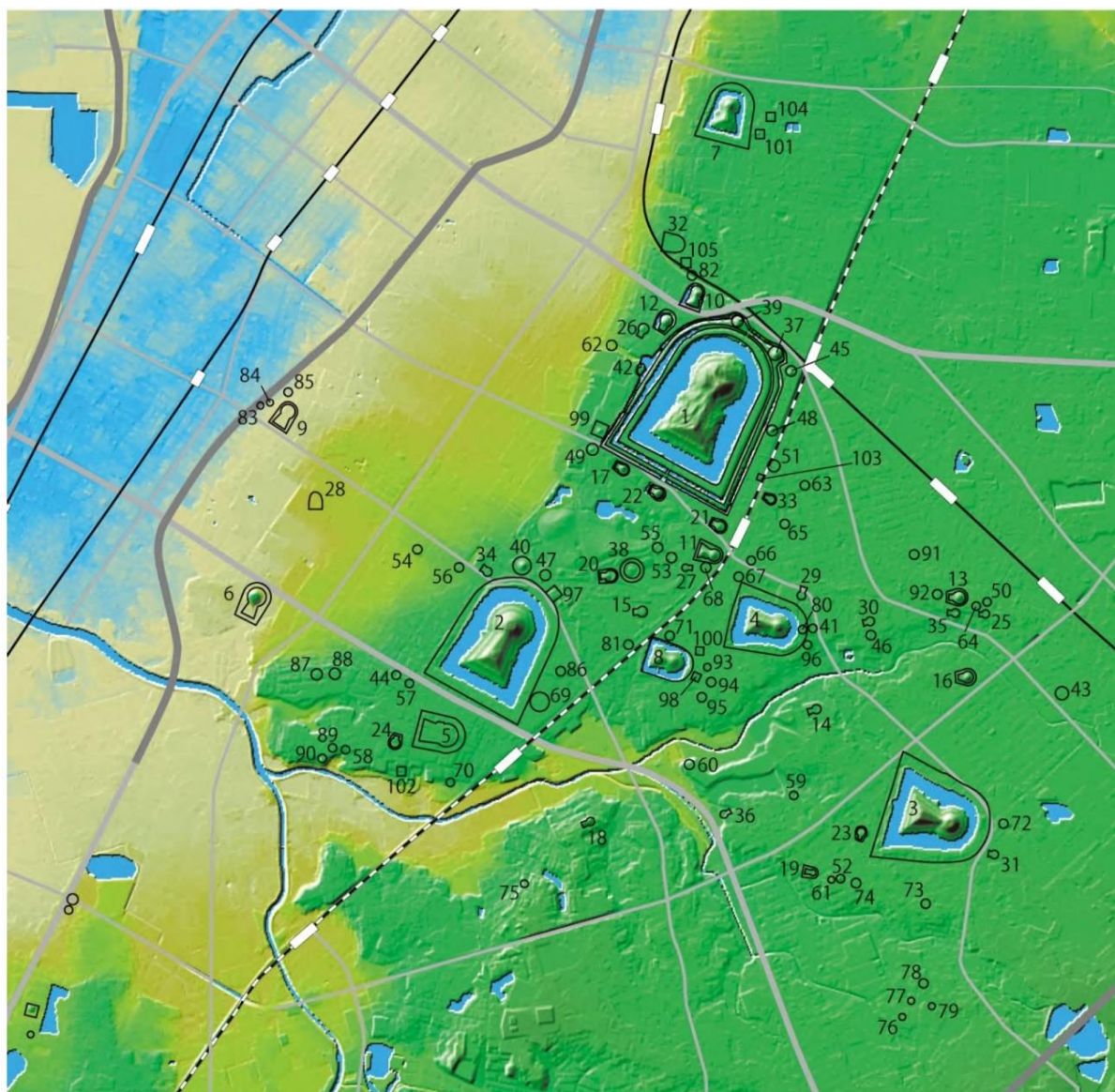


図-17 百舌鳥古墳群分布図

表-7 百舌鳥古墳群の古墳一覧

	NO	古墳名称	墳丘長(m)	陸墓・史跡等
前方後円墳 (帆立貝形墳を含む)	1	仁徳天皇陵古墳 (大山古墳)	486	陵墓
	2	履中天皇陵古墳 (ミサンザイ古墳)	365	陵墓
	3	ニサンザイ古墳	290	陵墓・国史跡
	4	御廟山古墳	203	陵墓・国史跡
	5	大塚山古墳	168	消失
	6	乳岡古墳	155	国史跡
	7	反正天皇陵古墳 (田出井山古墳)	148	陵墓
	8	いたすけ古墳	146	国史跡
	9	長山古墳	110	消失
	10	永山古墳	100	陵墓・市史跡
	11	長塚古墳	106.4	国史跡
	12	丸保山古墳	87	陵墓・国史跡
	13	御廟表塚古墳	84.8	国史跡
	14	城ノ山古墳	77	消失
	15	銭塚古墳	72	国史跡
	16	定の山古墳	69	未指定
	17	竜佐山古墳	61	陵墓・市史跡
	18	文珠塚古墳	59.1	国史跡
	19	平井塚古墳	58	消失
	20	旗塚古墳	57.9	国史跡
	21	取塚古墳	59	国史跡
	22	孫太夫山古墳	65	陵墓・市史跡
	23	こうじ山古墳	50.5	消失
	24	かぶと塚古墳	50	未指定
	25	渡矢古墳	45	消失
	26	菰山塚古墳	33	陵墓
	27	茂右衛門山古墳	30	消失
	28	松塚古墳	24.9	陵墓
	29	万代山古墳	-	未指定
	30	万代寺山古墳	-	消失
	31	経塚古墳	-	消失
	32	榎古墳	-	消失
	33	鼈塚古墳 (無名塚3号墳)	-	消失
	34	無名塚7号墳	-	消失
	35	無名塚18号墳	-	消失
	36	ナゲ塚古墳 (無名塚23号墳)	-	消失
円墳	37	大安寺山古墳	62	陵墓
	38	グワシヨウ坊古墳	61	国史跡
	39	茶山古墳	56	陵墓
	40	七観山古墳 (七観古墳)	56	消失
	41	カトンボ山古墳	50	消失
	42	樋の谷古墳	47	陵墓
	43	尼塚古墳	46	消失
	44	旅塚古墳	35	消失
	45	源右衛門山古墳	34	陵墓
	46	鎮守山塚古墳	34	未指定
	47	七観音古墳	32.5	国史跡
	48	塚廻古墳	35	国史跡
	49	狐山古墳	30	陵墓
	50	木下山古墳	30	消失
	51	鏡塚古墳	26	国史跡
	52	ドンチャ山古墳	26	国史跡
	53	原山古墳	25	消失
	54	西酒吞古墳	25	陵墓
	55	鳶塚古墳	21	消失
	56	東酒吞古墳	21	陵墓

	NO	古墳名称	墳丘長(m)	陸墓・史跡等
円墳	57	経堂古墳	20	陵墓
	58	上野芝町2号墳	20	消失
	59	湯の山古墳	20	消失
	60	赤山古墳	20	消失
	61	正楽寺山古墳	16	国史跡
	62	一本松古墳	13	消失
	63	坊主山古墳	10	陵墓
	64	賀仁山古墳	-	消失
	65	銭塚古墳	-	消失
	66	八幡塚古墳	-	消失
	67	一本松塚古墳	-	消失
	68	狐塚古墳	-	消失
	69	狐塚古墳	-	消失
	70	亀塚古墳	-	消失
	71	播磨塚古墳	-	消失
	72	聖の塚古墳	-	消失
	73	ツクチ山古墳	-	消失
	74	文山古墳	-	消失
	75	黄金山塚古墳	-	消失
	76	七郎姫古墳	-	消失
	77	ハナシ山古墳	-	消失
	78	土山古墳	-	消失
	79	ギンベ山古墳	-	消失
	80	百舌鳥赤畑町1号墳	-	消失
	81	東上野芝町1号墳	-	未指定
	82	無名塚2号墳	-	消失
	83	無名塚4号墳	-	消失
	84	無名塚5号墳	-	消失
	85	無名塚6号墳	-	消失
	86	石塚 (無名塚10号墳)	-	消失
	87	無名塚12号墳	-	消失
	88	狐塚古墳 (無名塚13号墳)	-	消失
	89	無名塚14号墳	-	消失
	90	無名塚15号墳	-	消失
	91	無名塚16号墳	-	消失
	92	無名塚17号墳	-	消失
93	無名塚19号墳	-	消失	
94	無名塚20号墳	-	消失	
95	無名塚21号墳	-	消失	
96	無名塚22号墳	-	消失	
方墳	97	寺山南山古墳	44.7	国史跡
	98	善右エ門山古墳	28	国史跡
	99	銅亀山古墳	26	陵墓
	100	吾呂茂塚古墳	25	消失
	101	鈴山古墳	22	陵墓
	102	上野芝町1号墳	20	消失
	103	百舌鳥夕雲町1号墳 (旧称夕雲1丁南古)	17	消失
	104	天王古墳	11	陵墓
	105	無名塚1号墳	-	消失

※網掛けは世界遺産構成資産

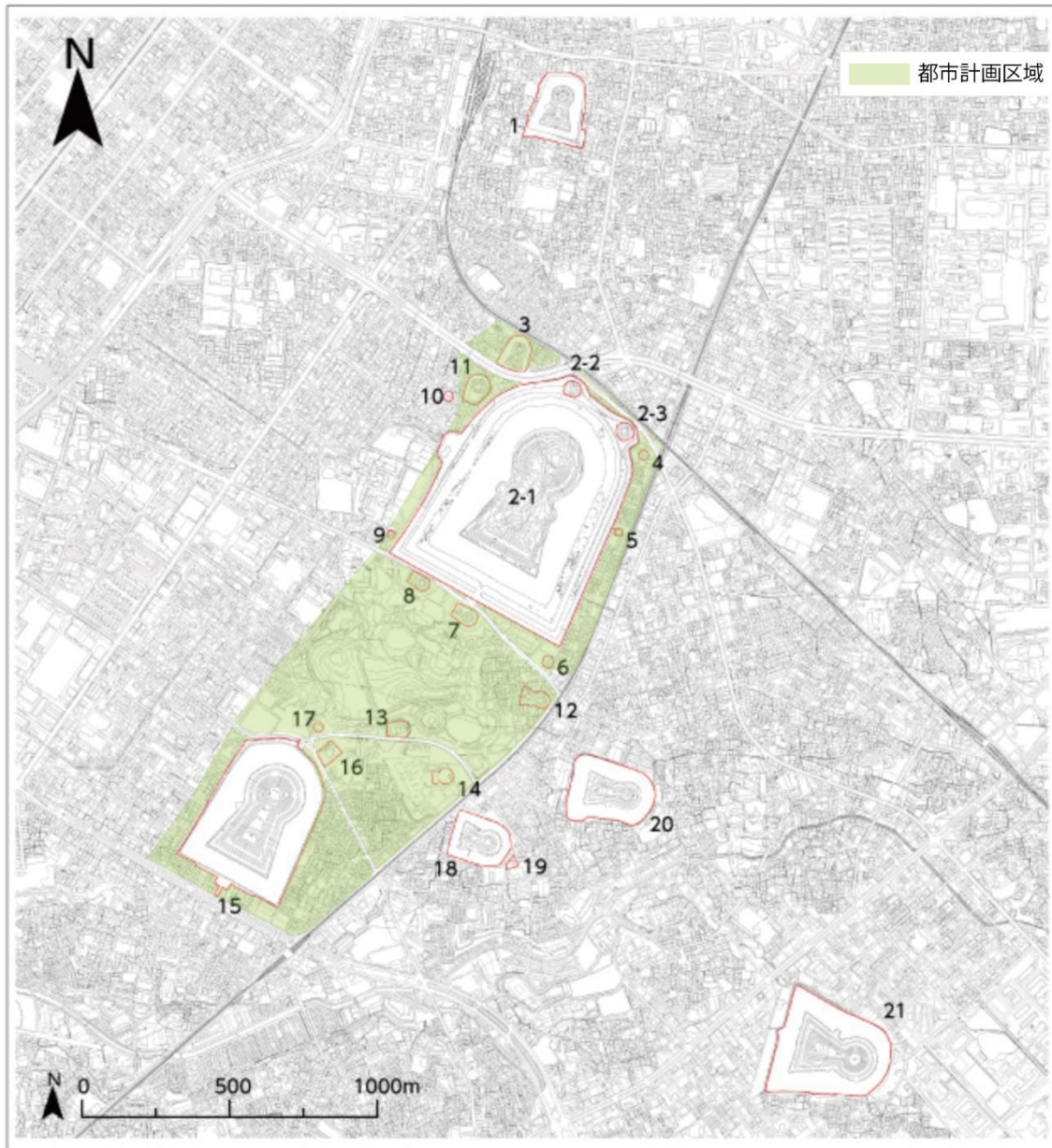


図-18 世界遺産に登録された古墳

表-8 世界遺産に登録された古墳一覧

NO	古墳名称	墳丘の形	墳丘の長さ	備考	NO	古墳名称	墳丘の形	墳丘の長さ	備考
1	反正天皇陵古墳	前方後円墳	148m		11	丸保山古墳	帆立貝形墳	87m	国史跡
2-1	仁徳天皇陵古墳	前方後円墳	486m	日本最大の規模	12	長塚古墳	前方後円墳	106.4m	国史跡
2-2	茶山古墳	円墳	56m		13	旗塚古墳	帆立貝形墳	57.9m	国史跡
2-3	大安寺山古墳	円墳	62m		14	銭塚古墳	帆立貝形墳	72m	国史跡
3	永山古墳	前方後円墳	100m	濠市史跡	15	履中天皇陵古墳	前方後円墳	365m	日本第3位の規模
4	源右衛門山古墳	円墳	34m		16	寺山南山古墳	方墳	44.7m	国史跡
5	塚廻古墳	円墳	35m	国史跡	17	七観音古墳	円墳	32.5m	国史跡
6	収塚古墳	帆立貝形墳	59m	国史跡	18	いたすけ古墳	前方後円墳	146m	国史跡
7	孫太夫山古墳	帆立貝形墳	65m	濠等市史跡	19	善右エ門山古墳	方墳	28m	国史跡
8	竜佐山古墳	帆立貝形墳	61m	濠市史跡	20	御廟山古墳	前方後円墳	203m	濠国史跡
9	銅亀山古墳	方墳	26m以上		21	ニサンザイ古墳	前方後円墳	300m	濠国史跡
10	菰山塚古墳	帆立貝形墳	33m						

## (2) 施設

計画対象地及び周辺地域における資料館・博物館、文化施設等の立地状況は以下のとおりである。

- ・計画対象地北西端から約500mの距離の場所に堺市役所及び堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺）が位置する。堺市役所21階展望ロビーからは仁徳天皇陵古墳をはじめとした大仙公園一帯を展望できる。
- ・資料館・博物館、文化関連施設等の分布をみると、計画対象地から北西方向の旧市街地及び北方向の堺市駅周辺に集中している。



図-19 計画対象地周辺の文化施設等の分布

## 2-4 上位・関連計画

大仙公園及び公園内にある百舌鳥古墳群には、様々な関連する上位計画及び分野別・個別計画が存在する。以下にその体系を整理するとともに、該当部分を整理する。

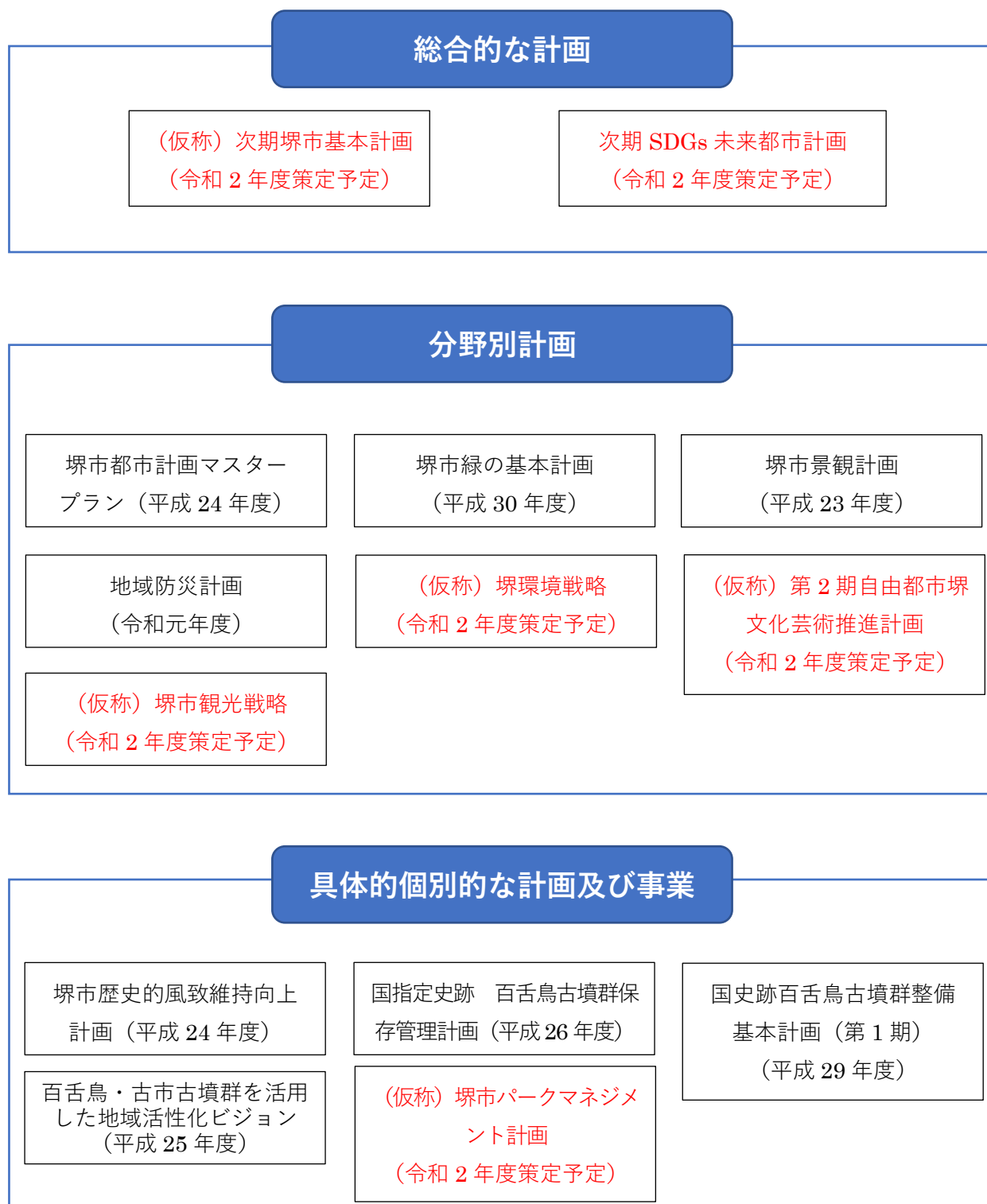


図-20 関連する上位計画・関連計画



○（仮称）次期堺市基本計画

令和 3 年 3 月に策定予定

○次期 SDGs 未来都市計画

令和 3 年 3 月に策定予定

## ○都市計画マスタープラン（目標年次：令和2年度）

堺市都市計画マスタープランでは、堺のシンボルパークである大仙公園の整備とともに、百舌鳥古墳群や寺社、史跡などのもつ樹林等の自然環境の保全により、豊かな緑と歴史を活かした居住魅力を高めるとしている。

百舌鳥古墳群や環濠都市などの歴史的なまちなみなど堺固有の歴史・文化資源を守りはぐくむとともに、それらと調和し、その要素を取り入れて、まちなみをつくりあげていくことで個性を育てていく。

周辺住宅地では、風致地区の活用により、自然、歴史環境の保護につとめるとともに良好な住宅地の形成を図り、また周辺市街地では歴史遺産としての自然、歴史環境を保全するとともに、それらと一体となった良好な都市景観の形成を図るため、古墳周辺の環境と調和した景観誘導を推進する。

一方、大仙公園は広域避難地機能を持つことから、整備・充実につとめるとしている。

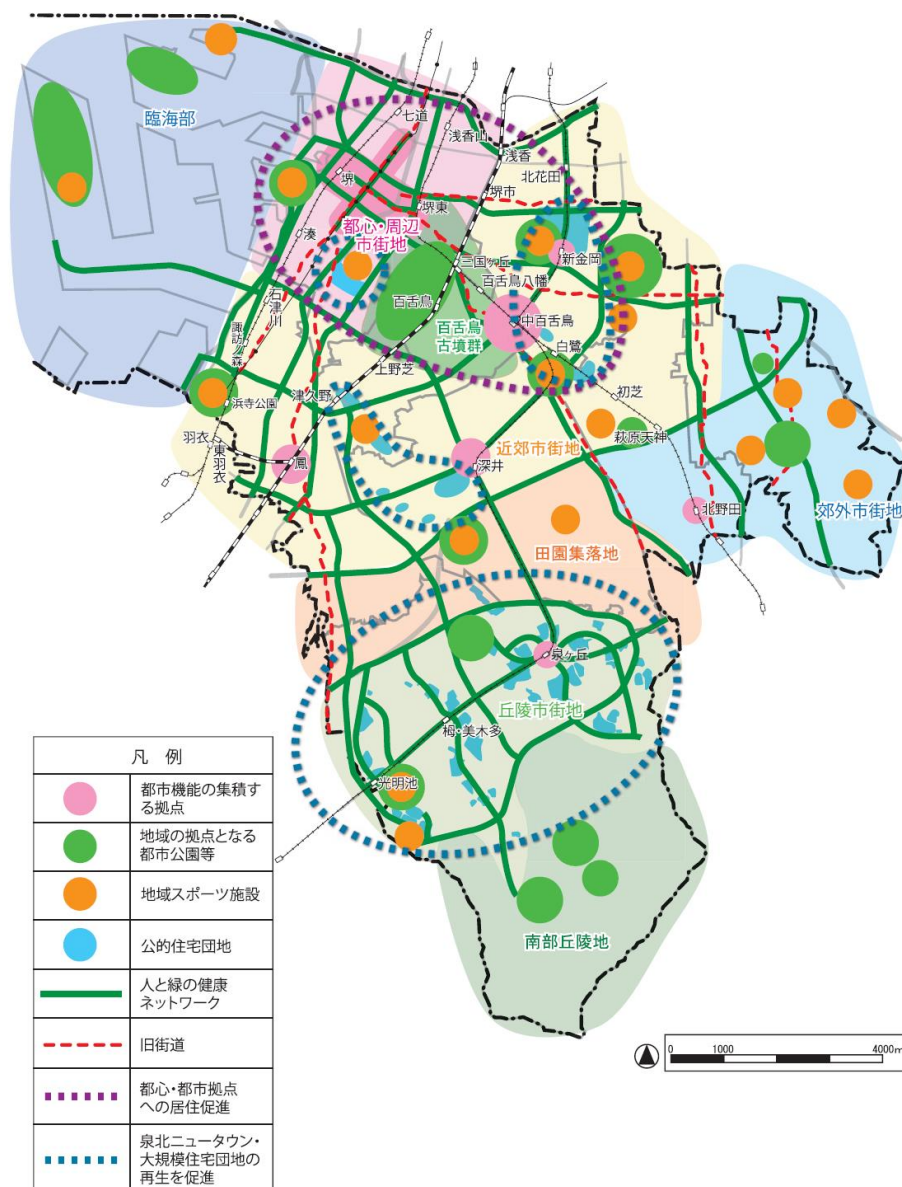


図-21 居住魅力となる地域特性・資源

## ○緑の基本計画（目標年次：令和3年度）

堺市緑の基本計画では、歴史・文化と緑や水が一体となった豊かな風土を次世代に継承するため、大仙公園や仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群を緑のシンボルエリアのひとつ百舌鳥野エリアと定め、世界遺産に相応しい、緑豊かなまちづくりを進めるとしている。

主な事業として、世界遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備、大仙公園の魅力向上に向けた管理運営、百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用、仁徳天皇陵水環境改善整備事業、緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観の形成等が検討されている。

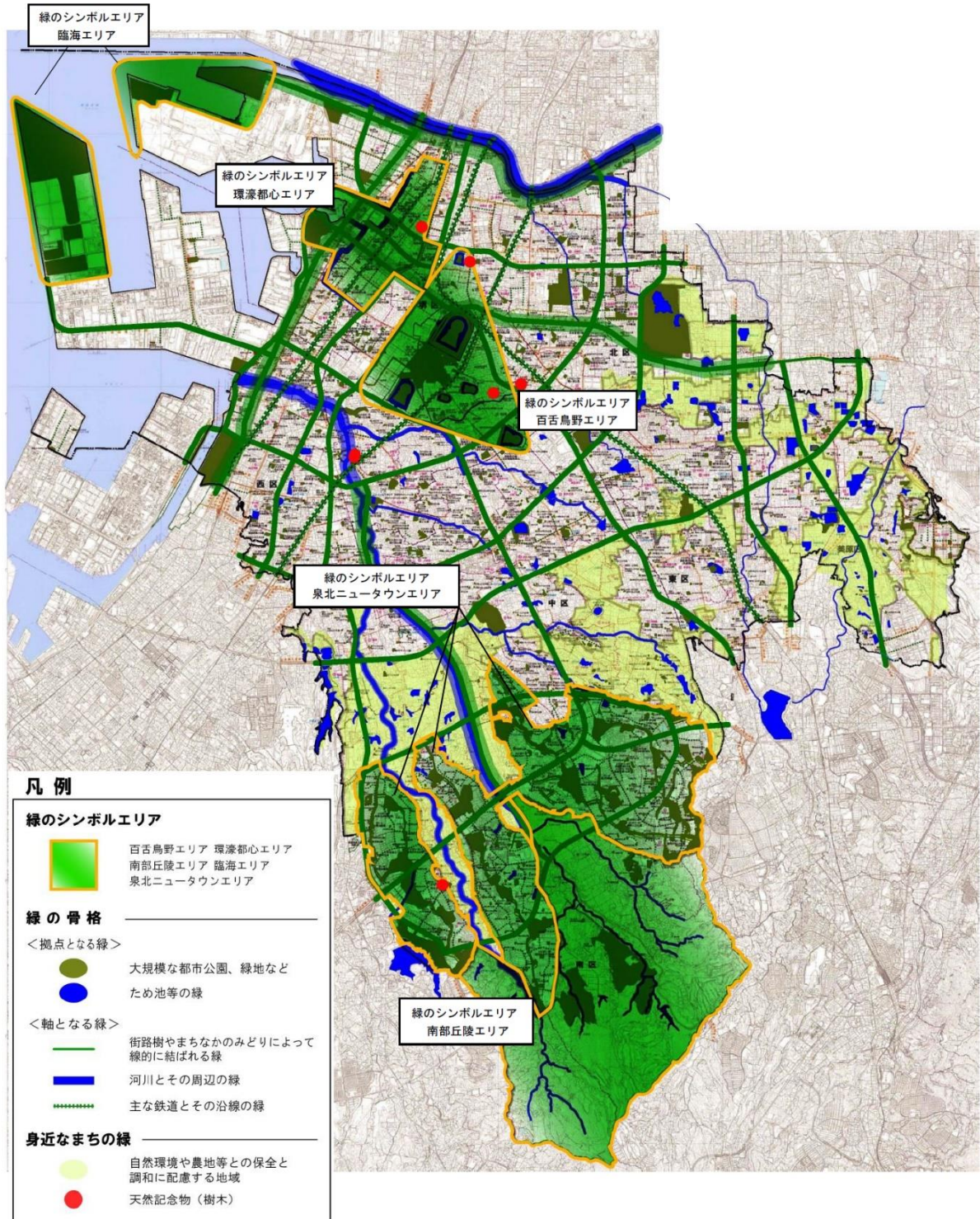


図-22 緑の将来像図

## ○景観計画（平成 23 年 11 月策定）

堺市景観計画では、景観資源の保全・活用や公共事業における先導的な景観形成、大規模建築物等を対象とした届出制度の実施などにより、市全域において景観の底上げを図るとしている。

その中でも、百舌鳥古墳群地域については、重点的に景観形成を図る地域として位置づけ、地域の特性をいかした積極的な景観形成を進めるとしている。

今後は、成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や、濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠につき、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討するとしている。

「百舌鳥古墳群周辺地域」については、古墳群と調和した良好な市街地景観の形成を進めるため、当該地域の範囲や景観形成の方針、建築物の形態意匠の制限などについてまとめられている。



図-23 堺市景観条例と堺市景観計画の関連性

○**堺市地域防災計画（令和2年2月策定）**

災害から住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路及び指定避難所、災害に応じて一時避難するための指定緊急避難場所を指定し、住民に周知するとともに施設の整備等に努めるとされている。大仙公園は火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる広域避難地として指定広域避難地に指定されている。

○（仮称）**堺環境戦略**

令和3年3月に策定予定

○（仮称）**第2期自由都市堺文化芸術推進計画**

令和3年3月に策定予定

○（仮称）**堺市観光戦略**

令和3年3月に策定予定

○**歴史的風致維持向上計画（平成25年3月策定）**

堺市都市計画マスタープランをはじめとする各種関連計画における位置づけを踏まえ、百舌鳥古墳群及び周辺区域を重点区域と設定している。区域内では、百舌鳥古墳群整備事業、百舌鳥古墳群水質改善事業、百舌鳥古墳群に関する情報発信事業、百舌鳥古墳群周辺案内板の整備事業、百舌鳥古墳群ガイダンス施設の整備事業等により、歴史的風致の維持向上に寄与することを目指している。

○**国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画（平成27年3月策定）**

史跡である9基の前方後円墳と、6基の円墳、2基の方墳の合計17基の史跡指定地及びその周辺

の地域を対象範囲とし、保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱い、整備の基本的な考え方を所有者及び関係者の合意を踏まえて示すものである。具体的な保存管理としては、①本質的価値の保存、②日常的な維持管理の方針、③周辺環境との一体的保全、④出土遺物の保存と公開、⑤保存管理体制の方針としている。

#### ○国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（平成30年3月策定）

百舌鳥古墳群の中央に位置する大仙公園は、仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳と接するとともに、様々な形や規模の古墳を内包している。特に公園内の谷状旧地形に沿って並ぶ古墳群は、整備によって古墳が連なる景観を創出し、来訪者に史跡の本質的価値を目に見える形で示すことが可能である。したがって大仙公園内の史跡は、墳丘を復元したり、周濠を表示するなど築造時の姿を示す整備を行い、来訪者が史跡の価値を現地で体感できることをめざすとしている。

#### ○百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン（平成26年3月策定）

堺市、羽曳野市及び藤井寺市にまたがる古墳群を一体的に捉え、行政間の連携による取り組みを進めるとともに、地域住民、民間事業者、NPOなどが共通の目標を見据えながら各々の役割を果たすため、目標や方向性を共有し、各々が主体的に取り組むことを目的として策定された。「いにしえから現代、そして未来へ～世界に誇る百舌鳥・古市古墳群とともに輝くまち」を将来像に、古墳群の比類のない価値や魅力を守り活かすことで“都市空間”“地域魅力”“人”が輝くまち、“世界から注目されるまち”をめざすとしている。

#### ○（仮称）堺市パークマネジメント計画

令和3年3月に策定予定

### 3. 大仙公園の概要

#### 3-1 公園の整備等の経緯

大仙公園における整備等の主な経緯は以下の通りである。

表-9 大仙公園の整備等の経緯

年	事業等	調査、計画等
昭和 22 年 (1947)	都市計画決定 (戦災復興事業計画)	
昭和 38 年 (1963)	事業認可取得	
	用地買収着手	
昭和 41 年 (1966)	大仙公園整備工事着手	
昭和 46 年 (1971)	堺市立中央図書館開館	
	平和塔設置	
昭和 47 年 (1972)		・「大仙公園基本計画」堺市開発局公園部
昭和 52 年 (1977)	「天皇陛下御在位 50 周年記念公園事業」(全国 12 公園) に指定	
昭和 55 年 (1980)	「大仙公園都市緑化植物園基本設計」大阪府堺市	
	堺市博物館開館 (市制 90 周年記念事業)	
	茶室 (仲庵、黄梅庵) 移築	
昭和 57 年 (1982)	「堺市地域防災計画」において広域避難地の位置づけ	・都市緑化植物園開園
昭和 61 年 (1986)	都市緑化センター開館	
	全国植樹祭	
昭和 62 年 (1987)		・「仁徳陵前便益施設設置運営計画」
昭和 63 年 (1988)	「杉風舎」を友好都市の東吉野村が設置	
	仁徳陵前駐車場供用	
平成元年 (1989)	日本庭園開園 (市制 100 周年記念事業)	
	緑の駐車場供用	
	日本の都市公園 100 選に選定	
平成 2 年 (1990)		・「古墳樹林調査」堺市都市緑化推進協議会 ・「百舌鳥三陵周遊道路整備計画」堺市建設局土木部道路建設課
平成 3 年 (1991)		・「大仙公園駐車場計画 (案)」堺市公園部公園緑地課企画係
平成 4 年 (1992)	自転車博物館サイクルセンター開館	
平成 6 年 (1994)	自転車ひろば開館	・「都市緑化センター基本構想」堺市都市局公園部
平成 11 年 (1999)	全国育樹祭	
	大仙西駐車場整備完了	
平成 12 年 (2000)	世界民族芸能祭「ワッショイ! 2000」開催	・「大仙公園施設計画」堺市公園緑地部・(財)都市緑化技術開発機構
平成 15~17 年 (2003~05)	平成の森開園 (旭ヶ丘中町地区側のみ開園)	
平成 18 年 (2006)	日本の歴史公園 100 選に選定	
平成 19 年 (2007)	自転車サイクルセンター新装開館	
平成 22 年 (2010)	花と緑の交流館開館	
平成 28 年 (2016)	収塚古墳広場整備完了	
平成 29 年 (2017)	履中天皇陵古墳ビュースポットの整備完了	
平成 30 年 (2018)	おもてなしトイレの整備完了	
	上野芝地区の開設	
令和元年 (2019)	第 3 駐車場改修工事完了	
令和 3 年 (2021)	百舌鳥古墳群ビジターセンター開館(予定)	
	堺市博物館リニューアル開館(予定)	
	いこいの広場に飲食物販施設 (予定)	
	旧大仙公園事務所にて飲食施設 (予定)	

### 3-2 公園の主要施設

大仙公園内の主な施設は以下の通りである。

表-10 大仙公園の主要施設

	施設名	概要	利用時間・料金	運営主体
主要建築物	堺市立中央図書館	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上3階 地下2階 4,634.92 m <sup>2</sup>	火曜から金曜 午前10時から午後8時 土曜・日曜・祝日 午前10時から午後6時	堺市教育委員会事務局 中央図書館 総務課
	堺市博物館	鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階、地上3階 延床面積 6,371 m <sup>2</sup>	午前9時半から午後5時15分 観覧料(常設展) 一般200円 高校・大学生100円 小学・中学生50円	堺市文化観光局 博物館 学芸課
	日本庭園	26,000 m <sup>2</sup> 中根金作が作庭した築山 山林泉廻遊式庭園	開園時間 3月から11月 午前9時から午後5時 12月から2月 午前9時半から午後4時半 入園料 大人200円 小人100円	指定管理者 南海・大阪造園共同企業体
	堺市都市緑化センター	敷地:10,500 m <sup>2</sup> センター棟 延床面積:953.32 m <sup>2</sup>	開館時間 午前9時30分から午後5時 入館料無料	指定管理者 堺市公園協会・南海ビルサービス共同 体
	伸庵・黄梅庵	伸庵:木造2階建、 延床面積 355 m <sup>2</sup> 黄梅庵:木造平屋建 延床面積 80 m <sup>2</sup>	利用時間 午前10時から午後4時 呈茶のご案内:料金一服 300円	公益社団法人 堺観光 コンベンション 協会
	自転車博物館 サイクルセンター	敷地:1,875.04 m <sup>2</sup> 延床面積 1,355.60 m <sup>2</sup>	開園時間 午前10時から午後4時30分 入園料一般 200円 65歳以上、小学生・中学 ・高校・大学生 100円	公道財団法人シマ ノ・サイクル開発 センター
広場	いこいの広場		—	—
	大芝生広場		—	—
	催し広場		—	—
	主園路		—	—
	児童の森		—	—
駐車場	大仙公園第3駐車場	大型車:15台 普通車:98台	1月1日から12月31日 午前8時から午後8時	公益社団法人 堺市 公園協会
	大仙公園第1駐車場	普通車:127台	1月1日から12月31日 午前8時から午後6時	公益社団法人 堺市 公園協会
	大仙公園西駐車場	普通車:54台	1月4日から12月28日 午前8時から午後6時 (日・祝のみ管理運営)	公益社団法人 堺市 公園協会
	大仙公園第2駐車場	普通車:149台	1月1日から12月31日 午前8時から午後6時	公益社団法人 堺市 公園協会



表-11 大仙公園内の古墳

	古墳名	史跡指定面積(m <sup>2</sup> )	所有	史跡指定年月日
古墳	収塚古墳 ※	743.00	堺市	昭和 33.5.14
	孫太夫山古墳 △○	2,848.93	国/堺市	平成 29.2.6 (前方部および周濠)
	竜佐山古墳 △○	1,591.07	国/堺市	平成 28.4.11 (周濠のみ)
	狐山古墳 ○		国	—
	鳶塚古墳 ◇	消失	堺市	
	原山古墳 ◇	消失	堺市	
	グワシヨウ坊古墳 ※	6,049.07	堺市	平成 26.3.18
	旗塚古墳 ※	3,759.14	堺市	平成 26.3.18
	七観音古墳 ※	879.46	堺市	平成 26.3.18
	七観山古墳 ◇	消失	堺市	
古墳 (未開設地)	銅亀山古墳 ○		国	—
	丸保山古墳 ※○	4,268.47	堺市	昭和 47.7.25
		2,399.48	国	
	永山古墳 △○	4,207.32	国/堺市	平成 28.4.11 (周濠のみ)
	源右衛門山古墳 ○		国	
	塚廻古墳 ※	704.00	堺市	昭和 33.5.14
	百舌鳥夕雲町 1号墳 ◇	消失		
	長塚古墳 ※	5,099.62	堺市	昭和 33.5.14
	茂右衛門山古墳 ◇	消失		
	狐塚古墳 ◇	消失		
	銭塚古墳 ※	3,031.51	大阪府	平成 26.3.18
	寺山南山古墳 ※	4,154.75	堺市	平成 26.3.18
	石塚古墳 ◇	消失		
狐塚古墳 ◇	消失			

※網掛けは世界遺産構成資産

※国指定史跡

△市指定史跡

◇墳丘が消滅している

○陵墓

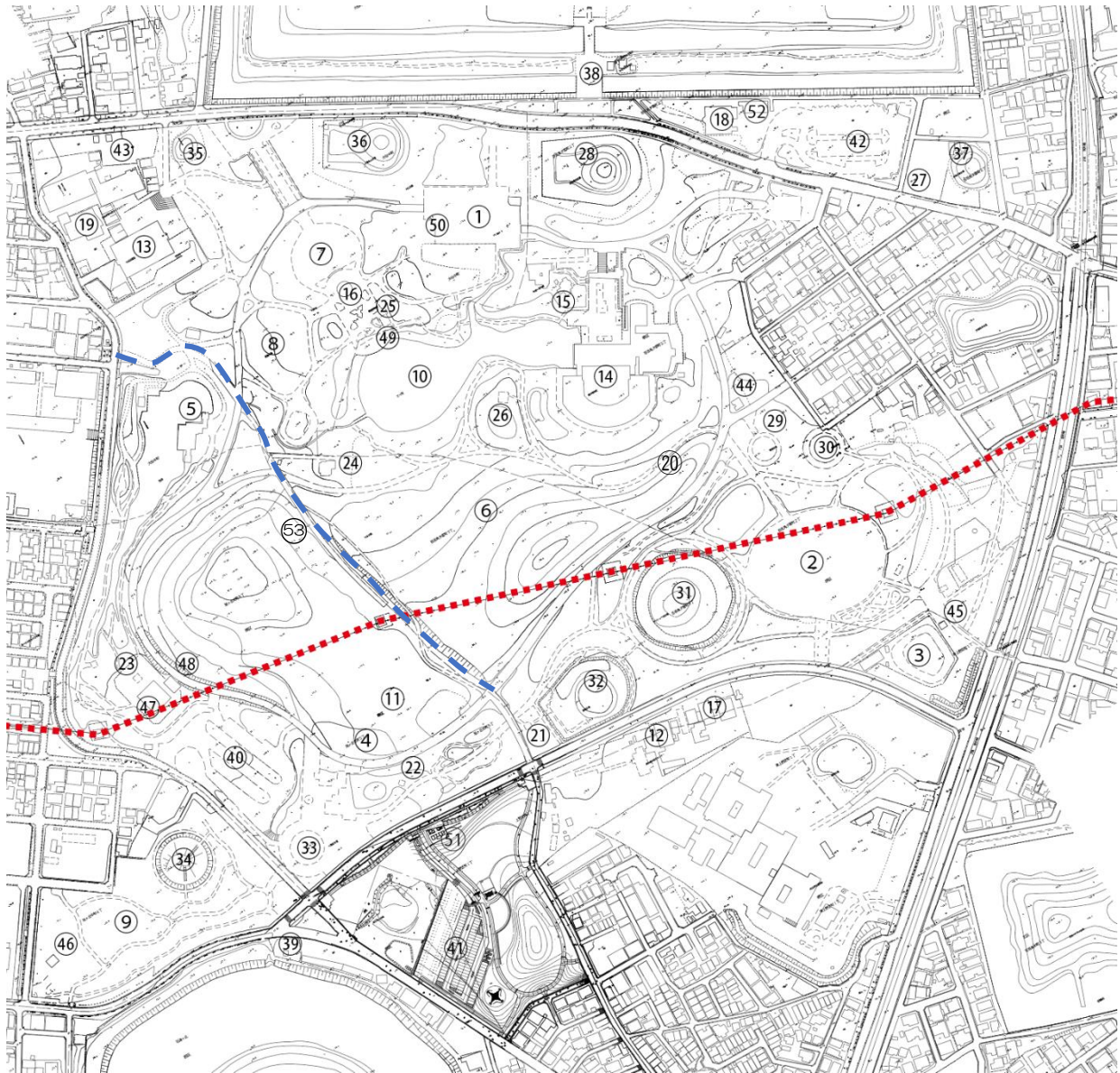


図-24 大仙公園現況施設図

- |            |                   |                  |                 |
|------------|-------------------|------------------|-----------------|
| ① いこいの広場   | ⑮ 黄梅庵・伸庵          | ⑳ 鳶塚古墳跡          | ④③ 西駐車場         |
| ② 催し広場     | ⑯ 平和塔             | ㉑ 原山古墳跡          | ④④ トイレA         |
| ③ 自転車広場    | ⑰ 花と緑の交流館・公園管理事務所 | ㉒ グワシヨウ坊古墳       | ④⑤ トイレB         |
| ④ 西広場      | ⑱ 百舌鳥古墳群ビジターセンター  | ㉓ 旗塚古墳           | ④⑥ トイレC         |
| ⑤ 日本庭園     | ⑲ 自転車博物館          | ㉔ 七観音古墳          | ④⑦ トイレD (日本庭園内) |
| ⑥ 大芝生広場    | ⑳ ロックガーデン         | ㉕ 七観山古墳跡         | ④⑧ トイレE         |
| ⑦ 平和塔前広場   | ㉑ 風柳亭             | ㉖ 狐山古墳           | ④⑨ トイレF         |
| ⑧ 児童の森     | ㉒ 紅竹亭             | ㉗ 竜佐山古墳          | ⑤⑩ トイレG         |
| ⑨ 平成の森     | ㉓ 流杯亭 (日本庭園内)     | ㉘ 収塚古墳           | (おもてなしトイレ)      |
| ⑩ どら池      | ㉔ 杉風舎             | ㉙ 仁徳天皇陵拝所        | ⑤① トイレH         |
| ⑪ 桜の園      | ㉕ 櫟聖舎             | ㉚ 履中天皇陵古墳ビュースポット | ⑤② トイレI         |
| ⑫ 都市緑化センター | ㉖ 桜雲亭             | ④① 第1駐車場         |                 |
| ⑬ 中央図書館    | ㉗ もず庵             | ④② 第2駐車場         | ⑤③ 桜街道          |
| ⑭ 堺市博物館    | ㉘ 孫太夫山古墳          | ④③ 第3駐車場         | ..... 高圧電線・鉄塔   |

## 1) 主要施設の概要

### ①有料施設

#### 【自転車博物館③⑱】

自転車博物館は、自転車が人の健康や環境保全に役立つ道具であることを広め、日本の自転車産業の発展と国民生活の向上を目指し、堺の地場産業のひとつである自転車の部品メーカーが設立した財団により開館した、日本で唯一の自転車博物館。世界最古の自転車などの実物展示を行い、自転車産業の町・堺から自転車文化を発信している。

自転車広場では毎月第2・4日曜日と祝日にクラシック自転車のレプリカに体験試乗をしたり、自転車に乗れない方を対象に週末に開催している自転車乗り方教室を行ったりしている。

#### 【日本庭園⑤】

堺市制100周年記念事業として、昭和60年（1985年）から4か年で整備し、大仙公園で開かれた「ダッハランド'89大阪」に合わせて平成元年（1989年）3月19日にオープンした。

設計は昭和を代表する作庭家で大阪芸術大学名誉教授の故・中根金作氏によるもので、作庭にあたっては、堺が古来より中世、近世にかけて、日本の政治、経済、文化の発展を左右するほどの歴史性を背景に市の発展と市民の繁栄を祈る意味を庭園に表し、市民の憩いの場として、また文化の創造をめざしてつくられた。

本庭園は、伝統的な日本庭園の作庭技術を駆使しながら池泉回遊式庭園としてまとめられており、西側から、桃源台は泉北丘陵を想起しつつ、石津川の清流、そして池泉は中国大陸と堺をつなぐ大海を表現し、東側は堺市を表している。

#### 【堺市博物館⑭】

市制90周年記念事業として昭和55年（1980年）に開館した。

堺の歴史を一目瞭然に知ることのできる博物館で、約1,330㎡の展示室には、古代・中世・近世・近代のコーナーに分けて歴史の流れを紹介している。また春と秋にはテーマを絞った特別展も催される。堺を中心とした歴史、美術、考古、民俗、産業などの文化資料を調査、収集、保管、これらを活用した展示、研究、情報提供を通して市民の生涯学習と、文化の向上発展に資することを目的として、展示室・ギャラリーでの展示事業、視聴覚室・学習室・講義室での講座の開催などを行っている。

現在は、映像で百舌鳥古墳群の雄大さを体感できる百舌鳥古墳群シアターや、休憩コーナーなど無料ゾーンも充実している。

また、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を受け、同古墳群の歴史的価値や魅力について、より深い知識が得られるよう、令和3年3月に古代展示エリア、中庭エリア、地階ホール前エリアのリニューアルを行った（予定）。

#### 【黄梅庵・伸庵⑮】

堺市博物館の完成と同時にできた茶室で、堺が生んだ茶道三宗匠の一人、今井宗久ゆかりの茶室「黄梅庵」と明治・大正・昭和を通じて数寄屋普請の名匠といわれた仰木魯堂設計の茶室「伸庵」が移築再現されている。

黄梅庵は、奈良県橿原市の今井町の豊田家住宅（国指定重要文化財）にあった江戸時代からの茶室を、日本の電力開発に尽力し、明治・大正・昭和に亘る茶道の四天王の一人とされた故松永安左エ門翁（耳庵）が譲り受けて改装し、小田原で愛用した茶室で、ご遺族より寄贈され移築したものである。

伸庵は、数奇屋普請の名匠といわれた仰木魯堂が粋をこらして昭和4年（1929年）に建てた茶室で、もと東京芝公園にあったものを福助株式会社から寄贈され移築したものである。建物は茶室を含めて10室の和室を持つ風雅な二階建てで、多人数の茶事を催すことができ、立礼席も設けられている。

## ②駐車場

有料。第1駐車場（㉔）、第2駐車場（㉕）、第3駐車場（㉖）、西駐車場（㉗）の4か所の駐車場を設けている。

表-12 駐車場一覧

名称	住所	収容台数
大仙公園第1駐車場	堺区旭ヶ丘北町5丁256番	普通乗用車等：127台
大仙公園第2駐車場	西区上野芝町1丁地内	普通乗用車等：149台
大仙公園第3駐車場	堺区百舌鳥夕雲町2丁151番	大型・マイクロバス：15台 普通乗用車等：98台 計：113台
大仙公園西駐車場 日、祝のみ管理運営	堺区大仙中町132-1	普通乗用車等：54台

## ③遊具

### 【児童の森⑧】

昭和54年（1979年）に、国際児童年を記念して整備された。木立の中に整備された遊具の数々は人気があり、大勢の子どもたちで賑わっている。

## ④トイレ

### 【おもてなしトイレ⑩】

百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向け、海外からの旅行客をはじめ多様な利用者が快適に過ごせるよう、いこいの広場におもてなしトイレを整備した（平成30年3月）。休憩コーナーには、堺ゆかりの注染手拭いの展示や、友好都市東吉野村産の杉を使い市立堺高校の生徒が制作したベンチを設置している。

その他園内8か所にトイレがあり、災害時に備えマンホール型防災トイレを15穴（すべて洋式）設置している。

## ⑤花と緑

### 【桜街道⑩】

平成29年（2017年）春に実施した調査によると、大仙公園内で約50種約1,000本の桜が確認された。堺市では大仙公園の桜を大阪一の桜の名所にするを目標に、桜を健全に育て、美しい花を咲かせるための維持管理に努めている。

かつて大芝生広場を縦断していた市道は馬ヶ背街道と呼ばれていた。将来はなくなる街道の名残を後世に留めようと平成7年（1995年）からシダレザクラの街道整備が始まり、公園整備や維持管理に合わせて充実し、植栽されたシダレザクラは65本、早咲きのシロヒガンシダレがソメイヨシノより10日ほど早く開花し、ヤエベニシダレとベニシダレがソメイヨシノと同時期に咲き始め、4月中旬まで艶やかな花を楽しめる。

### 【ロックガーデン⑳】

堺の高温多湿な土地で、北海道に自生するチシマザクラやオオヤマザクラを育てるため、ロックガーデンの環境を創出し、育成している。チシマザクラは路地での栽培の南限であると考えられる。

チシマザクラと、チシマザクラ由来と思われるこの地での実生が生育している。平成7年（1995年）に北海道からコンテナで運ばれ、堺の熱帯夜、猛暑にも耐えて毎年可憐な花を咲かせている。

## ⑥その他の施設

### 【催し広場②】

各種の催しに利用される面積約8,000平方メートルの土の広場がある。春の堺シティマラソンや、秋の緑化祭・農業祭など市を代表するイベントが開催される。

### 【大芝生広場⑥】

周囲をふるさとの森や桜の園に囲まれ、広場内にも大小の樹木が育ち程よい木陰と適度な勾配がある芝生広場。スポーツ・レクリエーションに季節を問わず広く活用されており、大芝生広場と児童の森は遠足の定番でもある。

### 【堺市都市緑化センター⑫】

花とみどりのまちづくりを推進する拠点として、四季折々の花と緑に彩られた庭園を散策できる。展示会や講習会、各種イベントも多数開催し、図書コーナーや相談コーナーもあり、「市民とともに育み花と緑あふれるまち、堺」の創造に貢献する事業を実施している。

### 【堺市立中央図書館⑬】

蔵書約57万5千冊。移動図書館の拠点でもあり、情報科学・法律・歴史・地理・政治・経済・文学関係の資料が充実している。戦前からの資料を蓄積した書庫、充実した郷土資料を有する一般閲覧室、独立したこども室がある。正面には与謝野晶子や河井醉名の歌碑がある。

### 【平和塔⑯】

堺大空襲など第二次世界大戦で亡くなった堺の多くの戦没者の方々の霊をなぐさめ、二度と戦争のない、いつまでも平和な世の中であってほしいという願いをこめて、昭和46年（1971年）に建設された。高さは約60メートルの三角柱の建物で、堺市の市章にもあるように、摂津・河内・和泉の三つの国の境に栄えた町というところから三角の塔になっている。

### 【流杯亭⑳】

日本庭園内にあり、堺の友好都市中国の連雲港市から贈られた石に流れを刻み、曲水を再現している。この曲水の流れの様子は花果山の石の中から生まれた孫悟空の顔に似ているといわれている。

### 【孫太夫山古墳㉑】

仁徳天皇陵古墳の南に接する西向きの前方後円墳で、同古墳の陪塚と考えられている。古墳の全長は約65メートル、後円部径46メートル、後円部高約7.7メートル、前方部幅約26メートルで、前方部の短い帆立貝形をしている。現在は濠を復元して整備されており、前方部は公園造成時に復元している。世界遺産の構成資産である。

### 【グワショウ坊古墳㉒】

旗塚古墳のすぐ東側にある直径約61メートルの大形の円墳で、周囲には濠がめぐる。円墳で径約61メートルという大きさは、仁徳天皇陵古墳の陪塚とされている径62メートルの大安寺山古墳に次ぐ大きさで、全国でも有数である。

### 【旗塚古墳㉓】

墳丘は全長約57.9メートル、後円部径約41.5メートル、高さ約3.8メートル、前方部幅約24.7メートル、前方部高1.3メートルの、帆立貝形古墳。馬蹄形の濠がめぐっている。世界遺産の構成資産である。

### 【七観音古墳㉔】

履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)の北側、大仙公園の南入口にある。堺市の調査で直径32.5メートル、高さ約3.8メートルの円墳であることがわかっている。世界遺産の構成資産である。

### 【竜佐山古墳㉕】

仁徳天皇陵古墳の南に接する西向きの前方後円墳で、古墳の全長は61メートル、後円部径43メートル、前方部幅26メートル、前方部の短い帆立貝形をしている。現在は墳丘裾とそのまわりの濠を復元して整備されている。世界遺産の構成資産である。

### 【収塚古墳㉖】

仁徳天皇陵古墳の南東隅の近くにある西向きの帆立貝形前方後円墳で、同古墳の陪塚と考えられている。周濠はすでに埋まっており、発掘調査により古墳の全長は59メートル、後円部径42メートル、前方部幅26メートルの古墳であることがわかっている。世界遺産の構成資産である。

⑦建ぺい率

表-13 園内建築物の建ぺい率

主な既存施設	平和塔、礼拝堂、都市緑化センター、博物館、事務所、トイレ、倉庫		
現在建ぺい率	1.199%		
建築可能面積	①P-PFI 制度活用 (12%)	約 87,500 m <sup>2</sup>	
	②上記以外 (2%)	約 13,900 m <sup>2</sup>	

2) 利用状況

①日常利用

堺市を代表する大規模公園であり、大芝生広場や歴史的な古墳、遊具、池や樹林などのほか、博物館、堺市茶室、中央図書館、自転車博物館、日本庭園、都市緑化センターなどが広大で緑豊かな園内に整備され、これらの多様な施設を幅広い年齢層の市民が利用している。このため、園内は週末を中心に多数の来訪者でにぎわっている。

また、博物館や日本庭園などでは、年間をとおして多くの催しを開催し、公園内の見どころとなっている。

表-14 施設利用者数

施設名	利用者数 (人) 令和元年度
博物館	266,721
茶室	16,923
中央図書館	274,804
日本庭園	81,750
杉風舎	
駐車場	105,901
自転車広場	13,125
自転車博物館	28,399
都市緑化センター	162,297
花と緑の交流館	
もず庵	15,865

②イベント利用

堺シティマラソンをはじめとする複数のマラソンイベントや、堺まつり、堺市農業祭など堺を代表するイベントから市民イベントまで多くのイベントの開催会場となっている。イベントの開催数は堺市では最も多い公園である。

表-15 令和元年度に行なわれた主なイベント

開催月	イベント名	主催者
4月	堺シティマラソン	堺シティマラソン事務局
5月	天皇陛下御即位記念祭典	堺まつりふとん太鼓連合保存会
5月	2019 ツアー・オブ・ジャパン 堺ステージ	ツアー・オブ・ジャパン組織委員会
6月	第4回もずふる古墳マラソン大会	NPO 法人日本ライフロングスポーツ協会

7月	「百舌鳥・古市古墳群」世界遺産登録記念提灯行列	堺市文化観光局
8月	終戦記念日英霊を慰霊・追悼する式典	堺市遺族会
10月	ロコモ体操レッスン	堺市ちぬが丘保健センター
10月	第2回大阪ウォーク2019	大阪府ウォーキング協会
10月	第7回商人まつり2019 (第46回堺まつり共催事業)	堺市商店連合会
10月	英霊を慰霊・追悼する式典	堺市遺族会
10月	第62回堺市緑化祭	堺市公園協会
10月	第46回堺まつり「利休のふるさと堺大茶会」	堺観光コンベンション協会
11月	KANSAI ウォーク2019	産経新聞社
11月	親子謎解きウォーキング「アルクエスト」	NPO 法人ネオギャラクシー
11月	第11回灯しびとの集い	灯しびとの集い実行委員会
11月	第16回～人権ってなんだろう～人権フェスタ in 堺	堺人権擁護委員協議会
11月	第44回堺市農業祭	堺市農業祭運営協議会
11月	第25回福祉フェスティバル	第25回福祉フェスティバル実行委員会
2月	第5回もずふる古墳マラソン大会	NPO 法人日本ライフロングスポーツ協会

### ③スポーツ・レクリエーション利用

大仙公園には体育館等の運動施設がなくスポーツ利用は盛んではないが、周回園路のウォーキングやジョギング利用等、日常的な運動利用は多くみられる。また、春には期間限定のバーベキューエリアが開設され、花見客とともににぎわいを見せている。



## 4. 百舌鳥・古市古墳群について

### 4-1 エリア

百舌鳥・古市古墳群は、堺市にある「百舌鳥古墳群」と羽曳野市・藤井寺市にある「古市古墳群」で構成されており、この地域では4世紀後半から6世紀前半の約200年の間に、大小さまざまな形の200基を超える古墳が造られ、現在も約89基の古墳が残っている。

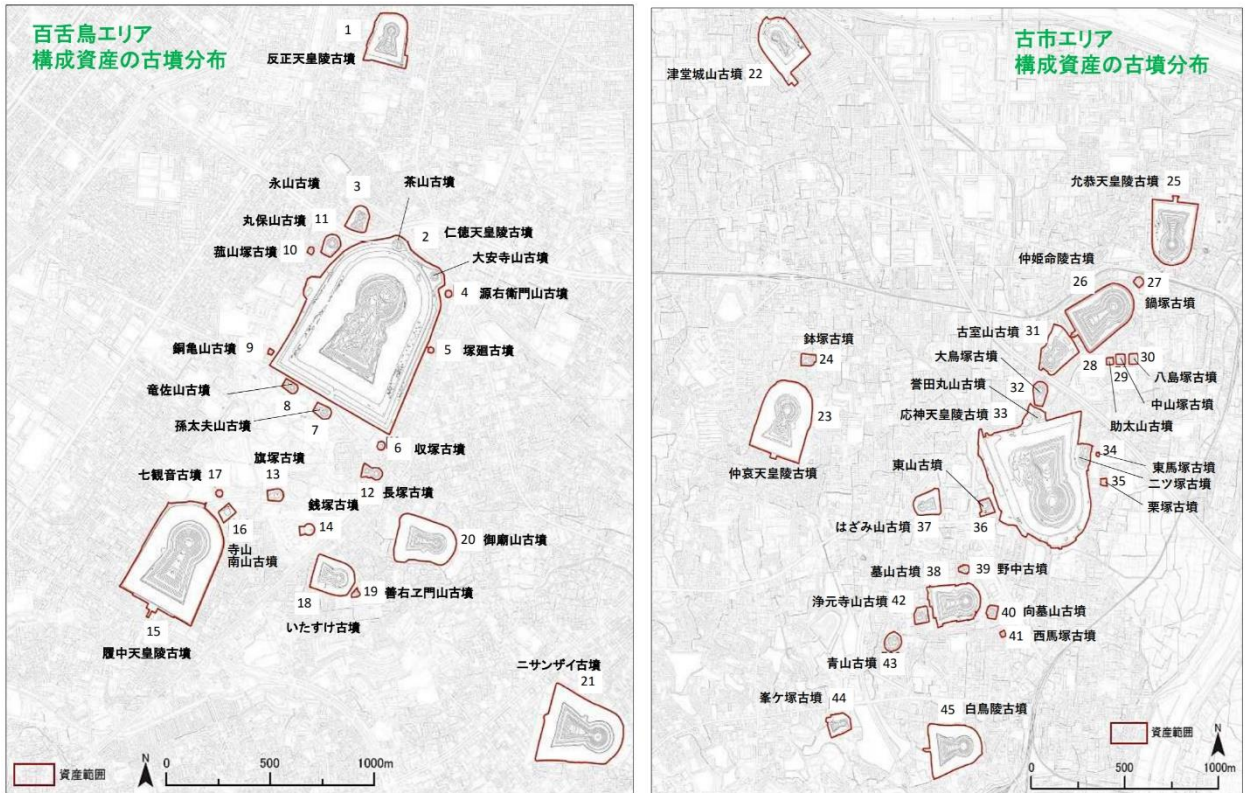
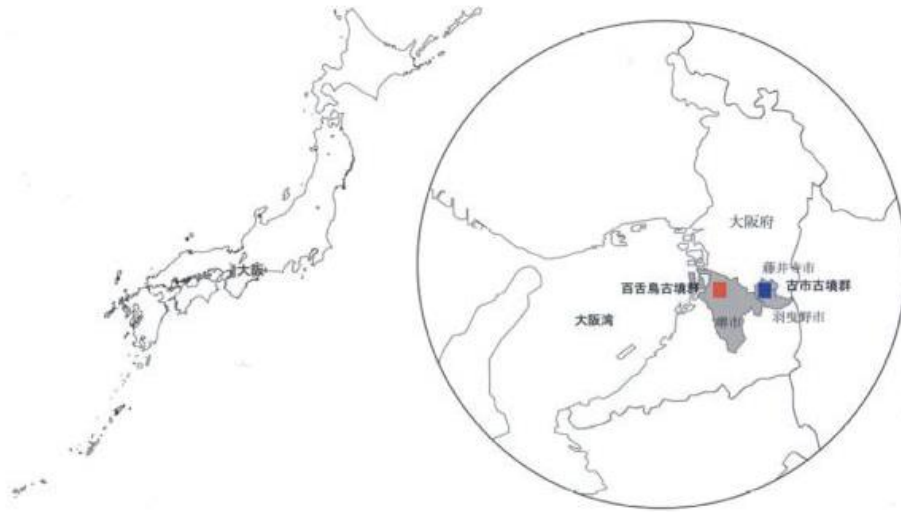


図-25 百舌鳥エリアと古市エリアの構成資産の位置及び古墳分布

(百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン・世界遺産登録推薦書概要版より)

## 4-2 世界遺産登録までの経緯

平成18年度、文化庁が全国の自治体に対し、世界遺産暫定一覧表記載資産候補を公募し、平成19年9月に、大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市が共同で、「百舌鳥・古市古墳群」を提案したところ、平成20年9月に世界遺産暫定一覧表への記載が適当(但し、条件付)と評価された。そして平成22年11月に世界遺産暫定一覧表へ記載された。

平成29年7月、国の文化審議会世界文化遺産部会で「百舌鳥・古市古墳群」を世界遺産の推薦候補とすることが決定され、平成30年1月にユネスコに推薦書を提出し、9月にイコモスによる現地調査が行われた。

令和元年5月、イコモスが世界遺産委員会に対して「百舌鳥・古市古墳群」を世界遺産一覧表に記載するよう勧告した後、7月に世界遺産一覧表への記載(登録)が決定した。

表-16 世界遺産登録までの経緯

年月	経緯
平成 18 年度	文化庁が全国の自治体に対し世界遺産暫定一覧表記載資産候補を公募 (それまでは、国が選定してユネスコに推薦)
平成 19 年 9 月 26 日	大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市が共同で、世界遺産暫定一覧表記載資産候補として「百舌鳥・古市古墳群」を文化庁に提案
平成 20 年 9 月 26 日	文化審議会世界文化遺産特別委員会が「世界遺産暫定一覧表への記載が適当(但し条件付)」として選定
平成 20 年 10 月	百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議を設置
平成 21 年 8 月	百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進府市合同会議を設置
平成 22 年 6 月 14 日	文化審議会世界文化遺産特別委員会で世界遺産暫定一覧表への記載了承
平成 22 年 10 月 6 日	世界遺産条約関係省庁連絡会議で世界遺産暫定一覧表への記載了承
平成 22 年 11 月 22 日	ユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載
平成 23 年 5 月 12 日	百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議設置 (大阪府知事、堺市長、羽曳野市長、藤井寺市長等で構成)
平成 24 年度	文化庁との協議や有識者からの意見聴取を行いながら推薦書(原案)を作成
平成 25 年 6 月 4 日	文化庁長官に推薦書(原案)を提出
平成 25 年 11 月 26 日	文化審議会の結果や指摘されている課題等を踏まえ、新たな目標として平成 29(2017)年の登録(平成 27 年の国内推薦)をめざすことを決定
平成 26 年度	国との協議や有識者等からの意見聴取を行いながら推薦書(原案)を作成
平成 27 年 3 月	文化庁長官に推薦書(原案)を提出
平成 27 年 7 月 28 日	国の文化審議会世界文化遺産特別委員会が開催され、「百舌鳥・古市古墳群」の推薦が見送られた
平成 28 年 7 月 25 日	国の文化審議会世界文化遺産特別委員会が開催され、「百舌鳥・古市古墳群」の推薦が見送られた
平成 29 年 7 月 31 日	国の文化審議会世界文化遺産部会が開催され、「百舌鳥・古市古墳群」を平成 29 年度における世界文化遺産の推薦候補とすることが決定
平成 30 年 1 月	ユネスコへ推薦書を提出
平成 30 年 9 月	イコモスによる現地調査
令和元年 5 月	イコモスが世界遺産委員会に対して「百舌鳥・古市古墳群」を世界遺産一覧表に記載するよう勧告
令和元年 7 月	第 43 回ユネスコ世界遺産委員会で登録決定

(百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議(大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市)HPより)

## 第2章 基本的な考え方

### 1. 基本計画改定の考え方

大仙公園は、史跡に配慮し、古墳を保存・活用した公園づくりを基本に、堺市のシンボルパークとして、「市民の休養・休息の場」のほか、「健康づくりの場」、「市民・来訪者を迎え入れもてなす場」、「教養・文化活動等の余暇活動の場」、「地域のコミュニティ活動の場」を提供するとともに、「古墳を感じられる景観形成」、「自然環境・生物多様性の保全」と災害時には「広域避難地として防災機能を発揮」するものとする。

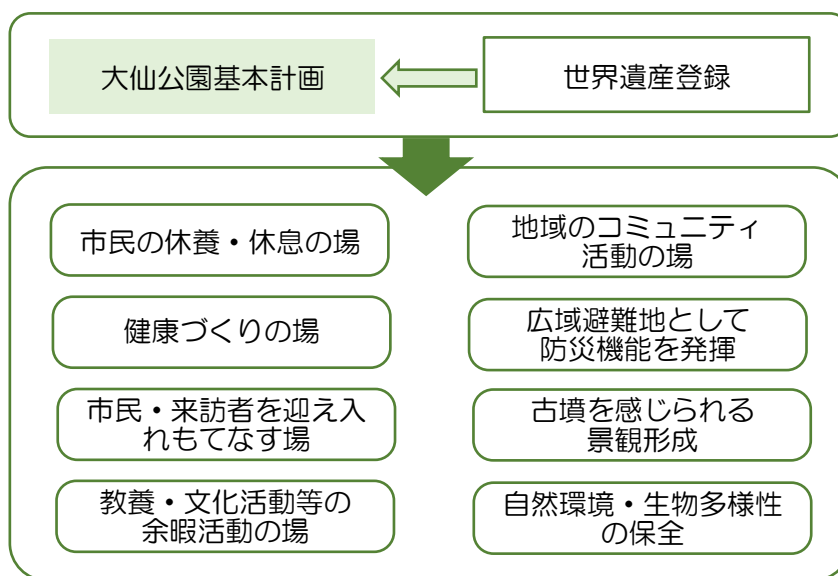


図-26 基本計画改定の考え方

### 2. 基本理念

大仙公園は、世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする多くの古墳と隣接・包含しており、それらの古墳は、堺市が世界に誇れる歴史資源であるとともに、堺市のシンボルとなっている。また、古墳の樹林の緑は、古代の築造以降歴史を積み重ねて森を形成し、百舌鳥野の特徴的な風景を創出してきた。

これらを踏まえ、堺市のシンボルパークとして、また、世界遺産への登録を機に、公園の将来像にむけた基本理念を以下のように設定して大仙公園の整備を進める。

- 世界に誇れる古墳を含む公園として、古墳群を保全し、普遍的な価値を伝え後世に継承する。
- 堺市のシンボルパークとして、市民のレクリエーションの場とし、また、災害時には広域避難地として防災機能を発揮する。
- 市民や国内外からの来訪者を迎え入れもてなす。

### 3. 基本方針

---

堺のシンボルパークとして世界に誇れる古墳を保全、活用した公園を実現することをめざし、百舌鳥野の風景づくりや来訪者をもてなす方向性を下記の基本方針として示す。

#### 1) 古墳を活かした百舌鳥野の風景づくり

- ・公園内部は、地域の資産として古墳を感じられるよう各古墳への眺望を確保し、古墳の存在感を活かした開放感のある景観を形成する。
- ・公園周辺からは、古墳の緑と公園の緑が一体となった、まとまりある緑地空間を形成する。

#### 2) 訪れる人々をもてなす施設づくり

- ・来訪者に対するサービス向上のため、民間活力を取り入れた飲食・物販施設の導入や駐車場、園内移動手段の充実を図る。
- ・来訪者が安全に安心して利用できるよう休憩施設の充実やユニバーサルデザインの推進を図る。
- ・園内の快適性の向上や避難スペースの確保、避難経路を考慮した入口配置等により、広域避難地として充実を図る。
- ・来訪者に古墳の価値への理解を深めてもらうため、情報発信機能・周遊拠点等の充実を図る。

#### 3) より多くの人々を呼び込むきっかけづくり

- ・公園で古墳や世界遺産に関連したイベントを開催し、世界に誇れる公園として、国内外に大仙公園を広く情報発信する。
- ・市民の公園の管理・運営への参画により、国内外からの来訪者をもてなす体制を強化していく。
- ・環濠都市地域に集積する歴史文化資源との連携を強化し、回遊性向上を図る。

## 第3章 施設の再配置等の検討

### 1. エリア設定の考え方

#### 1) エリア設定の考え方

基本方針を踏まえ、この地域の地形の特徴や古墳の分布状況から、土地利用の空間単位となる5つのエリアを設定する。

##### ①エリア1・5（陵墓を除く）

陵墓であるシンボリック存在の仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳と一体となった、緑豊かな百舌鳥野の風景を印象づけるエリア

- ・古墳自体は確実な保全措置を行い、周辺は古墳の視点場を整備して活用を図る。
- ・仁徳天皇陵古墳及び履中天皇陵古墳の拝所周辺は、陵墓と一体的な空間を創出する。
- ・来訪者が集積する場所として滞留可能なスペースや動線を確保する。

##### ②エリア2（陵墓を除く）

様々な形の古墳が点在する特徴を活かし、古墳が連なる景観を創出するエリア

- ・エリア1・5に準ずるエリアとして、古墳自体は確実な保全措置を行い、都市公園の機能を高める便益施設等の整備については、古墳への十分な配慮を必要とする。
- ・JR百舌鳥駅前については、古墳への十分な配慮を行った上で、公園へのメインエントランス空間としての整備を行う。
- ・樹林地内に点在する古墳については、個々の古墳の姿がわかるように疎林空間を展開する。
- ・点在する古墳群が一体的に見える開放感のある空間を展開する。

##### ③エリア3

既設の大芝生広場の広がりを活かしたオープンスペースを中心とした空間を展開するエリア

- ・このエリアには古墳等の史跡がないことから、これまで同様、堺市のシンボルパークとして都市公園の機能を高めていくエリアとする。
- ・大芝生広場、日本庭園、博物館等の既存施設を活かし、緑や水辺の憩いの場、教養・文化活動等の余暇活動を楽しむ場として活用する。
- ・災害時には避難スペースとして機能する。

##### ④エリア4

隣接する履中天皇陵古墳の緑と一体となる空間を創出し、緑豊かな百舌鳥野の風景を印象づけるエリア

- ・JR阪和線からの車窓景観を意識した疎林空間とする。
- ・JR上野芝駅前については、公園へのエントランス空間としての整備を行う。

※仁徳天皇陵古墳の西側に位置する大阪女子大学跡地については、当初、ガイダンス施設を整備する計画の検討が進められていたが、現在は計画見直しとなっている。今後は敷地の利活用が検討されることから、新たな活用が具体化する際には改めて連携を検討する。

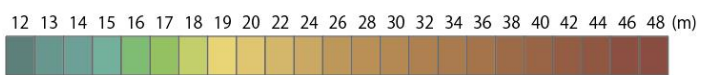
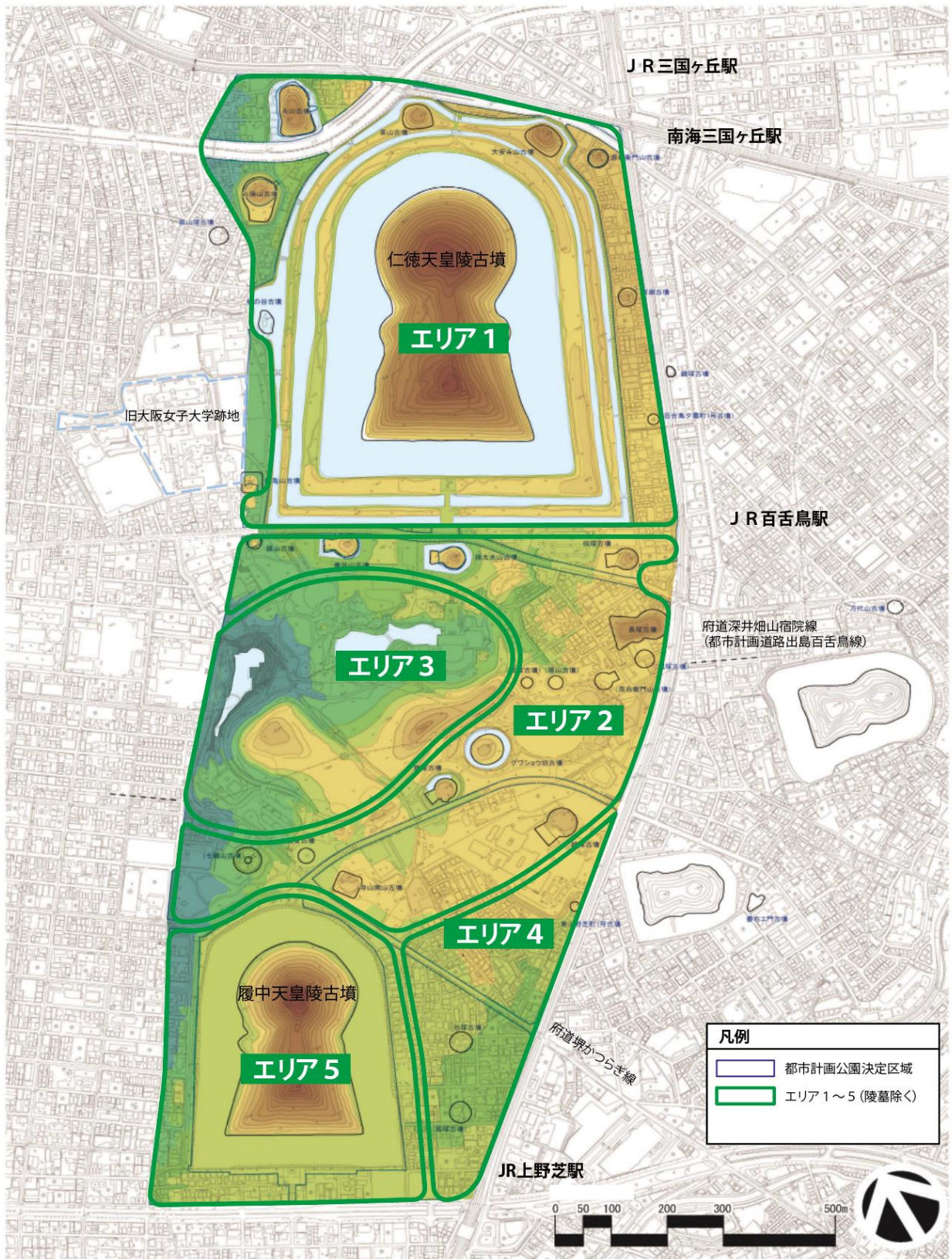


図-27 エリア設定図

## 2. 利活用のイメージ

来訪者が安全に安心して利用できる施設を整備または、改善することで、公園内の快適性の向上を図るとともに、来訪者に対するサービス向上をめざし便益施設の充実を図る。

### 1) 大仙公園における機能の整理

今後の利活用の方向性をイメージするにあたり、資産である古墳については、確実な保全措置を行うものとした上で、「利活用に係る機能（用）」と「景観形成に係る機能（景）」に分けて大仙公園としての機能の整理を行う。

表-17 利活用に係る機能（用）

(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能
(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能
(3) 観光	①陵墓の雄大さ、古墳群を身近に体感できる周遊機能 ②観光事業の実施、イベント等が開催できる場としての機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能 ④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）
(4) 文化・教養	①文化活動、文化発表の場としての機能 ②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能
(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもたちの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能
(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能 ②大規模災害後の復興の拠点機能

表-18 景観形成に係る機能（景）

(1) 景観	①古墳の緑と水辺が一体となった百舌鳥野の景観形成 ②資産としての古墳群の連なりを活かした景観形成 ③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ④陵墓の雄大さを引き立てる引き空間としての機能 ⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能
(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能

## 2) エリア毎の機能の整理

次の表-19において、エリア毎の役割を整理し、エリア毎に求められる機能及び主要施設の整理を行う。

表-19 各エリアの機能と施設整備のイメージ

エリア名	機能分類	主な機能	エリアに求められる利活用の機能	主要施設
<b>エリア1</b> <b>エリア5</b> (陵墓を除く)	利活用	(1) レクリエーション	②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（駅前広場と一体的なサブ的な広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（遊具等）</li> <li>・教養施設（案内板等）</li> <li>・視点場</li> </ul>
		(2) 健康	②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	①陵墓の雄大さを体感できる周遊機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能	
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能	
	景観形成	(1) 景観	①古墳の緑と水辺が一体となった百舌鳥野の景観形成 ③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ・南海三国ヶ丘駅からのアクセスを考慮したエントランス空間とする。 ・マツなどの特徴ある樹種にて陵墓の周囲を誘導し、陵墓への見通しを確保する。 ・JR 阪和線から陵墓への車窓景観を考慮した植栽密度とする。 ・周遊路からの景観にリズムを生むため陵墓を見え隠れさせる樹林帯を設ける。 ・住宅や幹線道路との境界にはバッファとしての機能を持たせる。	
(2) 環境		①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能		
<b>エリア2</b> (陵墓を除く)	利活用	(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（駅前広場と一体的なメインの広場、催し広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（遊具等）</li> <li>・教養施設（都市緑化センター、案内板等）</li> <li>・便益施設（観光案内所、飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> <li>※小規模なもの</li> <li>・防災施設（防災倉庫、防災トイレ等）</li> <li>・管理事務所</li> <li>・視点場</li> </ul>
		(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	①古墳群を身近に体感できる周遊機能 ②観光事業の実施、イベント等が開催できる場としての機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能 ④来訪者を迎える案内、サービス機能（飲食、物販含む）	
		(4) 文化・教養	①文化活動、文化発表の場としての機能 ②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能	
		(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能 ②大規模災害後の復興の拠点機能	
	景観形成	(1) 景観	②資産としての古墳群の連なりを活かした景観形成 ③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・JR 百舌鳥駅の駅前広場と一体的なエントランス空間とする。 ・駅前からの陵墓への見通しや、古墳群の連なりを視覚的に把握できるようにするため、落葉広葉樹の高木を中心とした疎林とする。 ・古墳群に対する視点場や主園路からのシークエンス景観を考慮し、樹木を効果的に配置する。 ・既存の主園路の桜並木からの連続性を確保する。	
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能	



エリア名	機能分類	主な機能	エリアに求められる利活用の機能	主要施設
エリア3	利活用	(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（大芝生広場、憩いの広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（桜街道、修景池、植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（児童の森、遊具等）</li> <li>・教養施設（日本庭園、茶室、博物館、図書館、平和塔、案内板等）</li> <li>・便益施設（飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> <li>・防災施設（防災倉庫、防災トイレ等）</li> </ul>
		(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	②観光事業の実施、イベント等が開催できる場としての機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能 ④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）	
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能	
		(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能 ②大規模災害後の復興の拠点機能	
	景観形成	(1) 景観	⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・既存の植栽を活かしながら、陵墓へ視線が抜ける部分を確保するなど、樹木密度に濃淡をつくる。 ・施設と周辺景観との調和を図る植栽配置とする。 ・集客施設へのアプローチを考慮した植栽とする。 ・エリア2との境界付近に植栽を配置することにより、古墳群への視線を誘導する。 ・既存の主園路の桜並木など花の名所としての管理を行う。	
(2) 環境		①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能		
エリア4	利活用	(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（駅前広場と一体的なサブ的な広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（遊具等）</li> <li>・教養施設（履中天皇陵古墳ビュースポット）</li> <li>・便益施設（飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> </ul>
		(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）	
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能	
		(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能	
	景観形成	(1) 景観	③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ④陵墓の雄大さを引き立てる引き空間としての機能 ⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・JR 上野芝駅からのアクセスを考慮したエントランス空間とする。 ・JR 阪和線から陵墓への車窓景観に配慮し、陵墓の引き空間として、落葉広葉樹の高木を中心とした疎林とする。 ・マツなどの特徴ある樹種にて陵墓の周囲を誘導し、陵墓への見通しを確保する。 ・陵墓への車窓景観にリズムを生むため、視界から陵墓を見え隠れさせる樹林帯を設ける。また、エリア2との境界付近に配置することにより古墳群への視線を誘導する。 ・既存の主園路の桜並木からの連続性を確保する。	
(2) 環境		①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能		

### 3) 利活用イメージ

#### ①エリア1・5（陵墓を除く）

- ・来訪者は、陵墓外周の園路や公園内の古墳群を散策やサイクリングにより巡りながら、実物の陵墓の規模を体感し、古墳の特徴的な場所に設置された解説板等により陵墓や古墳群の理解を深めることができる。



写-1 適切な場所に設置された解説板  
(竜佐山古墳の解説板)

#### ②エリア2（陵墓を除く）

- ・JR百舌鳥駅前については、収塚古墳や長塚古墳周辺は、「開けた空間」として、陵墓や古墳群への視界を確保し、世界遺産のある公園を印象づけるメインエントランスとする。
- ・また、古墳の保全に十分な配慮を行った上で、公園のメインエントランスとして、来訪者を迎え入れる案内、サービス施設等（飲食、物販含む）を整備する。
- ・樹林内に点在する古墳群は、疎林越しに古墳を眺めながら、散策することができる。
- ・来訪者が百舌鳥野の風景を楽しみながら、快適に古墳群を巡ることができるように案内板を設置し、また、古墳の保全に十分な配慮を行った上で、動線上にベンチ、パーゴラ等の休憩施設や便所、売店等の小規模な便益施設を設置する。



写-2 キッチンカーによる飲食の魅力  
向上イメージ

#### ③エリア3

- ・既存の芝生広場や水辺、樹林を活かした来訪者の憩いや交流の空間とする。
- ・芝生地や水辺、木陰での休憩や、開放的な大芝生広場でのレクリエーション等、公園機能を発揮することで、来訪者に憩いや楽しさを提供する。また、カフェ・レストラン、土産品が購入できる物販施設を整備する。



写-3 開放的な空間を活かした憩いの場の提供イメージ



写-4 カフェ・レストラン、土産品が購入できる  
旧大仙公園事務所の整備イメージ

#### ④エリア4

- ・履中天皇陵古墳と一体となる公園整備を行い、子どもの遊びや家族で楽しめるような身近なレクリエーションの場とする。

#### 4) 短期的な取り組み

世界遺産登録効果による来訪者の増加を継続的なものとするため、来訪者の満足度を高める短期的な取り組みとして、「堺・世界遺産魅力創造ロードマップ」が策定された。大仙公園と周辺のエリアの魅力創造に向け、2030年度を展望し、2025年度までの主な取り組みを示すものである。

主な取り組みを踏まえ、各年度を目途に整備をめざす機能について、以下に示す。

表-20 整備をめざす主な機能一覧

2030年度の主な機能・施設	
ゲートウェイ空間の創出	・JR百舌鳥駅から拝所まで静かで厳かなゲートウェイ空間を創出
(仮称)堺ミュージアム	・博物館、案内 ・アルフォンス・ミュシャ作品・ヒストリックカー等堺市所蔵品展示機能 ・飲食、物販
次世代モビリティによる周遊	・次世代モビリティを活用し、園内や堺東周辺エリア、環濠エリアを周遊
古墳群関連資料閲覧機能	・古墳関連資料や歴史的文献、郷土資料の閲覧等
2025年度の主な機能・施設	
JR百舌鳥駅前広場等	・快適な歩行空間 ・駅前広場の整備による交通結節機能の向上 ・無電柱化による良好な景観の形成
百舌鳥古墳群ビジターセンター	・古墳群に関する展示、映像コンテンツ、観光案内機能、物販機能 ・休憩（交流）スペース
博物館	・古墳学習の深化に向けた展示機能の拡充
ガス気球	・古墳の雄大さを上空から体感
飲食・物販施設	
収塚古墳広場	・来訪者の旅の記念となる土産物等の販売
いこいの広場	・来訪者が憩い、休憩するための飲食の提供 ・来訪者の旅の記念となる土産物等の販売
旧大仙公園事務所建物	・来訪者が憩い、休憩するための飲食の提供
中央図書館	・知の拠点として、暮らしに役立つ資料や情報を提供 ・生涯学習の場
日本庭園	・庭園の美しさをさらに向上し、魅力をより一層感じさせることができる施設
庭園カフェ等の飲食施設	・庭園内の美しい景観美を楽しみながら飲食できる施設
大芝生広場の体験型等施設	・世界遺産のある大仙公園を体感し、歴史等を学ぶことができる施設
都市緑化センター	・物販、カフェ等の便益施設 ・世界遺産にちなんだ体験学習

## 5) 案内サイン

### ①基本的な考え方

案内サイン設置における基本的な考え方を以下のとおり設定する。

- 案内誘導サインシステムや表示内容のルール化を図り、かつ既存サインを含めた情報の整理、集約化を推進する。
- 更新を図るサインは、デザインと掲載情報の統一等を推進するため、「堺公園サインガイドライン」に基づき順次設置を行う。
- サインをはじめとする情報提供施設は、海外からの来訪者にも利用しやすいよう多言語での表記やピクトグラムの掲載を推進する。

### ②サインの体系

案内サイン、誘導サイン、記名サイン、解説サイン、注意サイン、掲示サインに分類し、体系的に配置する。公園入り口には、来訪者をスムーズに誘導するため、移動手段に応じた案内・誘導サインの検討を行う。

### ③サインの内容・デザイン

多様な来訪者に対応するため、ユニバーサルデザインに配慮し、書体の統一、ピクトグラム表示等の充実を図る。図や写真を使ったわかりやすい統一感のあるサインとする。

古墳解説は、関係各課の協力のもと、適切な内容をわかりやすく伝えることをめざす。

また、デザインについては、世界遺産のある公園として景観に溶け込む統一したものとする。規模についても周囲の景観を阻害しない程度の大きさを検討する。素材は、見やすさ、歴史的な周辺景観との調和、耐久性、経済性の面から適切に選定する。

### ④他ツールとの連携

案内板に掲載できる情報量は限られているため、パンフレット等の紙媒体やデジタルサイネージ等の ICT を利用したガイド (QR コードによる案内板から電子機器へ案内サイトへの誘導、緊急時の防災情報の発信等)、観光案内所等の多様な情報手段との連携を検討する。



写-5 ICT技術を用いた多言語案内「Smart guidance」  
(国土交通省資料より)



写-6 デジタルサイネージの設置事例  
(豊中市 HP より)

### 3. 公園動線計画

---

#### 1) 公園エントランス

##### ①東側エントランス（鉄道利用者）

###### 【JR百舌鳥駅周辺】

- ・大阪市内方面や関西国際空港からの鉄道利用者のアプローチを考慮した公園中央部東側のメインエントランスとする。
- ・駅前広場の整備等に合わせて園内の整備を行い、世界遺産登録を受けて増大する来訪者に対応できる空間と機能を持ったエントランスとする。

###### 【JR・南海三国ヶ丘駅周辺】

- ・JRと南海電鉄の2路線が活用でき、仁徳天皇陵古墳に近接していることから公園のサブエントランスとする。

###### 【JR上野芝駅周辺】

- ・公園南側の地域からの来訪者や、園内をワンウェイで散策する来訪者の利用を考慮したサブエントランスとする。
- ・来訪者やJR阪和線の車窓景観を考慮し、入り口から履中天皇陵古墳が望める開放的な入口広場として整備する。

##### ②西側エントランス（歩行者、自転車、自動車利用者）

- ・市内の観光拠点である旧市街地や中心市街地方面からの自動車（普通車、観光・路線バス）に、歩行者、自転車利用者のアプローチを考慮し、大仙公園北側の既存駐車場である大仙公園西駐車場や大仙公園第3駐車場、南側の既存駐車場である大仙公園第1駐車場や大仙公園第2駐車場等をサブエントランスとする。
- ・周辺道路の渋滞回避や広い園内における歩行者・自転車の利用等を考慮して、複数の場所に分散し、駐車場を配置する。

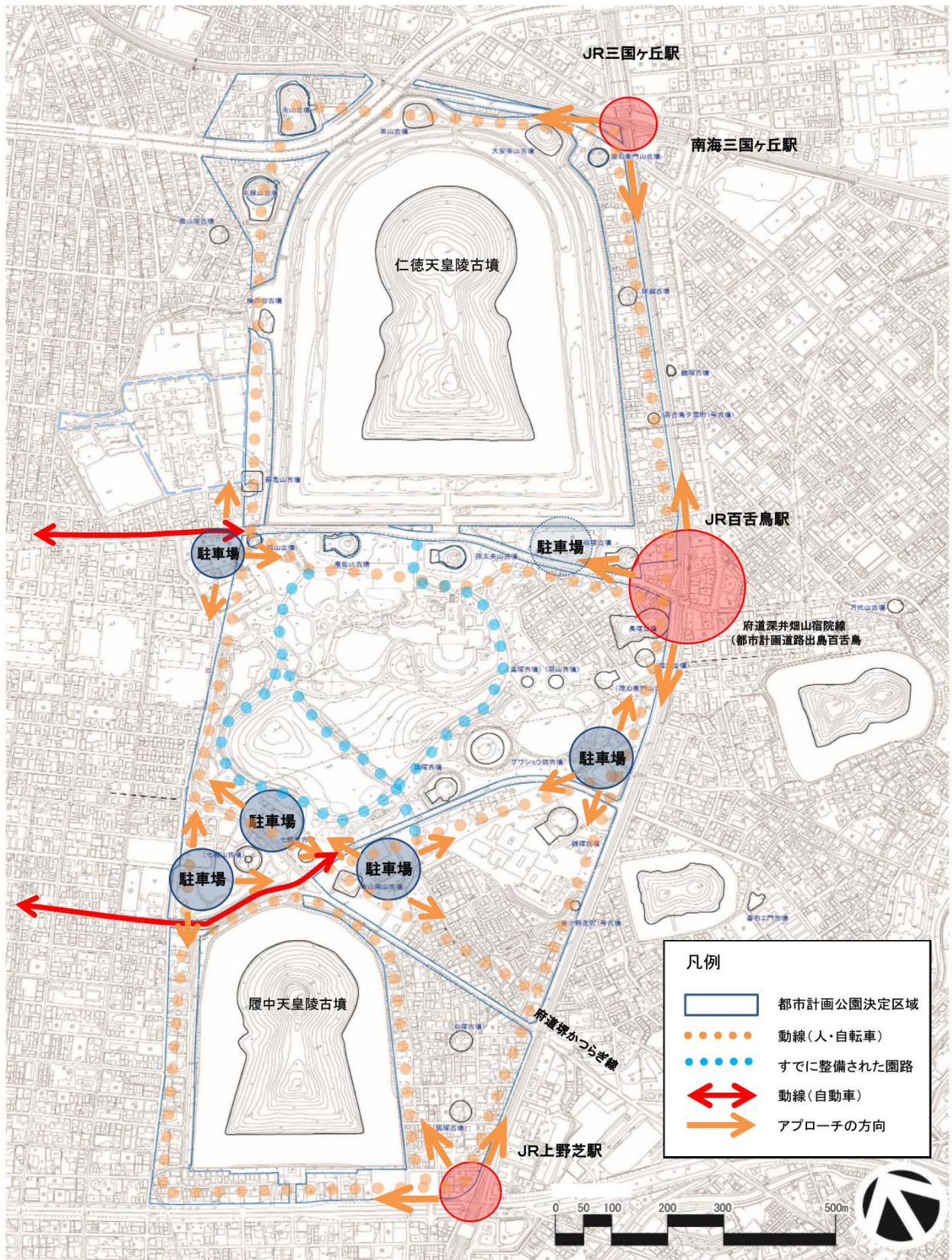


図-28 動線計画イメージ図

## 2) 動線計画

園内の主動線は、既存園路を活かした園内主要施設をつなぐ循環動線とする。未整備区間についても、起点となる出入り口や駐車場とスムーズにつながる動線を計画するものとする。

主動線を利用して園内及び公園周辺に点在する古墳を眺望し、安全に巡ることができるコースを設定する。

また、主動線は、堺市のレンタサイクルなどを利用して園内及び周辺に分布する古墳を巡る来訪者の移動や日常の市民のランニングなどの利用も想定する。

なお、交通情勢の変化等を考慮し、歩行者、自転車や自動車が安全・快適に共存できるよう安全対策を講じるものとする。

### 【古墳巡りのコース（園内）】

- ・主に主園路を使用して古墳や視点場等を巡る古墳巡りのコースを設定する。
- ・コースはメインエントランスを起点として設定し、来訪者のニーズに合わせてコースが選択できるように、複数のコースを設定する。

表-21 古墳巡りのコース（園内）

コース	概要
ショートコース① (約 1.5km)	短時間で仁徳天皇陵古墳南側の古墳や視点場を巡り、概要を理解できる団体観光客向けの巡回ルート
ショートコース② (約 2.5km)	短時間で仁徳天皇陵古墳南側の古墳や視点場を巡り、概要を理解できる百舌鳥駅から三国ヶ丘駅に抜けるルート
ショートコース③ (約 3km)	短時間で仁徳天皇陵古墳から履中天皇陵古墳を巡り、概要を理解できる百舌鳥駅から上野芝駅に抜けるルート
ロングコース (約 7km)	園内の主要な視点場を巡るルート。少人数のハイキングツアーやサイクリングルート向け。

### 【周辺の古墳も含めたコース】

- ・「百舌鳥古墳群エリアマップ」には、仁徳天皇陵古墳及び履中天皇陵古墳だけでなく、その周辺の古墳も含めて巡るコースが設定されている。

表-22 周辺の古墳も含めたコース

コース	概要
徒歩で満喫コース (約 3.0km)	JR 三国ヶ丘駅～仁徳天皇陵拝所～堺市博物館～堺市茶室「伸庵」～JR 百舌鳥駅
百舌鳥古墳群をめぐるコース (約 11.0km)	南海堺東駅東出口～反正天皇陵拝所～永山古墳～大仙公園観光案内所～仁徳天皇陵拝所～履中天皇陵拝所～いたすけ古墳～御廟山古墳～ニサンザイ古墳～南海中百舌鳥駅

### 【ランニングコース（園内）】

- ・園内を周回するランニングコースを設定する。起点となる目標物（古墳など）までの距離などを周知することにより、目標を持ってランニングができる様な工夫を検討する。

表-23 ランニングコース（園内）

コース	概要
園内周回コース (約 5.0km)	園内の主要な視点場を巡るルート。

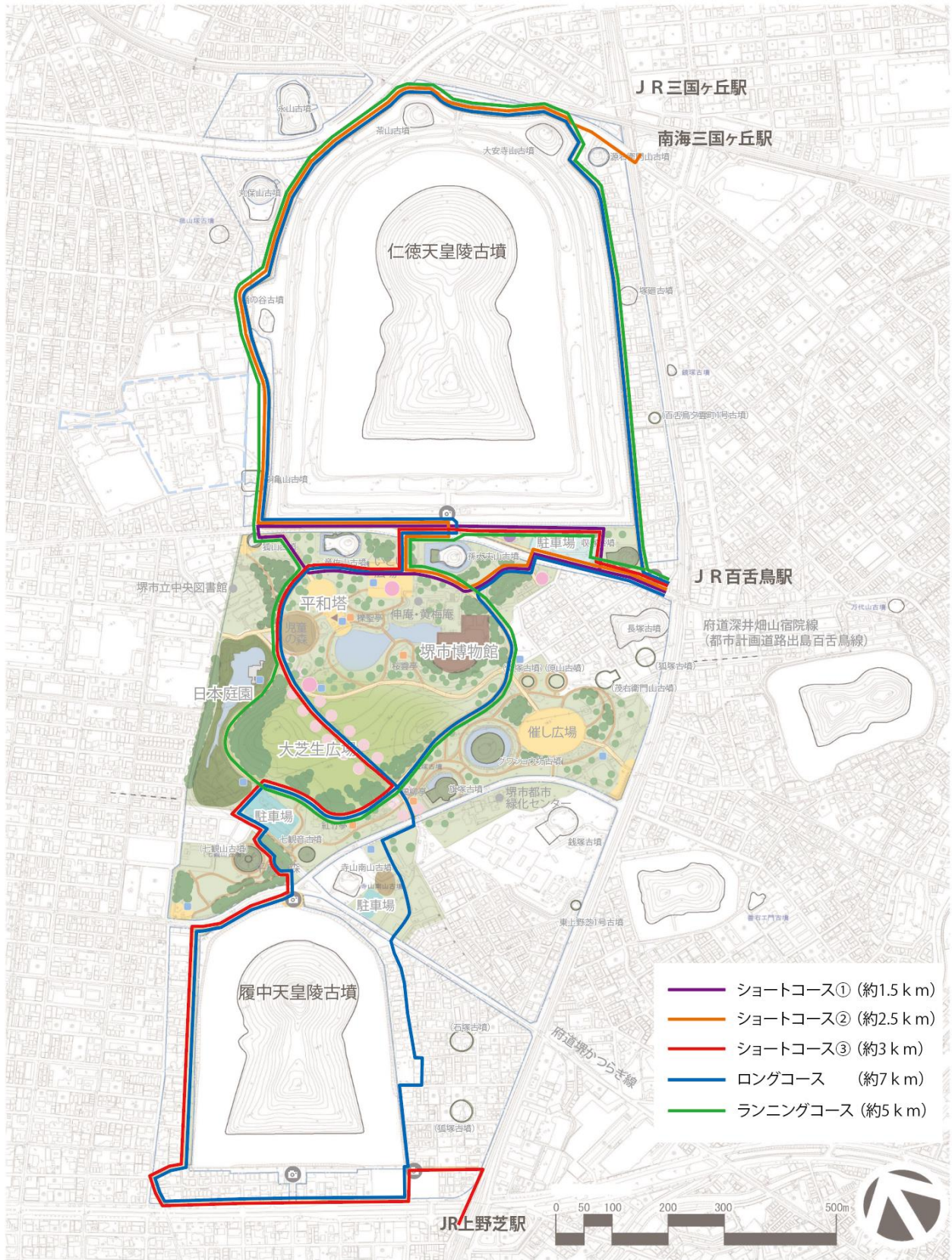


図-29 古墳巡りのコース（園内）





図-30 周辺の古墳も含めたコース

(百舌鳥古墳群エリアマップより抜粋)

## 4. 緑地景観の創出

### 1) 古墳を感じられる園内景観、車窓景観の創出

公園内部は、各古墳への眺望を確保した開放感のある景観を形成し、公園周辺からは古墳の緑と一体となったまとまりある緑地景観を形成する。

#### 【公園外周部（JR阪和線沿い）】

- ・JR阪和線からの車窓景観は、来訪者に対して公園を印象づける重要な景観となるため、鉄道沿線側（東側）の一部区間については、線路に対して芝生・草地空間や見通しの良い疎林等の開放的な空間とし、電車から公園内の古墳への眺望を確保する。

#### 【陵墓周囲】

- ・主要な出入口や広場から陵墓拝所に至る園路などについては、特徴ある樹種による植栽などにより、陵墓の雄大さを演出する。ただし、遠景からの見通しなどには常に配慮し、植栽密度などを検討する。
- ・北側の幹線道路に面した部分などについては、周囲との緩衝帯となる緑量の確保を行う。

#### 【公園内部（古墳周辺）】

- ・既存樹木の間伐や更新等により、要所となる視点場から古墳への眺望を確保するとともに、園路を歩きながら近接する古墳を見通せる空間を形成する。
- ・特にエリア2のVゾーン周辺の樹木密度が高い場所については、間伐や更新等を計画的に行い、古墳への眺望を確保する。
- ・一方で、古墳への見通しに影響しない場所については、一定の緑量を確保し、都市公園としての快適性を確保する。また、適宜、園路からの古墳への視界を見え隠れさせることにより、園内を散策する際に単調な景観にならない工夫を行う。



図-31 園内景観、車窓景観の考え方

## 2) 古墳や古墳群の視点場の設定

主要な視点場の設定にあたっては、仁徳天皇陵古墳もしくは履中天皇陵古墳を眺望できる場所であり、かつ、人々が集い、見渡せる・見通せる空間が確保できる場所を選定する。また、来訪者の写真撮影のスポットとなるような場を設定する。

### 2-1 仁徳天皇陵古墳

#### ①JR 百舌鳥駅前

・駅を降りた来訪者が仁徳天皇陵古墳の雄大さを実感できる視点場として空間整備を行う。駅舎のリニューアルされる場合には駅舎からの視点場の設定についても検討する。

#### ②仁徳天皇陵拝所

・仁徳天皇陵古墳にもっとも近づける場所であり、厳かな雰囲気漂っている。鳥居越しの緑の御陵を眺めることができる。



写-7 仁徳天皇陵拝所

#### ③仁徳天皇陵古墳西側（樋の谷古墳）

・三重濠の西側面、ほぼ中央の濠が膨れた部分に位置し、比較的近い場所から濠越しの仁徳天皇陵古墳を眺めることができる。

#### ④仁徳天皇陵古墳北側（茶山古墳・大安寺山古墳）

・三重濠に張り出すようにある2基の古墳の脇に視点場を設定する。濠の中の古墳と仁徳天皇陵古墳を眺めることができる。

### 2-2 履中天皇陵古墳

#### ①履中天皇陵古墳北側

・履中天皇陵古墳の北側から後円部を一望できるビュースポットが整備されている。古墳の濠越しに墳丘の後円部を見渡すことができる。

#### ②履中天皇陵拝所

・履中天皇陵古墳にもっとも近づける場所であり、厳かな雰囲気が漂っている。鳥居越しの緑の御陵を眺めることができる。

#### ③履中天皇陵古墳南東角

・履中天皇陵古墳南東角からは前方部が一望できる。濠沿いの土手は高木植栽も少なく、歩きながら墳丘を見通せる。



写-8 履中天皇陵古墳南東角

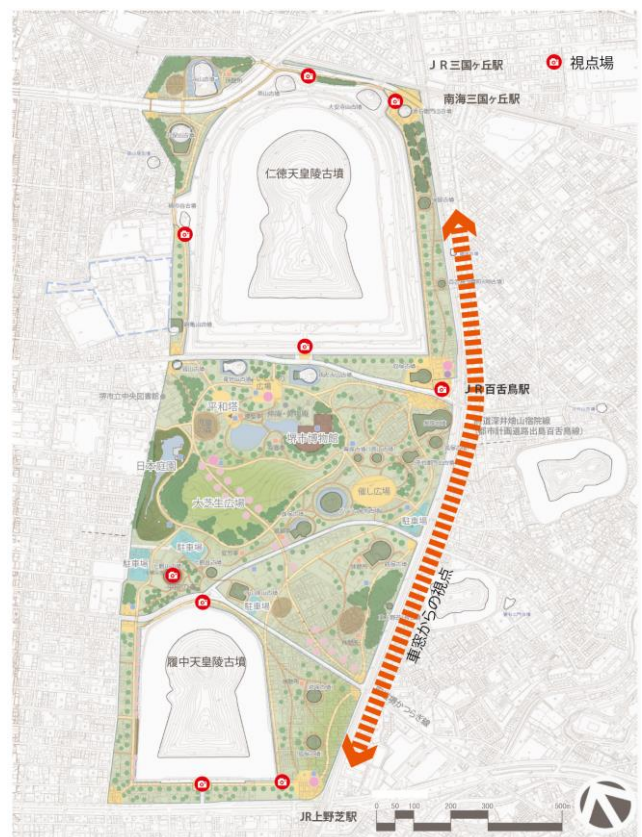


図-32 古墳や古墳群の視点場の設定

## 5. 植栽の将来像

大仙公園の植栽の将来像は、時を経て現在のみどりの古墳に変遷した経緯、都市公園として都市の貴重なみどりとして果たしてきた役割などを踏まえつつ、多様な古墳の連続性や雄大さを感じることができる開放的な植栽景観をめざす。

### 1) 植生・植栽に関する考え方

植生・植栽は、古墳群を核とした冢らしいみどりをめざし、公園内はエリアごとの特性に応じて検討する。園内の植生・植栽の管理は、多様な古墳の連続性や雄大さを感じることができるよう古墳の見え方・見通しに配慮しつつ、古墳への見通しに影響しない場所については、一定の緑量を確保し、都市公園としての快適性を確保する。国史跡の植生・植栽の管理は、「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」の方針に沿って実施する。

### 2) エリアごとの植栽イメージ

古墳を活かした開放的な百舌鳥野の風景を創出するため、古墳群が点在するエリア2を中心に「開けた空間」と「疎林の空間」とし、以下のとおり、エリア区分ごとの植栽の将来像を設定する。

#### ① 「エリア1・5」（陵墓を除く）

特徴ある樹種による植栽などにより、陵墓の雄大さや来訪者の期待感を演出する。また、陵墓と一体となった緑豊かな百舌鳥野の風景を創出する。将来像の設定にあたっては、陵墓を管理する宮内庁と情報共有をしつつ検討を進めていく。

#### ② 「エリア2」（陵墓を除く）

- ・芝生主体の植栽により、点在する古墳の連続性や雄大さを感じられるように「開けた空間」を創出する。
- ・既存樹木を密度調整し、段階的に古墳への眺望を確保した樹林へと転換することにより、四季の変化を体感しながら巡ることができる「疎林の空間」を創出する。

#### ③ 「エリア3」

施設周辺については、一定の緑量を確保しながら、来訪者の快適性や利活用に配慮した樹木密度とし、まとまりのある緑地空間を形成する。

#### ④ 「エリア4」

JR阪和線の車窓から履中天皇陵古墳への眺望を考慮した、引き空間としての疎林の空間とすることにより、隣接する履中天皇陵古墳と一体となる緑豊かな百舌鳥野の風景を創出する。



写-9 仁徳天皇陵拝所「開けた空間」植栽イメージ



写-10 「疎林の空間」植栽イメージ

### 3) 植栽のゾーニング

エリアごとの植栽イメージを実現するために、植栽密度に着目しエリア内の植栽のゾーニングイメージを設定する。高木をほとんど配置しない芝生広場から疎林エリア、見え隠れなどに配慮し、一定の樹木密度を高めるエリアなどを設定する。

#### ①各ゾーンの典型的な樹林形態

##### A：芝生広場

- ・古墳や樹木の緑に囲まれ開けた空間をめざすエリア。
- ・現在の大芝生広場及び車窓景観からの見通しを確保するエリアを想定する。

##### B：疎林エリア

- ・視点場から古墳への見通しを確保し、樹木密度を下げるエリア。
- ・主にVゾーンや履中天皇陵古墳東側の広場を想定し、駅前や車窓からの見通しに配慮する。
- ・高木の樹木密度を下げ疎林を形成する。視線を遮る基本的の中・低木の植栽は行わない。
- ・植樹間隔や樹種などに配慮し単調にならない配植とする。

##### C：陵墓周囲のエリア

- ・陵墓周囲の静かで厳かな空間を緑で創出するため、特徴ある樹種などで形成するエリア。
- ・仁徳天皇陵古墳及び履中天皇陵古墳の周囲のエリアを想定する。
- ・周囲の視点場からの見え方に配慮し、樹木密度はさほど高くなく疎林と同等の樹木密度とする。

##### D：樹木密度を一定度高めるエリア

- ・園路からの見え隠れなど変化に配慮し、樹木密度を調整するエリア。
- ・主に既存の公園エリアで植樹されているエリアや車窓景観からの見え隠れを演出するエリアを想定する。

#### ②各ゾーンの典型的な樹林形態

##### a-a'断面（仁徳天皇陵古墳中央部の東西断面）

- ・東側の園路からは仁徳天皇陵古墳の濠の緑が感じられる。

##### b-b'断面（駅前～いこいの広場付近の東西断面）

- ・駅前からの見通しが確保できるよう樹木密度を下げる。既存の植樹エリアについても適宜伐採等を行い見通し良くする。

##### c-c'断面（大芝生広場中央部の南北断面）

- ・大芝生広場から仁徳天皇陵古墳の樹木が遠くに見通せる。陵墓沿いの園路からは濠沿いの緑が感じられる。

##### d-d'断面（履中天皇陵古墳中央部の東西断面）

- ・樹木密度を下げることにより、車窓から履中天皇陵古墳が見通せる。

# ■植栽のゾーニングイメージ図

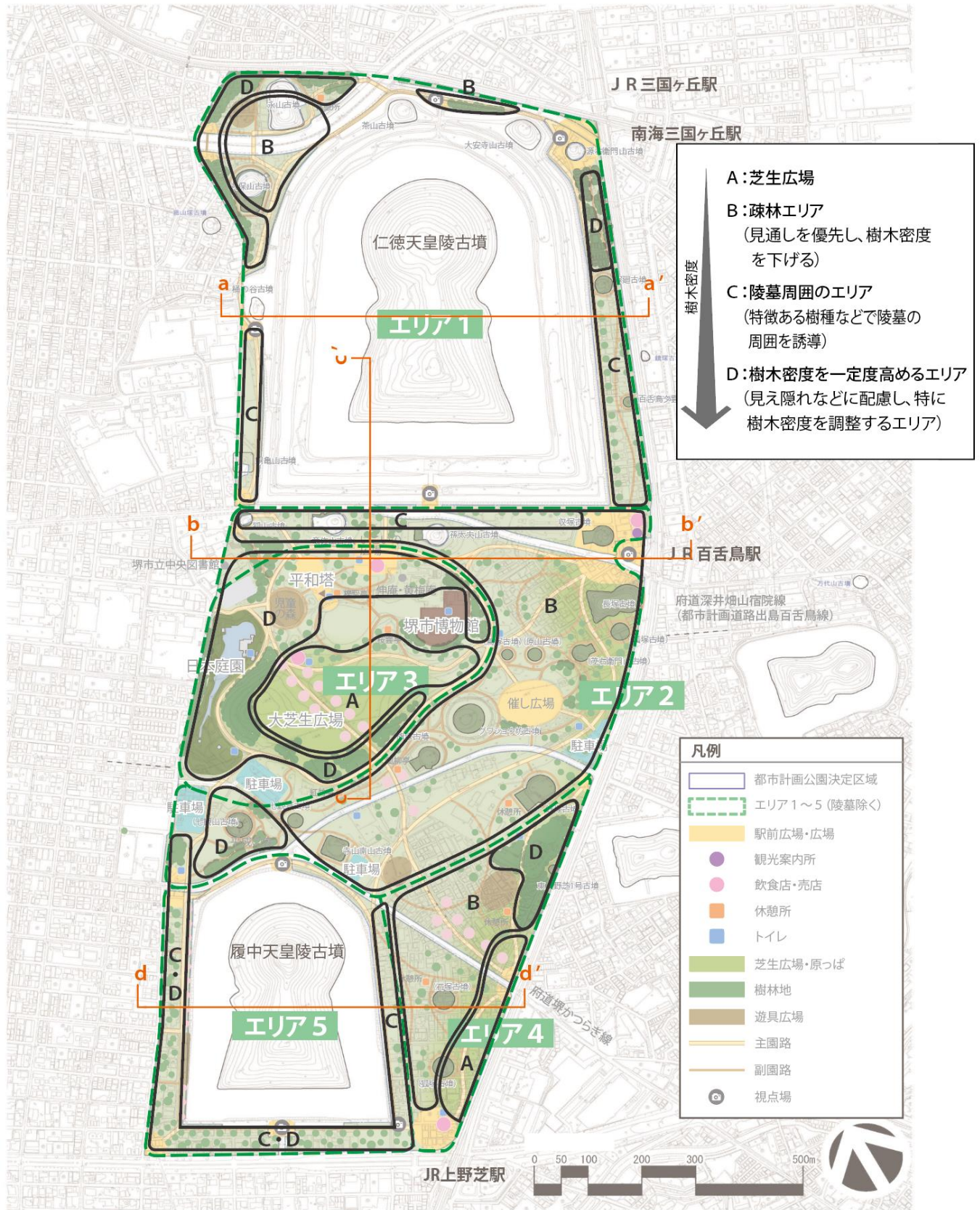


図-33 植栽のゾーニングイメージ

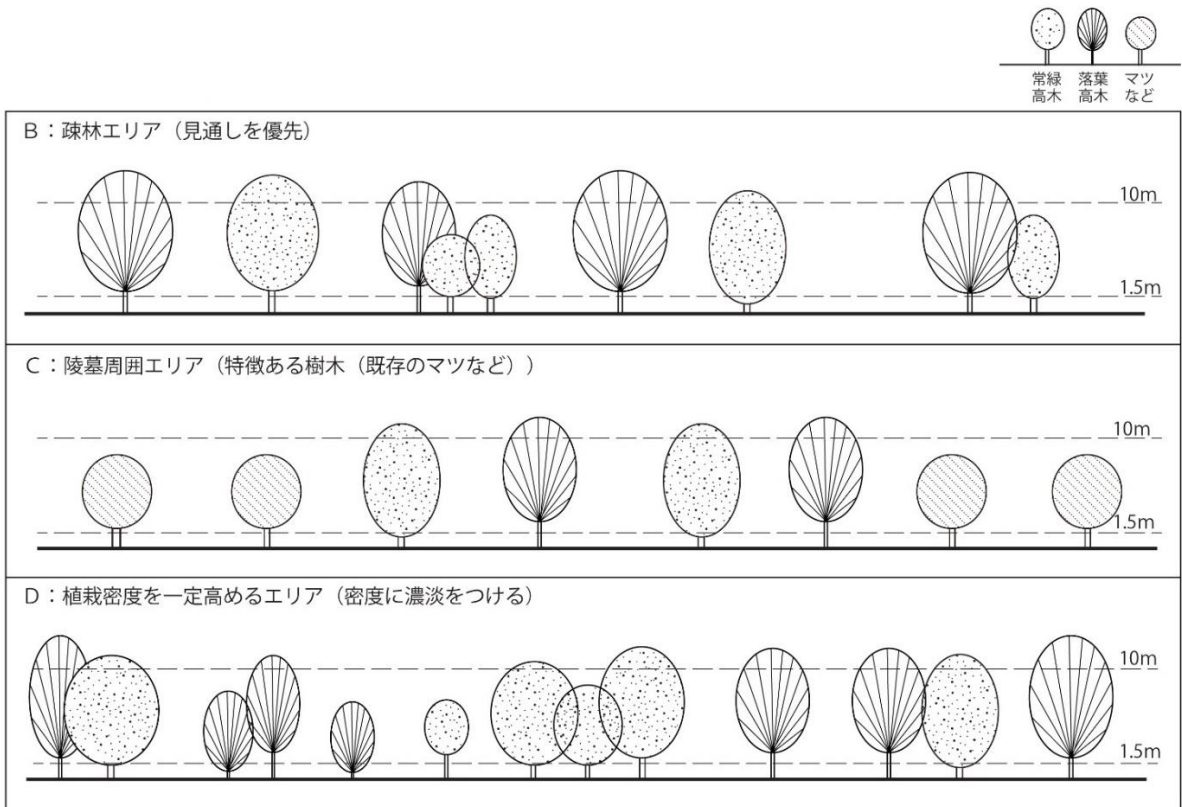


図-34 各ゾーンの典型的な樹林形態

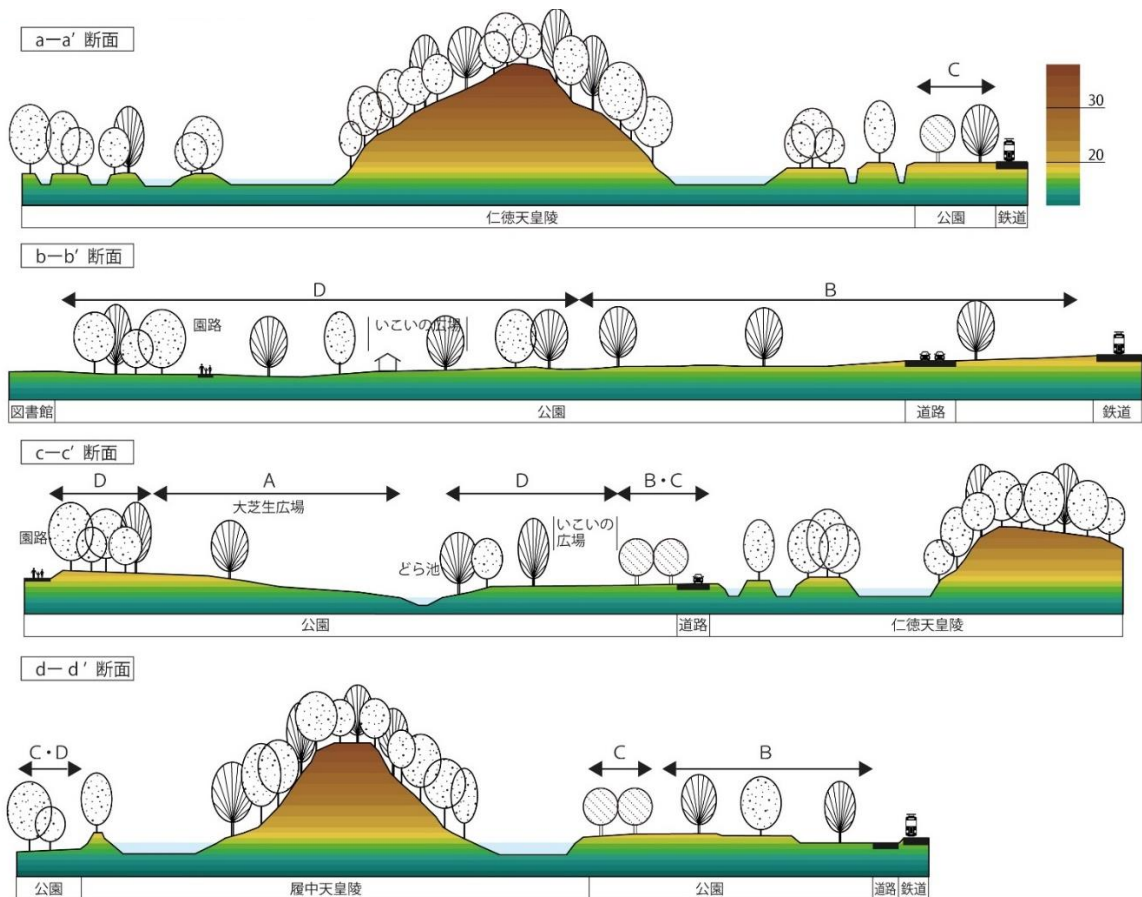


図-35 代表地点の断面イメージ

## 6. 維持管理計画

### 1) 植栽管理

#### ①古墳の見せ方と植栽の考え方

古墳の見せ方についての考え方と、そのための植栽管理の方法を短期と中期にわけて検討する。また、古墳整備に関する考え方についても整理する。

#### ●古墳の見せ方（近景・中景・遠景）

##### [近景・中景]

- ・主に公園内に点在する古墳を古墳の解説板や園内の休憩所、園路から眺めることを想定する。
- ・手前の樹木及び古墳も比較的是っきりと認識できる距離である。
- ・手前の樹木と古墳の緑を識別するには、古墳の稜線がはっきりと認識できることが重要である。
- ・手前の樹木を古墳の稜線が見える程度の疎林とし、低木は配置しないことを基本とする。

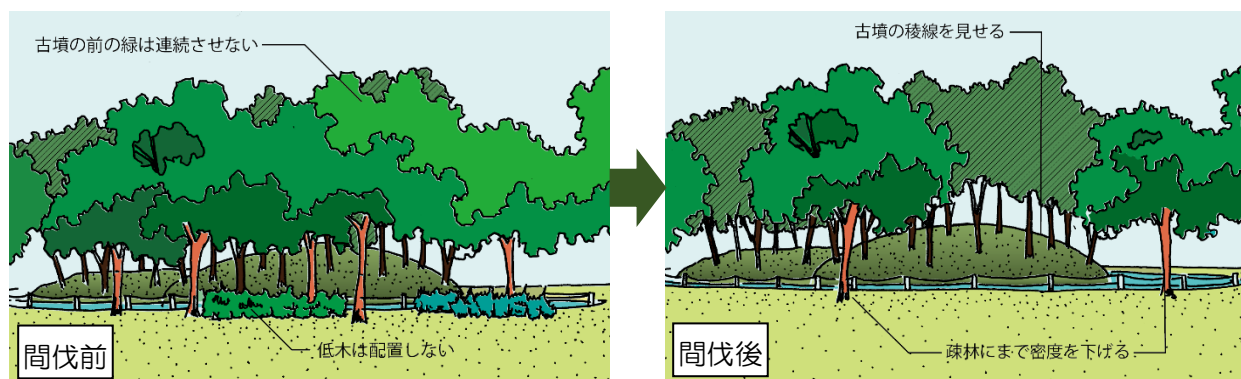


図-36 古墳の見せ方（近景・中景）

##### [遠景]

- ・ビュースポットとなる視点場から大規模な古墳を見通すことを想定する。
- ・手前の樹木と古墳の樹木が識別しにくい距離となると共に、手前に視界を遮る樹木があると、古墳を見通せないこととなる。
- ・遠くの古墳を見通すためには想定した視界内には樹木を配置しないことが重要である。
- ・多くの視点場を設定すると公園内の緑陰を確保できない範囲が広がるため、十分検証をした上で視点場を設定する。



●段階的な整備の考え方

[短期]

- ・主に公園内に点在する古墳の解説板や園内の休憩所、園路から眺めることを想定し、古墳に対して距離の近い視界を確保する。



図-37 植栽の考え方イメージ (短期)

[中期]

- ・JR 百舌鳥駅前エリアの公園整備を進めることにより、駅前が大きく開かれた空間となる。
- ・駅前エリアの整備に合わせて、エリア2を中心に、見通しの先にある古墳群への長い視線にも対応した植栽景観を創り出す。
- ・主に主園路のビューポイントから古墳への見通しが通るようにし、古墳の連続性が感じられる植栽景観とする。
- ・一方、ビューポイントの視界に入らない場所には、来訪者の日陰となるような緑陰を確保する。
- ・古墳への見通しと来訪者の快適性を確保する疎林の空間をめざす。

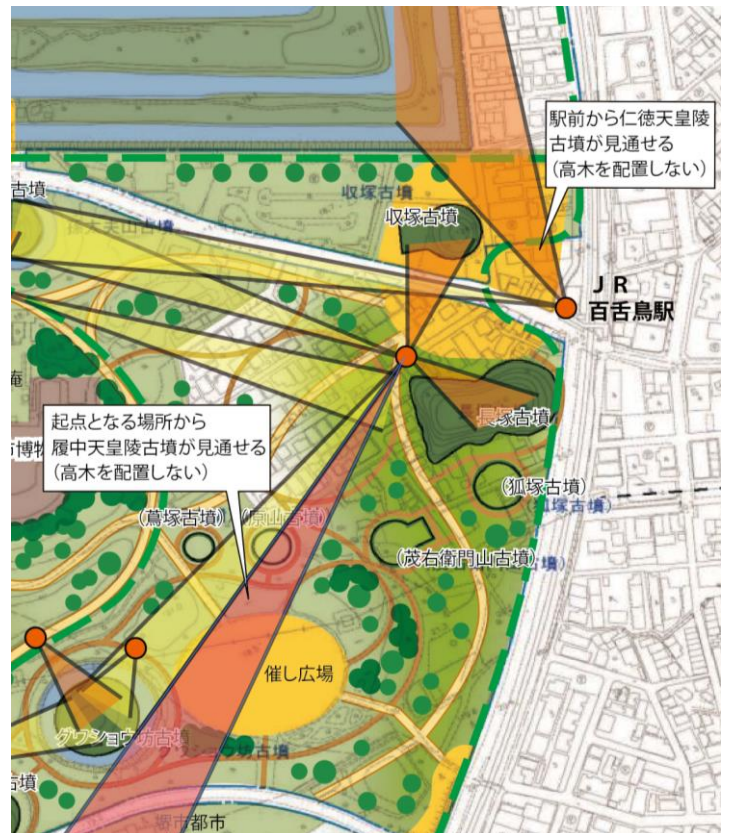


図-38 植栽の考え方イメージ (中期)

## ■古墳の見せ方と植栽の考え方(短期)

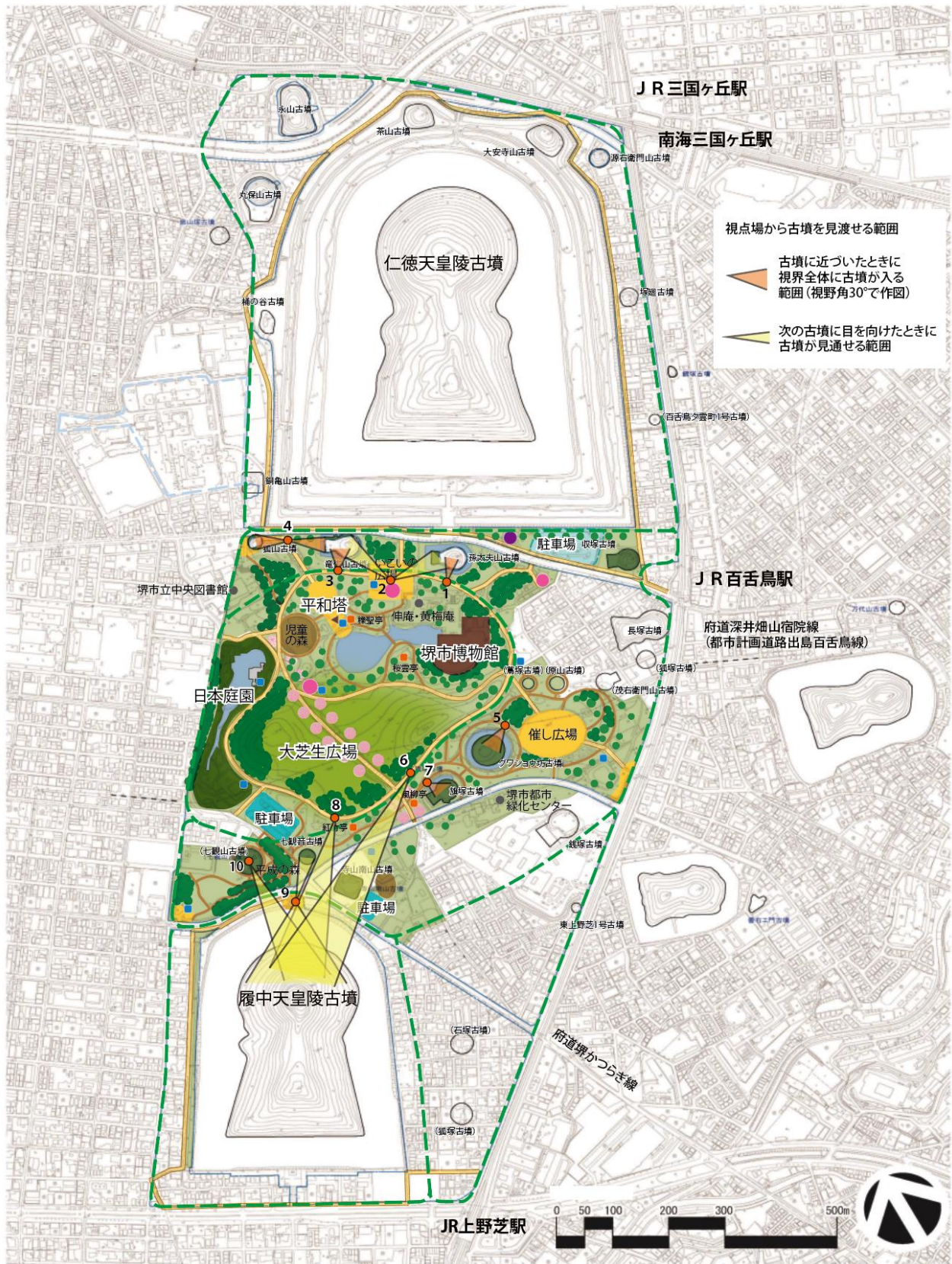


図-39 古墳の見せ方と植栽の考え方(短期)



## ●古墳整備の考え方

- ・古墳の整備については、基本的に「国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画」に沿って行う。
- ・史跡に指定されていない堺市所管の古墳については、文化財部局と協議、調整しながら整備方法を検討する。
- ・国史跡古墳の植生・植栽の管理は、「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」に基づき実施する。

### (植生の管理方法)

- ・墳丘上に高木を中心とした植生がみられる場合には、墳丘などの遺構の保全、視覚化を図る観点から、墳丘や外堤を痛める恐れのある傾斜木、竹などを除去して、保全に努める。また、外堤樹木を整理し、墳丘の形状が視認できるような修景を実施する。
- ・陵墓の植栽の管理は現状維持を基本とし、倒木による墳丘への影響、周辺建築物への影響がある場合には枯損木の伐採、剪定、危険木の除去が実施されている。

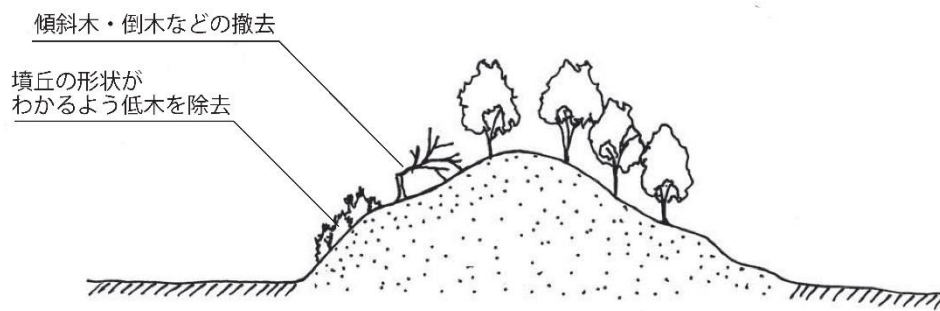


図-41 植生の管理方法

## ②エリア毎の植栽管理の考え方

エリア毎の植栽管理の考え方をエリアの最終的な植栽イメージと開設状況に応じて整理する。

### [エリア1]

- ・仁徳天皇陵古墳を取り巻くエリアであり、大半が未開設区域である。
- ・百舌鳥駅からの視界に配慮するほか、視点場に設定している部分については高木を配植しないなど視界を確保するが、その他のエリアについては、散策の際の緑陰の確保や隣接する住宅地との緩衝となる植栽などを過度にならない程度に行う。

### [エリア2]

- ・陪塚群が多くあるやや地形の高いエリアであり、大半が開設区域で既存樹木も多くある。
- ・JR百舌鳥駅前やいこいの広場などの視点場から目標となる古墳への視界を確保する範囲については開けた空間とし、樹木密度を下げる。その他のエリアについては疎林の空間とし、主園路から身近な古墳への視界を適宜確保できるよう高木の樹間を調整する。

### [エリア3]

- ・大芝生広場やどら池を中心に広がりを持つエリアであり、ほぼ全てが開設区域である。
- ・大芝生広場の拡がり大切に、どら池周辺の樹木については樹木密度を下げ、見通しをよくす

る。堺市博物館の周囲には一定の緑量を残し、建物ボリューム感を和らげる工夫を行う。日本庭園については適切な維持管理を行う。

#### [エリア 4]

- ・履中天皇陵古墳東側の平坦なエリアであり、すべてが未開設区域である。
- ・車窓から履中天皇陵古墳が見通せるよう堺かつらぎ線以南の範囲は疎林の空間とする。北側のエリアについては、車窓景観からの変化や広場の緑陰の確保などの観点から一部まとまりのある緑量を確保する。

#### [エリア 5]

- ・履中天皇陵古墳を取り巻くエリアであり、大半が未開設区域である。
- ・百舌鳥駅からの視界に配慮するほか、視点場に設定している部分については高木を配植しないなど視界を確保するが、その他のエリアについては、散策の際の緑陰の確保や隣接する住宅地との緩衝となる植栽などを過度にならない程度に行う。

## 2) 防災機能の考え方

公園は、地震火災時等には避難地・避難路となるほか、火災の延焼防止や救援活動の拠点として機能するなど、重要な役割を果たす。

大仙公園は、市街地に近い貴重な緑地空間として、防災機能の強化が公園づくりとあわせて求められる。

### ・基本的な考え方

「堺市地域防災計画」(平成 30 年 2 月)によると、大仙公園は、広域避難地に指定されており、「堺市津波避難計画」(平成 26 年 3 月)では、南海東南海地震に伴う津波災害の際の避難目標とされている。また、被災後には応急仮設住宅建設候補地とされている。周辺では大仙小学校が指定避難所に指定されている。

「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂版)」(平成 29 年 9 月)によると、防災公園の役割や機能の検討において、次の 3 点が基本(原則)とされている。

1. 都市防災全体の中での役割分担と連携(ハードとソフトの両面)を前提とする。
2. 公園の特質である“オープンスペース”と“緑”を生かしたものとする。
3. 公園の日常性(利用、土地利用、施設整備、景観、運営管理等)と整合を図る。

また、導入すべき機能の検討においては以下の事項に留意することとされている。

1. 都市全体の救援体制、システムとの整合
2. 他の防災関連施設等との機能分担と連携
3. 自立的な対応、防災機能を発揮すべき期間
4. 一体的な整備と相互利用
5. 災害時における公園の運営体制
6. 平常時の公園機能との整合と公園の立地・敷地条件
7. 公園空間を有効に活用した多様な防災機能の導入(備蓄施設やトイレなど)

以上の考え方を踏まえながら、大仙公園の災害時における利用について、基本的な考え方を以下のとおり設定する。

- 地域防災計画において広域避難地に指定されており、津波避難計画においては、津波災害時の避難目標の 1 つとされている。そのため、十分な避難スペースの確保に努める。
- 平常時の公園・史跡として担う役割と、災害時に担う避難地としての役割の両立を図る。
- 大仙小学校をはじめとした周辺施設との連携の強化を図り、防災拠点づくりを推進する。

## 7. 事業計画の考え方

### 1) 時代の要請に柔軟に対応する段階整備の推進

大仙公園の整備に関しては、開設区域の見直し、事業着手区域の整備推進、未着手区間の事業化に向けた取り組みと区域毎に対応が異なる。

世界遺産登録による来訪者の増加への短期的な対応が求められるとともに、堺のシンボルパークにふさわしい整備を段階的に推進する。ただし、長期的な計画については、公園内での短期・中期的な取り組みの成果を踏まえ、大仙公園及びその周辺の魅力をさらに高める機能を見極め、検討を進めていく。

#### ○短期～中期の変遷イメージ

##### [短期]

- ・仁徳天皇陵拝所に近い、エリア3の北側、博物館やいこいの広場などで、来訪者を迎え入れる案内やサービス機能の確保を行う。
- ・JR百舌鳥駅から拝所に向かう場所にて、既存施設を活用して、来訪者を迎え入れる案内やサービス機能の確保を行う。
- ・エリア3については、日本庭園をはじめ、各施設において、サービス機能に限らず防災機能等、都市公園としての機能強化について検討を進める。
- ・植栽については、特に陪塚群が連続するエリア2について、古墳の連続性や雄大さを感じられる植栽景観をめざす。

##### [中期]

- ・JR百舌鳥駅前エリアが公園として開設できた時期を想定する。
- ・JR百舌鳥駅前を大仙公園のエントランス空間として整備する。駅周辺に案内やサービス機能を集積することが考えられ、百舌鳥古墳群ビジターセンター等の既存施設に設けた案内やサービス機能について見直しを行っていく。
- ・植栽については、特に陪塚群が連続するエリア2について、古墳の連続性や雄大さを感じられる植栽景観をめざす。

### 2) 事業進捗・事業効果の効果・検証

今後の大仙公園の整備は、これまでの公園整備事業と異なり、多くの関係各課や多様な主体の参画を図りながら事業を進めていく必要があり、事業の推進にあたっては、各主体間の調整を図りながら、柔軟性を持って計画の修正・見直しを図っていく必要がある。

事業の節目において、その進捗や事業効果に関する評価・検証を実施し、必要に応じて適宜計画へのフィードバックを図り（PDCA）、適切に事業を推進する。

### 3) 遺産影響評価の実施

百舌鳥古墳群が世界遺産に登録された第43回世界遺産委員会決議の追加的勧告において、大仙公園の開発・整備の計画については、遺産影響評価（Heritage Impact Assessment：HIA）を実施するよう求められた。今後、大仙公園の開発・整備の計画に関しては、必要に応じて遺産影響評価を実施する必要がある。

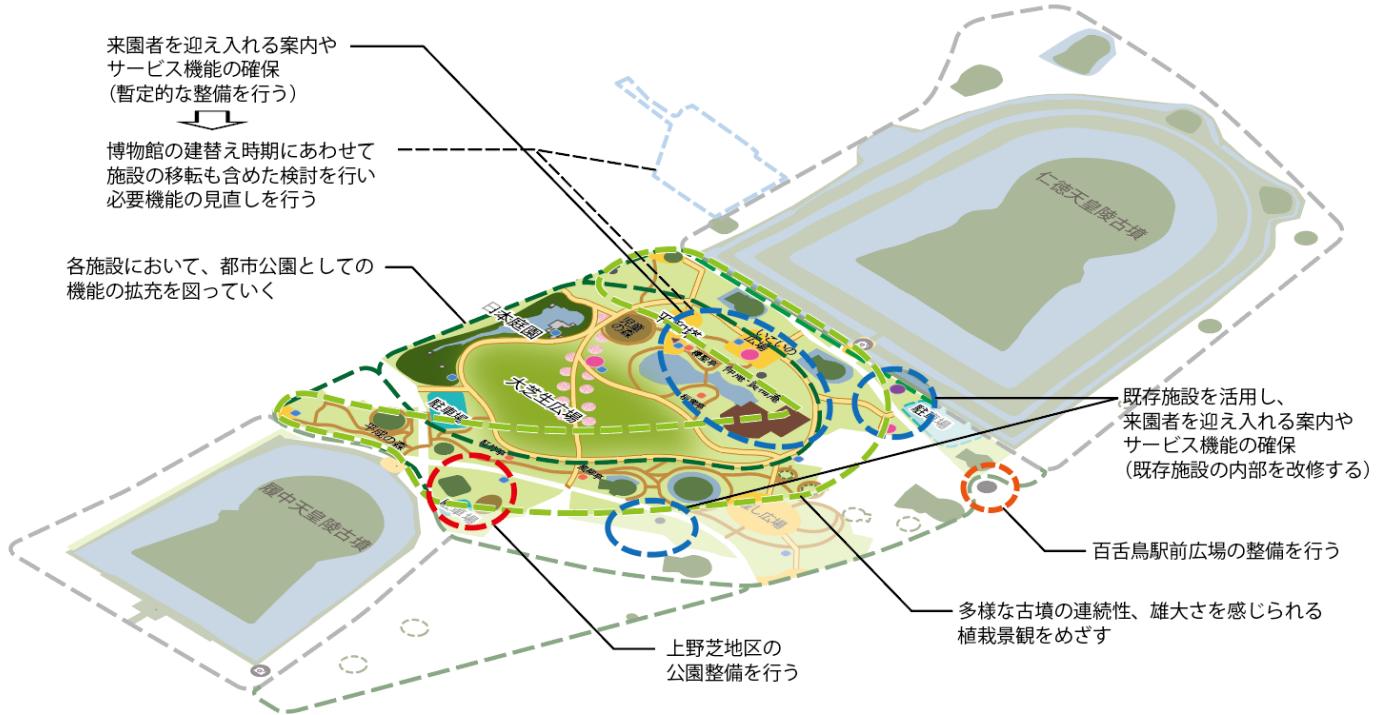
※HIA：世界遺産委員会においては、世界遺産の資産範囲、緩衝地帯及びその周辺において事業が計画された際にその影響を評価する「遺産影響評価」の実施を求められる事例が増えている。

## 大仙公園の短期～中期の変遷イメージ

短期～中期にわたり、世界遺産のある公園として、多様な古墳の連続性や雄大さを感じる公園を目指し、時代の状況・要請に合わせて柔軟に計画を変化させながら、公園の整備を進めていく。

### ■大仙公園の将来像図(短期)

世界遺産のある公園として、現在の公園区域内で、資産に配慮した景観形成と来園者を迎え入れる案内やサービス機能を確保する。



### ■大仙公園の将来像図(中期)

百舌鳥駅前地区について、世界遺産への玄関口となるエントランス空間の整備を行う。



図-42 大仙公園の短期～中期の変遷イメージ



## ■大仙公園の将来像図(短期)



図-43 植栽の考え方イメージ(短期)

# 大仙公園の将来像図(中期)



図-44 植栽の考え方イメージ(中期)

## 8. 地区別整備の方向性

---

### 1) JR 百舌鳥駅前エリア

JR 百舌鳥駅前のエリアが公園として開設された際に、必要な機能や整備する上での課題を整理する。

#### ①整備の方向性

- 大仙公園及びその周辺においては、世界遺産登録に相応しい都市施設の魅力向上が必要であり、その拠点となる大仙公園においては、事業認可未整備区域の事業完成をはじめ、既開設区域の魅力の向上が必要である。
- 特に、JR 百舌鳥駅周辺地域において市内外からの来訪者が多くなる事が見込まれることから、来訪者の利便性、快適性および安全性の向上を図るため、JR 百舌鳥駅前エリアの早急な整備が求められる。
  - ・古墳群と調和した魅力ある環境整備を推進するため、古墳を際立たせる駅前空間の整備を行う。
  - ・駅利用者や道路利用者の利便性、快適性および安全性の向上を図るため、JR 百舌鳥駅前交通広場や都市計画道路出島百舌鳥線の整備を行う。
  - ・整備にあたっては、駅前広場や便益施設と一体となったデザインとする。
  - ・広場では様々な交流が生まれるような仕組みづくりについても計画段階から検討を行う。

#### ②現状と課題

- 駅舎及び駅前
  - ・現状、駅舎のホームや駅前からは周辺の古墳を感じるできない。
  - ・駅周辺に人が集まり、憩うことができるスペースが少ない。
- 交通環境
  - ・駅前にバス停やタクシー乗り場がなく、交通結節点としての機能に劣る。
  - ・駅から南側（長塚古墳方面）へ安全に渡ることができない。（横断歩道が離れている）
- ソフト環境
  - ・案内板はあるが、周遊ルートなどの相談できる場所がない。
  - ・観光案内所などが駅から離れており、認識しにくい。

#### ③整備内容

- 駅及び駅前広場
  - ・駅前には、道路事業により、バスやタクシーが停車できるロータリーが整備される。
  - ・JR 百舌鳥駅の駅舎がリニューアルされる場合には、それに合わせた広場空間の整備や駅舎からの安全な道路横断施設等の検討を行う。
- 公園整備
  - ・JR 百舌鳥駅前から公園への視界が大きく開けることをめざす。JR 百舌鳥駅を降りたときに、世界遺産である古墳群を感じられるよう、古墳群への視界を確保する。
- 駅前からの視点：収塚古墳、仁徳天皇陵古墳の視界を確保する。

○長塚古墳側からの視点：履中天皇陵古墳方向の視界を確保する。

- ・駅に近いところに案内やサービス機能を配置する。整備に際しては、駅舎のリニューアルや安全な道路横断施設等整備との関連性に配慮する。
- ・駅前機能の整備に合わせて、既存の案内やサービス機能についても見直しを行う。

#### ④事業計画

- ・事業区域：JR 百舌鳥駅前周辺（百舌鳥夕雲町二丁）の事業認可区域（4.2ha）。
- ・概算事業費：（整備費） $4.2\text{ha} \times 3 \text{万円}/\text{m}^2 = 12 \text{億} 6 \text{千万円}$
- ・スケジュール：現在、境界確定、用地買収を進めている。中期における整備をめざしている。  
関連する駅前広場は 2023 年頃供用開始予定である。
- ・整備に際してはコンペ方式などにより、世界遺産の玄関口に相応しいデザインを募るとともに、説明会やワークショップなどにより市民の意見や意識の醸成に努める機会にも活用する。

#### ⑤整備に際しての課題

- ・JR 百舌鳥駅のリニューアルされる場合には、それに合わせた広場空間の整備が考えられるが、その際、駅前から南側の公園への安全なアクセスを確保する必要がある。
- ・収塚古墳や長塚古墳を含むエリアの整備となるため、今後、文化財部局で策定予定の「国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第 2 期）」との整合を図る必要がある。
- ・長塚古墳の南側に 4 つ（茂右衛門山古墳、原山古墳、一本松塚古墳、狐塚古墳）、現在、消失している古墳があり、これらの復元方法についても、文化財部局と調整を行いながら適切に整備を行っていく必要がある。

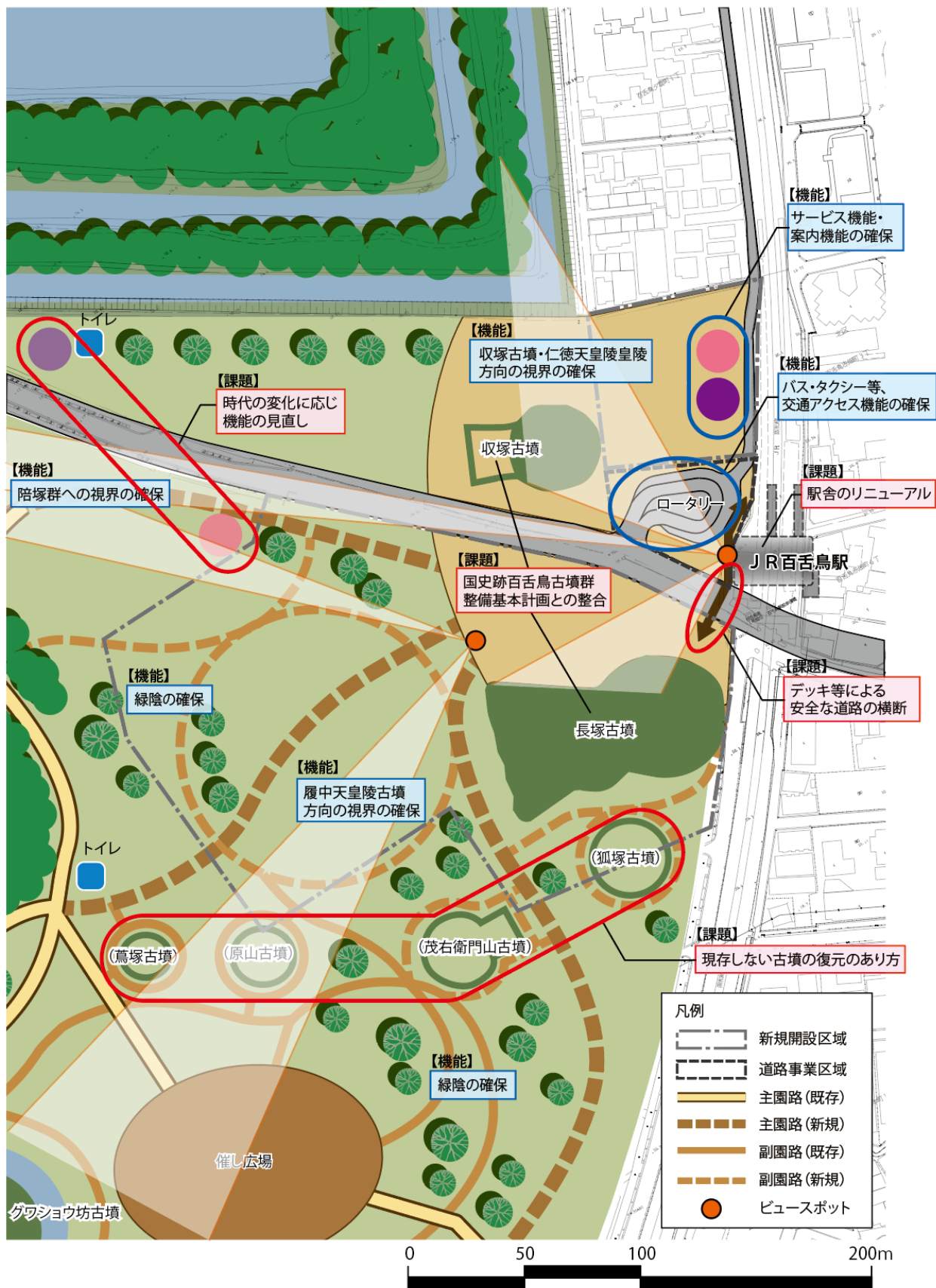


図-45 百舌鳥駅周辺の機能配置のイメージ図



図-46 イメージパース（駅前から仁徳天皇陵拝所方向を見る）

## 2) 大阪女子大学跡地

### ①土地の利用履歴

大正 15 年（1926 年）堺市外にあった大阪府農学校が、大阪女子大学の敷地を含む一帯に移転された。昭和 24 年に浪速大学農学部、昭和 30 年に大阪府立大学農学部となり、昭和 46 年に市内の別の場所に移転した。大阪府立農学校の時代から鉄筋コンクリート造の建物があり、昭和 50 年代に撤去された。

昭和 51 年に、市外にあった大阪女子大学が移転され西側に校舎が建てられた（大仙キャンパス）。昭和 60 年頃テニスコートが整備された。平成 19 年、大阪女子大学は大阪府立大学中百舌鳥キャンパス（堺市中区）に移転し、大仙キャンパスは閉鎖された。

平成 22 年及び平成 24 年に、大阪女子大学の敷地の一部を堺市が購入した。平成 27 年に施設の敷地の西側の部分に存置されていた大阪女子大学の校舎は撤去され、現在に至る。

その後、「百舌鳥古墳群ガイダンス施設」の計画立案を進めていたが、現在、計画は中止となった。

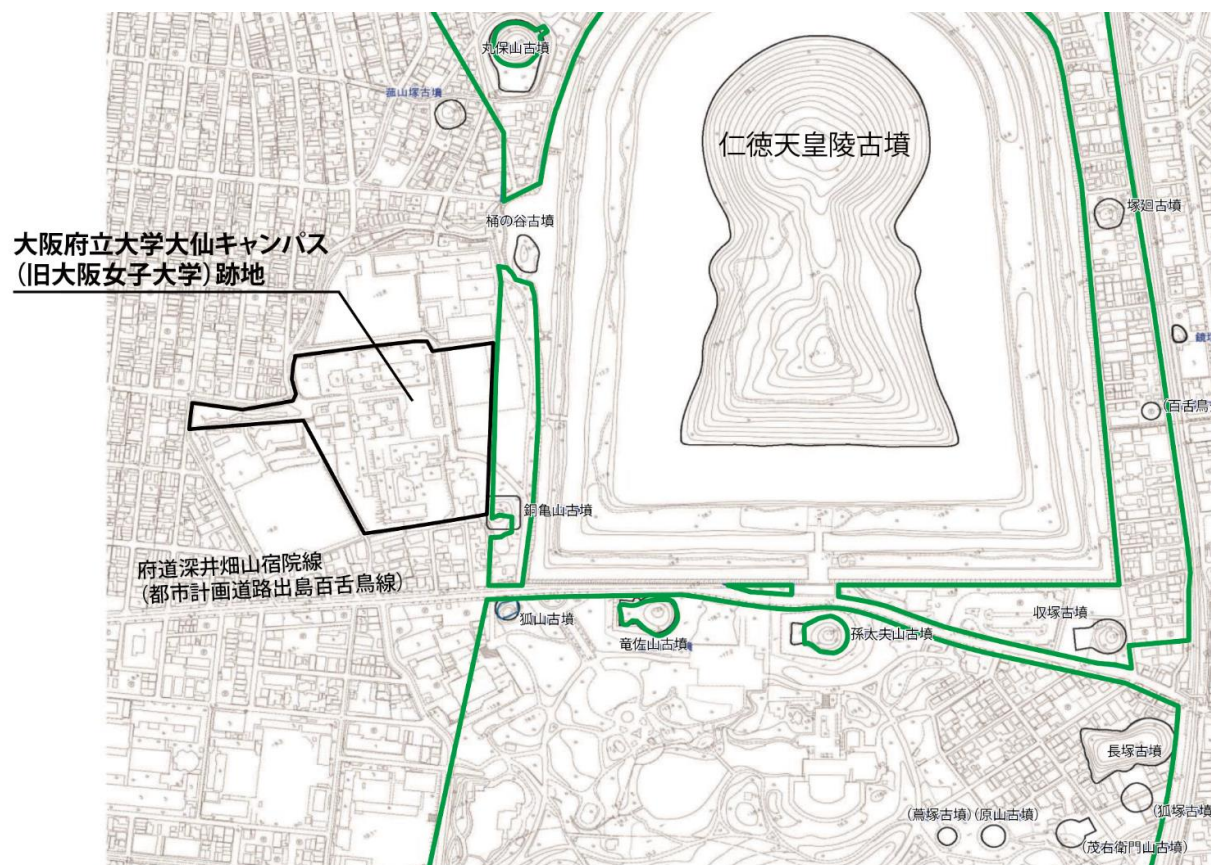


図-47 大阪府立大学大仙キャンパス（旧大阪女子大学）跡地の位置図

## ②整備の方向性

博物館や案内を備えた（仮称）堺ミュージアムの整備を進めることにより来訪者に古墳群の価値や魅力を伝える施設が検討されている。施設整備に際しては、民間活力の導入の場として活用するなど、さらに魅力を向上させる。

### 【施設機能（案）】

- ・博物館、案内
- ・アルフォンス・ミュシャ作品・ヒストリックカー等堺市所蔵品展示機能
- ・飲食、物販

## ③整備に際しての課題

- ・公園区域外ではあるが、仁徳天皇陵古墳西側では唯一と言える空閑地であり、整備に際しては大仙公園との連携が不可欠である。
- ・公園内での短期的な取り組みの成果を踏まえ、大仙公園及びその周辺の魅力をさらに高める機能を見極め、整備を進める必要がある。



## 第4章 今後の検討課題

以下に示す事項については、今後の設計段階において、引き続き検討を行うこととする。

- ① 大仙公園基本計画の基本理念や基本方針を踏まえた、大規模な施設整備のあり方や、整備を進める際の整備計画策定やHIAの導入のあり方
- ② 植栽における、植栽の将来像を踏まえた古墳への見通しを確保する視点場の位置設定と詳細な現場検証のあり方
- ③ JR百舌鳥駅前整備に合わせて周辺エリアが公園として開設された際の、公園の玄関口としての広場空間のあり方
- ④ 今後再検討される大阪女子大学跡地の施設整備において、大仙公園との連携及び相乗効果をもたらすことのあり方
- ⑤ 公園利用者にとって、より質の高い公園サービスを提供するための公園の管理・運営に関する官民連携のあり方
- ⑥ 新たな魅力を創出した公園を市民や国内外に周知する公園情報のPR活動のあり方